第 2 部 ヒアリング企業事例

※以下の記録は、正確を期すためすべて、ヒアリング企業の確認を経ている。なお、ヒアリングは全社共通の事項にわたり行っているが、その掲載に当たっては各社で異なる情報取扱い規定や公開許容判断等から、結果として情報量に大きな差異が生じている。また、製造⑥及び小売⑤に収録される予定だった事例2社分については、企業合併に伴う諸制度の大幅な改訂や、人員削減等による労務構成の変更等、やむを得ない事情により掲載を見送った。

事例1 製造①

1. 全労働力の活用構成

			全労働	力の活用状況('09年	4月1日時点)				労務提	供の質・量	人材活用	の仕組み
区分の呼称	業務 用社	契約	「期、直接・間接雇用/ 、いわゆる正社員、再雇 契約社員、パート社員、 員、委託契約等の該当	募集·採用 要件	人数(概数)	男女比	年齢構成	平均勤続 年数	職務の内容(職種)	所定労働時間の長さ 時間外・休日労働の有無	転居転勤	配置転換職種変更
管理社員					800人	400:1	平均48歳	約23年	管理職	労働時間管理対象外	総合職、及び	
一般社員	無其		正社員	1/3は本社採用 (大卒・院卒以上) 2/3は工場・事業 所採用(高卒・ 高専以上)	2, 050人	10:1	平均38歳	約17年	製造、研究、事務 分野にわたる 総合職・一般職	フルタイム (所定7.5時間) 工場勤務は 夜勤含交替制 時間外・休日勤務あり	本社採用一般 職の一定資格 以上は全国転 居転勤があり 得る。残る一般 職は原則なし	人事権として どちらも有
嘱託A			再雇用社員	定年時管理社員 (本社採用社員) から、能力に応じ て選抜	40人	40:0	平均61歳	約39年	研究職、事務職	フルタイム (所定7.5時間) 時間外・休日勤務あり		本人と合意の上、配置転換はあり得るが、職種変更
嘱託B			嘱託社員	高度な専門技術を 有する者	20人	10:1	平均65歳	約3年	技術職	勤務日数が社員より少 ない場合もある		はなし
嘱託C			正社員採用まで ~1年の試行的 雇用期間	経理スタッフ等の 即戦力となる経験 者を中途採用する 時に活用	(現在は 休眠区分)				正社員に同じ	正社員に同じ		正社員に 同じ
嘱託員	有期契	直接雇用	再雇用社員	定年時一般社員 (工場・事業所採 用社員)で、健康 な希望者全員	70人	20:1	平均61歳	約38年	製造職(生産管理、 生産技術、プラント エンジニア等)、 研究職、事務職	フルタイム (所定7.5時間) 時間外は繁忙時のみ で原則なし・休日なし		本人と合意の 上、配置転 換はあり得る が、職種変更 はなし
特別雇員	契約 労働者	л		軽作業・雑作業に従事する者	90人	1:2	平均49歳	約7年	工場における極めて 限られた職務領域 (食堂、検査、手選) の現業職	フルタイム(星勤のみ) あるいはパートタイム (所定5、6、7時間)時間外原則なし・休日なし	原則なし	なし
契約社員			契約社員/パート社員	期間限定業務、 短時間勤務、 採用時の年齢が 50歳以上	10人	1:9	平均50歳	約10年	生産労務職、事務職	フルタイム(所定7.5 時間)工場勤務は 夜勤含交替制 時間外・休日あり パートタイム(所定5~ 6時間等時間外原則な し・休日なし		本人と合意の上、配置転換はあり得るが、職種変更はなし
派遣社員		間接雇用	派遣会社 登録型社員		約180人	1:2			生産労務職、事務職	フルタイムだが 星勤のみに 限定して活用 時間外原則なし		本人と合意の 上、配置転 換はあり得る が、職種変更 はなし
(構内) 請負社員		317	業務単位の 委託契約						生産労務職			

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

		職務			74 P)	
区分の呼称	主な業務内容	業務の・ 恒常的か/ 臨時・短期的か	生質 同じような業務 に就いている 正社員の有無	責任·権限	正社員と 比較した 客観的な 職務タイプ分類	有期労働契約にしている事由
嘱託A	研究、事務 (基本的には、管理社員当 時に就いていた業務内容 (事業企画・管理)と同じ)	基本的には 恒常的	有	役職は 外れる	同様職務型	定年退職後再雇用者の経験・知識を引き続き活用するため。6 5歳までの雇用を前提に労組と協定しているが、職場配置や処 遇水準・労働条件等を一年毎に面談で提示し、見直すため
嘱託B	顧問技術員、 相談役、通訳・ 翻訳、産業医、 高度研究員	通訳・翻訳、高度 研究員等は臨時・ 短期の必要に応じ る。顧問・相談役、 産業医等は恒常 的	無	役職なし	高度技能 活用型	高度知識や特殊技能を必要期間に限り提供してもらうため。当該労働力の調達市場では、有期が一般的なため
嘱託員	製造、研究、事務 (基本的には、一般社員当時に就いていた業務内容(製造、生産管理、 生産技術・プラントエンジニア、研究、 事務(会計、財務、総務、人事、 営業))と同じ)	基本的には 恒常的	有	職位は 外れる	同様職務型	嘱託Aに同じ
特別雇員	工場における食堂(配膳、洗物)、検査(不良品の目視)、手選(コンベア上に流れてきた中から不要物を弾く作業)	恒常的	無	職位なし	軽易職務型	恒常的ながら内容・成果が定型的な業務、日中の一定時間帯に短時間勤務で可能な業務を切り分け、本人都合(工場・事業所の近隣に住む兼業農家や、子育てを終えた主婦等の中高齢層)と折り合いをつけた処遇・労働条件で勤務してもらうため。本人都合や労働需給等に応じ、契約内容を適宜、見直すため
契約社員	工場における検査、生産労務、工場・事業所における 事務(総務、財務、人事等) ①短期あるいは短時間勤 務の契約・パート社員(受注 変動による一時的欠員補 充)②本来なら正社員登用 してしかるべきだが、高齢で メリットがないため本人希望 で据え置いている契約社員	①臨時•短期 的 ②恒常的	有	職位なし	同様職務型	担当業務内容、責任の程度、予定されている業務ローテーションの有無等は正社員ほぼ同様だが、①は労働契約の反復更新がないことが予め明らかな有期あるいは短時間勤務(優秀な人材をタイムリーに複数名確保するため、派遣社員より直接、求人活動を行うことが現実的・効果的な地域で直接雇用を選択。なお2年以上の雇用見通しが確実な業務等であればそもそも正社員として募集)のため。②は60歳定年までの残余年数が10年未満で、退職金積立等で利得がなく本人が正社員を望まないため。結果として勤続年数も長くなっているが、有期にしているのは、1年年に業務遂行能力の向上や勤怠等と、次年度の処遇の対応関係を見直し、本人合意を取り付ける機会に位置づけているため
派遣社員	工場における生産労務、 本社における事務(総務、 財務、人事等)	臨時·短期的	有	職位なし	同様職務型	正社員同様の業務等(ただしフルタイムでも昼勤のみ)でも、必要性の見通しが一時的・短期的(3ヶ月、6ヶ月、長くても1年先程度まで)にとどまる場合の調整要員として活用

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約の	あり方			実際の更新料	犬況	契約終	了のあり方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	契約締結時 の書面明示	更新のあり方	勤続①1年未満②1年以 上3年未満③3年以上5 年未満④5年以上の割合	個別の最長 勤続年数	予告・手続き	雇止め・ トラブル経験 対応方策
嘱託A		65歳上限		かつては辞令方式だっ たり、初回契約時に55 歳定年雇止め(自動更	①0%②97% ③3%④0%	4年	工場閉鎖 等特段の事 体で期間法	基本的には本 人都合による 更新辞退・退
嘱託B		上限なし	事すべき業		①27%②18% ③14%④41%	14年	情で期間満了退職とせ	職の申し出が ない限り、安定
嘱託員	原則として 1年契約毎	0.0%工队		なっていたが、現在は契約期間満了・更新時点	①22%②73% ③5%④0%	4年	ざるを得な い場合は、 必ず直前の	的に雇用する スタンスにある
特別雇員	T 平 実 新 (本 大 を た に る た に る た に る た に る た に の た に の に る に の に る 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	上限なし (実態として、 本人から辞め たいとの申し出 がない限り、 60歳定年まで 反復更新)		で面接を行い、改めて 「労働契約書・労働条件 通知書」(厚労省モデル 様式に則る)を手交し、 記名・捺印を求めるよう 徹底している。更新の有	①19%②14% ③7%④60%	34年	必 更 新時 原 が 回 で が し が の と 明 れ の れ し が の れ し が の れ し が の れ し が の れ も が も の も も も も も も も も も も も も も	ため、トラブル 経験も一切ない。ただ、工場 閉鎖等でやむ を得ず、期間 満了退職とせ
契約社員	得る)	①は最長2年 上限②は上限 なし(原則60 歳定年まで継 続的に雇用)	由・手続き、 臨時賃金、 退職手当、 社会保険に	徹底している。更利の有無・判断基準は、同書面上に「本人の健康状態、働きぶり、担当している業務の継続を勘案し、更新があり得る」と記述	現在、在籍人	ì.	行ってい る。なお、 中途解約 は行ったこ とがない	両」返載とせ ざるを得ない 場合に備え、 退職慰労金を 積立てるなどし ている
派遣社員	3ヶ月 あるいは 6ヶ月							

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

		処遇状況								正社員	
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	基本給	手当	賞与	退職金	福利 厚生	社会 保険 適用	適用 される 就業規則	均衡 待遇 対象	転換対象	労組 加入
嘱託A		公的給付を含め、正社員 当時の年収総額の55~ 80%水準になるよう設定	社員と同じ			食堂・更		社員 就業 規則			
嘱託B	年俸制	年収総額で個別契約(勤務 時間や日数、年齢等に違い があり、一概に比較はでき ないが、総じて正社員の 平均年収の50~100% 程度に分布)	通勤手当	原則込み	無	衣憩の厚設用が室室福生の及門の	雇保 健保 厚年	社員 就業 規則			
嘱託員		公的給付を含め、正社員 当時の月給額の55%水準 になるよう支給	社員と同じ	有(正社員当 時の85%水準 になるよう支給)	無	休暇関 係は正 社員同 様。慶弔		嘱託員 就業 規則			09年10 月に組織 化の予定
特別雇員	時給制	採用時給(地域相場、最低賃金等を加味して設定) + 工場・事業所毎のルールで若干の昇給あり ※旧来からの制度を継続 ※平均時給は850~1,50 0円程度	通勤手当	有(人事考課に応じて支給)	有 (勤続年 数に応じ て支給)	は見や住金関資積を ののである とのでは、 これのです。 これの でんけん こう いいい こう はいい こう はい こう はいい こう はい	雇保健保厚年	特雇就 規 規		制度でいい、転換	一部準組合員
契約社員	月給制	類似正社員(事業所採用のて で08年4月、処遇制度を改え			己慮し	係は適 用せず	雇保 健保 厚年	契約 社員 就則	対象とし て認識 し措置し ている	実績もあり	
派遣社員	時給制		なし								

- 直接雇用・有期契約労働者の活用については、基本的に現場(工場・事業所)単位に委ねてきた。その実態を横串でみると、似たような業務に就きながら、嘱託、期間工、臨時雇い、日雇い、準社員、契約社員、パート、アルバイト等さまざまな呼称(直轄で約 140人)で扱われており、処遇ルールや就業規則も異なる状況にあった。そこで、改正パート法の施行を機にその雇用管理手法を見直すこととした。具体的には、担当業務内容、責任の程度、予定されている業務ローテーションの有無・範囲の各要素で比較し、正社員と同一とみなし得るか否かで嘱託社員、特別雇員、契約社員、正社員登用の4グループに分類するよう指示した(グレーゾーンの者については、今後どのように活用するかの方針も含め、直属の現場長に整理させた)。なお、グループ関係会社(約 450人)にも、同じ基準に則って 09 年 4 月までに見直しを終えるよう指示して実態調査を行い、改定状況を確認した。
- ・ その上で、とりわけ契約社員については、正社員<担当業務内容、責任の程度、予定されている業務ローテーションの有無・範囲がほぼ同様である、工場・事業所採用の一般職 F級(高卒等入社から勤続 10~15 年目程度の格付け、一般社員クラス)、及び J級(同 5年目程度、一般社員クラス)>との均衡に配慮した処遇制度へ改定し、就業規則も見直した。契約社員には、①短期あるいは短時間勤務の一時的欠員補充者②恒常的業務を担い能力も備えており本来なら正社員にしてしかるべきだが、定年までの残余年数が 10 年未満で正社員になるメリット(退職金・企業年金の積立リターン)がなく、本人合意の上で留

まっている者――の2タイプがある。新たな処遇制度では、①については正社員の役割資 格給の基準内賃金平均額の80%相当を目安に、経験、技能、知識等を加味してF級相当(上 位 22 万-中位 19 万-下位 16 万円) あるいは J 級相当 (同 14.5 万-13.5 万-12.5 万円) へ格 付ける(時給で対応する者は同額を所定内労働 7.5 時間で除して設定)こととし、②につ いては同100%相当を目安に、経験、技能、知識等を加味してF級相当(上位28万-中位 24 万-下位 20 万円) あるいは J 級相当 (同 18 万-17 万-16 万円) へ格付けることとした。 また、①②とも初任格付けからの昇給は 1 年単位で、対象者の経験、技能、知識のほか、 勤務の成果、能力、意欲に対する評価(A:期待を超える成果=2%アップ、B:期待以上 =1.5%、C:期待通り=1%、D:期待以下=0.5%、E:期待を大きく下回る= $\pm 0\%$ -一の5段階)を個別に反映することとした。さらに、住宅手当を除く各種手当(通勤手当、 交替手当、休日振替手当、特別休日出勤手当)も、正社員の制度を準用して支給。賞与は、 人事部が半期毎に通知する期間雇用者の期末報酬の支給額範囲で成果、能力、意欲に対す る評価を加味して支給する(結果として、08 年冬季の実績は、39 万~58.5 万円で正社員 の 40%水準程度まで引き上げられた) こととし、退職慰労金についても、①は6ヶ月単位 に 1.2~1.5 万円ずつ加算、②は退職時年収(基準内賃金+期末報奨金)×3%×勤続年数 の算式により支給――することとした。こうした措置の結果、年収ベースで大幅にアップ する者も少なくなく、同社では一定の均衡待遇化が図られたと考えている。

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

- ・ 改正パート法の施行を機に、有期契約労働者の雇用管理手法を見直す中で、「同社での勤務経験が1年以上あり、定年までの残余年数も10年以上ある」契約社員・特別雇員(及び派遣社員)を対象に、07年7月、正社員へ登用するための制度を整備した。この制度は、対象者について所属部門が、①業務に対する即戦力度(担当業務に関し正社員に劣らぬ知識・経験と、責任感や判断能力等の充分な保有資質がある②担当する業務に(周辺業務の知識も含む)ある程度の専門性がある③今後の職域について、開拓(対象者に担当させる業務が限定的ではなく、将来職務の変更も含めて活用できる)可能性がある④業務上、必要とされる期間が(特定プロジェクト等により)有限でない⑤同社の人事給与制度の範囲で処遇(報酬水準)・格付けができる⑥勤務形態の制限がない(正社員と同じ就業形態での勤務ができる)——という一連の登用基準を満たしていると判断した場合に、本人の意思を確認した上で社員登用推薦書へ記載し、人事部へ上申するというもの。これを人事部で精査して改めて当人と面接を行い、適性検査を実施(総合職として採用する場合はさらに役員面接も実施)して、採用可否を判断(登用決定となれば管理区分および格付けを内定)する。
- ・ こうした制度に基づき、契約社員・特別雇員の直轄からは55人、派遣社員からは09年間題への対応(直下型不況に伴う受注急減もあり、対象者のうち直雇用へ移行させること

ができたのは約3割にとどまった)も含めて10人が、正社員へ登用された(08年4月時点の実績。その後も、経理、システム等の本社事務職で、派遣社員からの正社員登用が続いている)。制度の構築以前も中途採用のルートを活用することで実質的な正社員登用を行ってきた経緯はあったが、実際に登用した者をみると、結果として(就職氷河期を経験したような)若年層が中心であり、40歳を過ぎた人などは登用され難い傾向がみられた。今回の制度化を通じて、登用実績は、工場・事業所の近隣に住む兼業農家や、子育てを終え再び本格的に働き始めた地元主婦等の中高齢層を含め、最年長49歳まで伸びることとなった。

事例2 製造②

1. 全労働力の活用構成

	全第	分働力	の活用状況(*	09年4月1日時	点)			労務提供の	質·量	人材活用	の仕組み
区分の呼称	/業績 再雇	務契約、 用社員、 派遣社	直接・間接雇用 いわゆる正社員、 契約社員、パート 員、委託契約等	人数 (概数)	男女比	年齢構成	平均 勤続 年数	職務の内容(職種)	所定労働時間の長さ 時間外・休日労働の 有無	転居転勤	配置転換職種変更
基幹職				1,820人	9:1	平均45歳	約21年	管理職(コア・マネジメント)	労働時間管理 対象外	総合職は 全国転居	
一般従業員	無期		正社員	5, 900人	9:1	平均38歳	約16年	一般社員(コア・実務) 本社採用(大卒以上):事務・技術系総合職(国内・海外営業、資材調達、人事、総務、経理、生産管理、情報システム、研究開発、開発・設計、品質管理3,400人地区採用(高卒以下):技能系一般職2,500人		転一工移性のないにより、も業に得いている業に得り、も業に得り、とこれには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、	人事権と してどちら も有
再雇用者			再雇用社員	295人	9:1	平均60歳	約40年	事務·技術職、生産労務職	フルタイム(所定8 時間)、時間外あり 得る・休日なし		
顧問•嘱託			嘱託社員	125人	9:1	平均50歳	約5年	専門性の高い 事務・技術職	個別契約		
期間従業員	有期契約労	直接雇用	契約社員	80人	9:1	平均35歳	09年3 月新設	生産労務職 一部、製造間接部門の 事務職	フルタイム(所定8 時間)時間外あり得 る・工場は休日もあ り得る	工場・事業 移転等に	意の上、
パート タイマー	働 者		パート社員	370人	7:3	平均35歳	約3年	製造現場の補助実務職 320人 製造間接部門の事務職 50人	短時間勤務(5時間、6時間、7時間)、時間外は繁忙時のみで原則なし	伴い打診 することが あり得るが 原則なし	配置転換はあり得るが、職種変更はない。
派遣従業員		雇間 用接	派遣会社 登録型社員	1, 140人	7:3			生産労務職(主に男性) 本社・事業所等の事務職 (主に女性)	原則としてフルタイム、時間外もあり得る・休日なし		はなし
協力員			i単位の 負契約	2, 500人	9:1			製造現場(専門・特殊的で 社内に技能を要する人材 ペノウハウを持たない、切 り出し可能な工程(検査、 塗装等))の生産労務職			

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

		職務				
区分の呼称	主な業務内容	業務の 恒常的か/ 臨時・短期的か	性質 同じような業務 に就いている 正社員の有無	責任•権限	正社員と比較した 客観的な 職務タイプ分類	有期労働契約にしている事由
再雇用者	コア・実務全般 (原則として正社員 当時と同一職務)	恒常的	有	職位は 外れる	同様職務型	正社員の定年退職後の雇用形態(高年齢者雇用安定法に対応)として、経験・技能等を有する高齢者を活用するため。職場配置や処遇・労働条件等について、1年毎に見直す労使協定があるため
顧問•嘱託	技術・開発分野の 高度専門家や、 プロジェクト管理を行う 専門マネジャー等	恒常的 (ただし高度研究 員は臨時・短期 の必要に応じる)	無	役員クラス 部長級あり	高度技能 活用型	技術・開発分野の高度専門家や、プロジェクト管理を行うマネジャー等、豊富な経験と幅広い知識に基づく専門能力を一定期間活用する (満60歳以上が多い)ため。賞与や退職金等の有無も含めて年俸制で契約し、個別交渉で適宜、見直しを行うため
	製造現場の実務(新 規事業分野を中心に 配置)	恒常的	有	職位に就く ことはない	生産労務ぼ はほぼ は様な は は は は は は し な の 職 な 務 準 職 で 務 準 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	製造派遣の09年問題に対応しつつ、不確実性の高い新規注力事業 (繁閑調整が大きい、事業毎工場移転される余地も大きい)が、安定 収益事業に成長するまでの製造現場の実務を担う人材として、雇用調 整を行いやすくしておくため(同社では、安定収益事業まで成長し、生 産性向上による収益幅拡大等が求められるようになった場合は、一般 従業員とバートタイマー、協力員を中心とする雇用ボートフォリオを原 則としている。そのため、新規注力事業の成長度合いを見据えつつ、 実力をつけた期間従業員等から徐々にコアへ吸い上げてゆく方が、 固定化要員をギリギリまで留保し得る点で経済合理性が高いと考えて いる)。6ヶ月~上限3年の間に、派遣従業員から一般従業員(永年勤 続をベースにコア業務に従事させつつ長期的に育成するリーダー・ベ デラン人材)へ登用するにふさわしいかの適性を見極める、試行的雇 用期間(ただし、期間従業員へ採用時点で是非、一般従業員にした いと現場が期待する優秀者と、派遣従業員当時と同じ労働力としてもう 3年だけ熱予したい通常者の2タイプがいる)に位置づけるため(正社 員の試用期間は実質的に機能しないため)
パート タイマー	製造現場に付随する 補助実務(安定収益 事業分野を中心に配 置)、製造間接部門の 事務補助	安定収益事 業分野で恒 常的	無		軽易職務型	製造現場における恒常的だがノウハウの必要がない単純・補助実務を、地元主婦、兼業農家等の労働力を活用(競労調整等、本人都合を優先)しながら、人件費を圧縮しつつ担ってもらうため。雇止めするケースは、工場移転や事業改廃による担当業務の中止等に限られるが、にも係わらず有期労働契約の反復更新にしているのは、旧来から続く制度のまま継続している側面が強い
派遣従業員	製造現場の実務(新 規事業分野に配置、 及び安定収益事業分 野で一時的に発生した需要の盛り上がりに 対応)、本社・事業所 等における事務	臨時•一時的	有		別職務・ 同水準型	高操業時に調達する臨時的な現業労働力であり、割高だが募集・採 用コストを含めて外部化でき、事業・工場毎の受注繁閑に対応した要 員調整を、(期間従業員等より)スピーディーに行いやすいため

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約	」のあり方		実際の更新料	犬況	契約終了のあり方	
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	更新のあり方	勤続①1年未満②1年以 上3年未満③3年以上5年 未満④5年以上の割合	個別の最長 勤続年数	予告・手続き	雇止め・ トラブル経験 対応方策
再雇用者	1年契約毎 更新	65歳上限	契約期間満了・更新毎に面 接を行い、「労働条件通知 書」を手交(記名・捺印)	①4割②5割③1割弱④0	4年	最終更新時点で、「次回更新なし」を明記の上、本人とも確認	健康状態等、 本人辞退によ る場合が多く トラブル経験 は一切ない
顧問•嘱託	個別に決定 (基本的に は1年契約 毎更新)	満60歳以上が 多く、基本的に は5年上限	契約期間満了・更新毎に面接を行い、「労働条件通知書を手交(記名・捺印)。更新の有無・判断基準については「会社の必要性判断と、本人の意向に基づき更新する場合がある」と記述			最終更新時点で、「次回更新なし」を明記の上、本人とも確認	健康状態等、 本人辞退によ る場合も多く トラブル経験 は一切ない
期間従業員		最大5回限度 (勤続3年上限)	契約期間満了・更新毎に面 接を行い、「労働条件通知	(2009年3月 制度開始)	1年	最終更新時点で、「次回更新 なし」を明記の上、本人とも確認	トラブル経験 はないが、 未然防止もあ
パート タイマー	6ヶ月契約 毎更新	明確な定めなし (実態として反	仮を打い、「万喇架計画知 青」を手交(記名・捺印)。 「期間満了時の会社・事業 部門の経営状況、担当する 業務量(該当者の能力、態 度、健康状態)により、契約 満了後さらに6ヶ月以内の期間で更新する場合がある」と 記述			期間満了退職とせざるを得ない場合(工場移転(通勤先の変) 東一や、事業改廃に伴う担当業務の中止等に限られる)は、契約満了の少なくとも30日前までに、書面で通知の上、求められれば口頭でも説明。中途解約は行わない	水 () () () () () () () () () (
派遣従業員	3ヶ月・6ヶ 月契約毎 更新	法定通り(26業 務は受入制限 なし、自由化業 務・製造派遣は 3年上限)					

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

・同社では、正社員が班長、職長といった役職に就き始めるのは30代後半からであるため、期間従業員等の有期契約労働者と、比較可能な類似正社員を強いてあげるとすれば、同じ製造ラインに混在して配置され、見かけ上の業務には大きな違いのみられない、入社10年目程度までの一般従業員(工場・事業所を束ねた地区単位で、高卒・高専卒を中心に採用される技能系一般職)が相当することになろう。とはいえ、学歴・年齢要件を設け、人物資質・潜在能力を厳選して採用して永年勤続をベースにコア業務に従事させ、長期的にリーダー・ベテランとして育て上げる方針の正社員と、あくまで臨時・一時的な労働力として、期待する業務をこなせるか否か以外は不問で採用する期間従業員(入職時は派遣従業員)では、人材としての価値・位置づけが全く異なるため、同社では、均衡待遇の必要性はないし、そもそも均衡を考慮しようもないと捉えている。

				処遇状況					均衡	正社員	労
区分の呼称	年俸/月 給/時給	月給	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就業規則	待遇対象	転換対象	組加入
再雇用者	月給制	定年到達時基準賃 金(本給+職能給+ 成績(業績)給)× 0.5	時差·休日出 勤手当、時間 外手当+通 勤補助手当	有 (再雇用時 基準賃金× 一般社員の 支給月数× 0.8)	無	休暇関係 は正社員 に同じ だが、 福利厚生	雇用保険 健康保険 厚生年金	再雇用 制度に 関する 規程			0
顧問•嘱託	年俸制	受入れ時の個別交渉で設定する年俸制(ただし正社員を上回るケースはない)	通勤補助手当	基準賃金の 4.3ヶ月分	個々の 契約に より 有/無	田内 のうち 住宅・住 資金援(住 資金を (住 資金を (全 資金を (全) (本) (本)	雇用保険 健康保険 厚生年金	関する			
期間従業員	月給制	個別に設定(基準賃 金一本)・昇給原則 なし	時一時 時期 時期 時期 時 時 時 時 時 時 所 等 (高 温 、 十 当 。 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	有 (一般社員 の6割程度 (個人業譲評 価結果に応 し、0~7.5千	有職金、通年で	社内積立 関係(財 貯蓄、 大制度) は 適用保 ず。 所・	雇用保険健康保険厚生年金	期間 従業 就規程		期間従業員 →正社員へ 制度化 実績あり	
パート タイマー		採用時給+α 昇給は原則なく、 個人業績評価結果 は賞与に反映	時差·休日出 勤手当、時間 外手当+通 勤補助手当	円の範囲で 段階(1.5千 円ピッチ)で増 減))	6ヶ月毎 に1万円 (パートタ イマーは 5,000 円)ずつ 積増し)	体育館、 生活支援 パッケー ジ契約等 は適用	雇用保険 健康保険 厚生年金	パート タイ マー 就業取 扱規程		パート タイマー→ 正社員へ 制度化 実績あり	
派遣従業員		採用時給(+事業所 毎のルールで昇給 あり)を継続								派遣→期間 従業員へ 制度化 実績あり	

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

・製造派遣の09年問題に直面1し、同社では3年上限に到達した派遣従業員から、直接雇用へ切り換える登用区分として「期間従業員」を09年3月に新設した。併せて、最短6ヶ月~3年上限で人物資質等を含めて見極めたうえで、正社員(地区単位で採用・契約される

 $^{^1}$ 結果として、09 年 3 月末時点の対象者のうち 1/5 が直接雇用の期間従業員、1/5 が直接雇用のパートタイマー、1/5 が業務請負、残る 2/5 は操業不足もあり契約期間満了に伴う退職となった。

- 一般従業員)に登用され得る(登用されない場合は、期間満了退職となる)制度も整備した。これまでも現場の判断により、優秀な派遣従業員を正社員(同)へ中途採用するケースはあった。今般の制度化に伴い、派遣従業員から直雇用へ転換する時には、必ず期間従業員のプロセスを経て正社員に登用するよう統一された。
- ・ 活用上限に達した製造分野の派遣従業員から期間従業員への登用については、人選を完全に現場へ委ねており、具体的には、現場長の判断で候補者を面接して新たな労働条件を提示し、本人の意志を確認するのみで決められる。統一的な人材要件も設定しておらず、試験等もない。期間従業員の中には同社特有の技術力を備え、働きぶりも真面目で積極的に正社員にしたい優秀者(の試行的な雇用期間の意味合い)と、派遣従業員時と同等の労働力として、もうあと3年(上限の範囲で担当する業務の高操業が続く限り)雇用したい通常者の2タイプが含まれている。09年問題時の派遣従業員から期間従業員への登用実績は約80人で、そのなかには、高卒・高専卒後、製造現場に就職したものの職場が合わずに転職したり、就職氷河期世代でそもそも希望する就職先が見つけられなかった若年層が多く含まれている。
- ・ 一方、制度の仕組みとしては、①1回以上契約を満了(6ヶ月以上勤務)している期間従業員の中から、②正社員一般従業員として登用するにふさわしく、③労働条件に同意できる人材――を現場で選別してもらい、各地区単位で確保している新卒・中途を含めた年間の採用人数枠(経営会議で年初に決裁される)内で申請する形になっている。その上で本社人事部が、教養的な筆記試験(最低限の常識をみる程度のもので、点数が合否を左右することはない)と面接を行い、事業見通しや経営状況、人材のバランス等を勘案しながら、登用する人数や配置等を慎重に判断することにしている。なお、改正パート法の施行に伴い、一部工場・事業所では先行して、パートタイマーから一般従業員(地区採用・契約の事務系一般従業員)への登用の機会も設けている。具体的には、中途採用の募集に当たり、現在働いているパートタイマーも対象に加えて掲示・告知するようにしている。

事例3 製造③

1. 全労働力²の活用構成

:	全労	働力の	の活用状況('09年4月1日	日時点)			労務提供0)質•量	人材沿 仕組	.,
区分の呼称	用/ 社員	業務契、再雇用	、直接・問接雇 約、いわゆる正 用社員、契約社 :員、派遣社員、 の該当	人数	男女比	年齢構成	平均勤続年数(※)	職務の内容(職種)	所定労働時間の長さ 所定時間外・休日労働 の有無	転居転勤	配置転換職種変更
嘱託社員			契約社員	80人	4:6	平均 42. 0歳	平均2.8年 ※定年後 再雇用者を除く	アドバイザー、看護師 産業医、通訳・翻訳 マルチリンガル等 (比較的軽易な業務も 一部存在)	事業所により 異なるが、基本は 8:30~17:00		
職種限定社員			契約社員	30人程度	0:10	平均 31. 2歳	平均2.3年	受付、電話交換 用務専業	(実働7.5時間)		
パートタイマー	有期	直接	パート社員	30人程度	0:10	平均 53. 3歳	平均16.8年	メール業務、作業服管 理、物流等	契約による		配置転換
期間社員 (技能系)	州契約労働	雇用	契約社員 (技能系)	2, 339人	7:3	平均 30.3歳	平均1.1年	主に工場における製造関連業務(製品・部品の加工・組立、装置オペレーション等)	事業所により	無 (事業所・ 工場限定)	はあり得るが、職種変更はなし
期間社員 (事務・開発系)	者		契約社員(事務系、技術系)	658人	4:6	平均 32. 1歳		事務業務(データ入 力、伝票整理、資料作 成等) 研究関連業務(製品の 動作チェック、各種実 験、測定データ 入力等)	異なるが、基本は 8:30~17:00 (実働7.5時間) 交替勤務もある		
派遣		間接雇用	派遣会社 社員	2, 685人	8:2		平均2.0年	研究開発関連業務、 機械設計、ソフトウェア 開発、通訳・翻訳等	契約による		

※同社の期間社員制度は、技能系はおよそ2007年春~夏頃、開発・事務系は2008年に立ち上げられた(拠点により異なる)。そのため調査時点では、(2年11ヶ月の)最長期間まで在籍して退職した例はまだなく、仮にそれ以前から在籍していても、制度創設時からの勤続年数でしかカウントできない人が多数混在していることになる。したがって平均勤続年数は、必ずしも「平均的な就労者がその程度の期間で退職した」ことを示すものではない。同様に、正社員登用で転換した場合も、社員区分別ではその時点までの計算になる

-

² 正社員を含めた雇用区分は他にも存在するが、本事例では直接・間接雇用の有期契約労働者及び(有期)委託 契約等労働力に限って明示する。

2. 有期契約労働者に任せている職務と、有期労働契約にしている事由

		職務		正社員と	
区分の呼称	中核的業務 恒常的か /臨時・ 短期的か	例性質 同じような 就いて社 る正社 の有無	責任• 権限	比較した客観的な職務タイプ	有期労働契約にしている事由
嘱託社員	基本的			高度技能 活用型	無期的運用にも係わらず、有期労働契約のままとしているのは、 専門的過ぎる業務で正社員の処遇体系では対応し切れないため。 雇用量がそれほど多くないこと、希望に即した処遇が確保されている こと、業務・時間限定等により特別な雇用区分とする合理性に本人が 納得しており、そもそも正社員化ニーズがないと理解していることから 有期労働契約にしている
職種限定社員	には恒常的	無		別職務・ 同水準型	業務限定を希望・合意して入社しているため、月給制ながら正社員とは異なる人材活用に位置づけられていることを明確にする意味合いから、また今後、自動化・機械化等に伴い、職務自体が消失する可能性もあり得ることから、有期労働契約にしている
パートタイマー			原則、 正社員 同様の	*	短時間勤務(時給制)で可能な業務に限定し、多様な働き方を選択できるようにするため、別雇用区分としている。本人のニーズに対応し適宜、働き方等契約内容を見直すため、有期労働契約にしている
期間社員 (技能系)	業務自体 は恒常的		職位に就かせることはない		有期労働契約にしている事由には、操業変動(季節循環、受注繁閑)に伴う真に臨時的・一時的な業務部分で活用したい、あるいは不確実性の高い新規事業等であり先行き見通し(要員計画等)が立てにくい業務部分で活用したいという2つがあり、製造系は業務量
期間社員 (事務・開発系)	に存べ、 に存れ、 におい に調整の に調整が ある では にない にない にない にない にない にない にない にない にない にない	有		軽易 職務型	変動周期が短く、変動幅も大きいため6ヶ月契約毎更新、事務・開発系は製造系よりは見通しが経ちやすく、変動幅も小さいため1年契約毎更新としている。いずれも最長2年11ヶ月を雇用上限としているのは、①繁閑調整のための労働力活用という合理性に照らせば(中期経営計画等を超える)3年以上にわたり使い続けるのは適当でないだろうという判断②労基法第14条(1回の労働契約期間が3年上限であるという条文の意味自体は正しく認識しているが)を踏まえ、3年超に及ぶ有期労働契約は好ましくないという解釈――からである
派遣	,,,,,,,,,			高度技能 活用型	専門的な知識・技能を要する業務人材を、操業変動(季節循環、受注繁閑)や、新規事業等の先行き見通しに併せ、必要な期間のみ効率よく活用するため

[※]労働時間により業務内容も異なるため、一概に言えない

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約のあり)方	tim 64 64 64 64 mt -		実際の更新状	: 沈	契約終	了のあり方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	契約締結時の 書面明示	更新のあり方	勤続①1年未満②1年以上 3年未満③3年以上5年未 満④5年以上の割合	個別の最長 勤続年数	予告・手続き	雇止め ・トラブル経験 対応方策
嘱託社員	1年契約毎更新	上限なし(旧来制		契約満了の2ヶ月程度前 に、所属長が本人と面談を 行い、本人の就労意思を 確認するとともに、過去 数ヶ月にわたる業績評定	①約35% ②約50% ③約3% ④約12% ※定年後再雇用者を除く	32年 ※定年後 再雇用者を 除く	左記面接 において 次回更新 がない旨	
職種限定社員	1十天初	度からの 慣行とし て反復 更新して おり、	契更判就等所 期の有準、 期の有準、 が表場が、 発験する。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	(業務遂行能力に問題がないか、業務改善提案ができているか、勤務態度は良いか、出勤率はどうかなお、本社に報告する。本社の当	①約20% ②約55% ③約15% ④約10%	6. 5年	を通知し、 満別により 関系である。 を行う場合	本人の失踪等やむを得ない事情により、契約
パートタイマー	6ヶ月/1年 契約毎更新	無期的に 運用)		該部署では、業務量の先 行き見通しを踏まえ、個別 資質の確認を行った上で、 更新可否を決定し、1ヶ月 前には本人に通知、新た	①0% ②0% ③0% ④100%	27. 2年	で、その次 の更新が ないことが 明らかな 場合、	を破棄せざるを得ないケースを除き、中途解約することは
期間社員 (技能系)	初回5ヶ月 その後は6ヶ月 契約毎更新	通算勤続 年数の 最長で	支払い時期、 退職・解雇 事由・手続き、	な労働契約書・労働条件 通知書を手交(署名・捺 印)する。更新の有無・判 断基準については、それぞ れ各就業規則及び個別の 労働契約書中に、「業務遂	①約50% ②約50% ③0% ④0%	2. 8年	期間社員 に当該契約 で2年11ヶ月となる場合、労働契	ないため、 特段の トラブル経 験はない
期間社員 (事務・開発系)	初回11ヶ月 その後は1年 契約毎更新	取び 2年 11ヶ月		行能力(業務の性格性)、 改善活動への関与、勤務 状況(勤務態度、出勤率) を勘案し、更新することが ある」と記述している	①約60% ②約40% ③0% ④0%	1. 0年	約書に次 の更新が ない旨を 明記する	
派遣	3ヶ月/6ヶ月/ 1年契約毎更新	専門26 業務のみ のため 上限なし						

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

- ・ 同社の期間社員は技能系が 07 年、事務・開発系が 08 年にそれまで臨時業務などに多く 在籍していた派遣社員など外部労働力について、技術・技能の内部留保などの観点から、 過度の依存を是正し、直接雇用率を高めるために導入された。同社は正社員も原則、技術系・技能系・事務系に分けた採用をしているため、技能系期間社員と類似する職務領域に ある正社員は技能系正社員 (高専、工業高校卒中心)、事務・開発系期間社員と類似する職務領域にある正社員は事務系正社員 (大卒以上) や技術系正社員 (大卒、高専・高卒以上) がある。しかし、例えば正社員は技能系であれば工程改善やラインリーダー、事務系であれば企画立案、開発系であれば高度開発設計業務まで従事する一方、有期契約労働者については比較的単純な業務がほんとであるなど、両者の人材活用の仕組み・運用等を明確に区別していることから、均衡待遇の必要性はないと考えている。とはいえ、現状はフルタイムで働く期間社員の賃金水準は、年収ベースで正社員(担当する職務・職責に基づく範囲職務給。正社員にも家族手当、住宅手当など諸手当は原則ない)の相当職種の新入社員程度となるように措置している。
- ・ 同社は、「有期労働契約だから処遇が抑制されてしかるべき理由はなく、むしろ雇用が安 定しないリスクを負う対価としての確立が必要な側面がある」との問題意識も有しており、 有期契約労働者の処遇に関しては、人材活用戦略として、内部コア層の厚みを増していく 方向にあるなかでの今後の検討課題と捉えている。

				処	L遇状況				均衡	正社員	労
区分の呼称	年俸/月給/時給		手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就業規則	待遇対象	転換対象	組加入
期間社員(技能系)	時給制	昇給(年1回)あり。 昇給の有無及び 昇給額は業績 評定(4ランク)に基 づき、0~最大 50円(時給)増の 範囲で決定する	皆勤手当 (出勤率確保 のため) 交代勤務手当 時間外当 時間出費全額 交給	無	退職金自体はなしただし長期勤務慰労金が1年単位、契約更新時一時金が6ヶ月単位で支給される(定着率が低いため、インセンティブを挟み継続を推奨する狙いがある)	正社員を含めた 全社員が対年なの 健康保険(正社 員登用時の持越 し可) 各種度の利厚生 制度の利用	対象	専用就則		対象とし認識としい。制度におり	
期間社員 (事務・ 開発系)	日給月給制	昇給(年1回)あり。 昇給の有無及び 昇給額は、業績 評定(3ランク)に基 づき、0~最大 7,500円増の 範囲で決定する	交替勤務手当 時間外手当 休日出勤手当 交通費全額 支給		契約期間月数に応 じた退職一時金(満 額35万円)あり	余暇促進のための体育文化施設・保養所の利用 期場内コミュニケーション補助金制度		専用就規則		におり 転績も あり	

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

・ 期間社員については入社時点で、募集拠点の人事部門が、書類選考→選考試験(面接及 び適性テスト)を行っている。正社員への登用は制度化されており、最長2年11ヶ月の 在籍期間中に、技能系期間社員で最大3回、事務・開発系期間社員で最大2回³の応募が可

³ 1回目の受験は原則初回契約期間終了後、2回目以降の受験は前回受験後1年経過以降としている。

能である。登用試験は2段階で行う。1次試験では職場の評定結果(主に勤務状況と勤務 成績)と筆記試験を実施し、その合格者に対する2次試験で面接を行い、結果を総合的に 判断して合否を最終決定する。

正社員に登用されるか否かは、任されている担当業務の今後の継続見通しや、所属する事業所・事業体の経営状況等にも左右される。技能系期間社員から正社員技能系への登用者は 07 年に約 20 人、08 年に約 260 人の計約 280 人(類似の制度を有する国内グループ各社の累計では約 1,860 人)であった。一方、事務・開発系期間社員から正社員事務・開発系の登用は、初回の対象者に対する試験を現在行っている最中で、09 年 4 月段階でまだ実績はない。これまでの受験者の合格率は優秀な者が早めに受験する傾向にあるため、2~3 割程度となっている。また、登用にあたり特段、若年者を優遇するなどの配慮はないため、登用者には 40 代の者も少なくない。同社では、正社員登用を中途採用の一環として位置付けており、退職者補充や事業拡張等に伴い、定期採用計画を充足できなかった部分を補完する手段としても活用し始めている4。なお、正社員登用後は、相当職種の新入社員よりやや高めの年収水準となる5。

⁴ 同社の人材活用戦略を振り返ると、数年前までは外部労働力の活用が増加し、その要員管理についても基本的に現場に委ねていた。生産性の違い等による棲み分けも工場など現場が判断し、本社部門は構内就労者の総数 (構内請負の場合は入構許可数)を把握するにとどまっていた。これに対し、現在は派遣・請負等をそれぞれの強みを活かせる分野に専業特化し、直接雇用する有期契約労働者についても正社員の業務を代替するような活用を排除して、なぜ有期労働契約であるかの合理性が担保されるような整理を行ってきている。その上で、技能・技術の内部留保の観点、また労働力人口の減少を見据えた危機感等から、コア人材層の厚みを増す方向へ転換している。同社における正社員化の比率は今後、継続して上昇するものとみられている。

⁵年収ベースで管理しているため、月給で比較すると賞与の無い期間社員の方が賞与のある正社員よりも高い。

事例4 製造④

1. 全労働力の活用構成

	全	労働力]の活用状況('09年4	月1日時点)				労務提供の	の質・量		活用の 組み
区分の呼称	契約 契約	いわは	、直接・間接雇用/業務 のる正社員、再雇用社員、 ペート社員、派遣社員、委 該当	人数 (概数)	男女比	年齢構成	平均 勤続 年数	職務の内容(職種)	所定労働時間の 長さ、時間外 労働の有無	転居転勤	配置転換 (出向含む) 職種変更
社員		無期	正社員 (管理職 7,000人 総合職 11,000人、 一般職 3,000人)	約2万 700人	8:2	平均 40歳	約15年	営業、スタッフ(事業 計画、経理、資材購	(勤務地により異なる)、主任層以	(出め 者) 転 動り も あり 得可 は は は は は は は は は は は は は	人事権と してどちら も有
出向受入社員	ては無期	出向元	グループ会社 在籍の出向者	約1, 900人	9:1	平均 41歳			上には裁量労働 制を適用、時間 外・休日あり得る		
専任エキス パート	有	直	契約社員	2,050人	ほぼ男性	56~ 59歳	4年 未満	専門職	フルタイム(所定 7. 5時間)、時間 外・休日あり得る	なし	なし
雇用延長嘱託	期契約	接雇用	火 心正页	約170人	のみ	60~ 65歳	5年 未満	一般職相当(事務職 等)	フルタイム(所定 7. 5時間)、時間 外・休日原則なし		
パートタイム	労働		パート社員	1人	女性	56歳	約10年	事務職	パートタイム (所定6時間)		
派遣社員	者	間接雇用	派遣会社社員 (事務職は自由化業務、 専門職は26業務)	約2,500人					フルタイム所定 7.5時間)、時間 外・休日あり得る		
請負社員	業務単位の委託契約							ソフトウェア/ハード ウェア			

2. 有期契約労働者に任せている職務と、有期労働契約にしている事由

		職務			正社員と	
		業務	の性質		比較した	
区分の呼称	主な業務内容	恒常的か /臨時・ 短期的か	養務の性質 比較した を観めが 同じような業務 に就いている 正社員の有無 責任・権限 比較した 客務タイ 分類 方か 正社員の有無 ライン 管理職は 外れる 原則、職立ない 整理はたない を整理がないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	職務タイプ	有期労働契約にしている事由	
専任エキス パート	基本的には役職定年 時に所属する職場に おける専門業務	基本的には	有	管理職は		55~56歳で本社の部長等まで(関係子会社へ出向・移籍することなく) 昇進した管理職層の、役職定年後の雇用形態であり、1年毎に職務・処遇等契約内容を見直すため
雇用延長嘱託	基本的には定年直前 と同等の業務	恒常的		職位は	収 伤空	組合員層のまま定年を迎えた希望 者全員の、雇用延長後の雇用形態 であり、1年毎に職務・処遇等契約 内容を見直すため
パートタイム	研究所の定型事務	恒常的	無	ET FU	軽易 職務型	フルタイム勤務できない以上、社員 に登用できなかったから。実態として 反復更新しているが、旧来制度の設 定を継続している
派遣社員	事務系(役員秘書や 経理、営業バックヤー ド事務等)、技術系(ソ フトウェア/ハードウェ ア設計・開発等)がほ ぼ半数ずつ	/	有	役職・職位 に就くこと	同様 職務型 (業務毎の 整理は行った ことがないため 詳細は不明)	事務系については、2000年に採用 停止した事務系・一般職正社員の代 替労働力に位置づけるため 技術系については、構内請負から技 術派遣に切り換えたケースが大半で あり、受注繁閑に応じて柔軟に雇用 調整しやすいから

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	原則として 1年契約毎 更新 上限なし (実態として本人から 辞めたいと申し出が ない限り反復更新) 自由化業務については 直接雇用の申込み義務 に抵触しないよう同一人 物については3年未満。 26業務については受入		契約終了	てのあり方	
区分の呼称	初約期間		更新のあり方	予告・手続き	雇止め・ トラブル経験 対応方策
専任エキスパート		60歳	健康問題や本人からの 申し出等、特段の事情	更新しな	
雇用延長嘱託		65歳	がない限り、上限年齢 まで1年毎に更新手続き をとる	い時には 「最後の 更新であ	特になし
パートタイム	更新	(実態として本人から 辞めたいと申し出が	健康問題や本人からの 申し出等、特段の事情 がない限り、3ヶ月ごとに 更新手続きをとる	る」旨、 契約書に 明記する	
派遣社員	契約毎	直接雇用の申込み義務 に抵触しないよう同一人 物については3年未満。			

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

・ 同社の有期契約労働者の大半を占める専任エキスパート・雇用延長嘱託は定年退職後の 雇用形態であり、労働条件の設定については、労働組合等の協議を踏まえ、十分に配慮し たものであるため、均衡待遇に関する見直しは考えていない。

		処遇状況					
区分の呼称	F F F F F F F F F F	手当	賞与	退職金	社会 保険	労組 加入	
専任エキスパート			特に	+	ÁTIT.	雇保 健保 厚年	労組は
雇用延長嘱託	月給制		なし	有	無		神員のみ
パートタイム	時給制	個別の積み増し時給				雇保 健保 厚年	
派遣社員							

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

- ・ 改正パート指針の努力義務規定に則り05年、事業所嘱託として働いていた約30人を社 員化した経緯がある。その際、どうしても短時間勤務しかできないとの理由で残ったのが、 現在のパートタイム1人である。
- ・ 系列の派遣会社では、登録型から常用型への移行を進めてきた経緯もある。グループ内 企業では 2000 年から事務系一般職社員の採用を全面停止し、派遣社員をその代替労働力 として位置づけてきた。しかし、いわゆる一般的な派遣社員よりも質の高い人材、とりわ けある程度の期間、働き続けることで業務ノウハウを継承できる人材に対するニーズも少 なくない。そこで処遇・労働条件をやや高めに設定し、約 200 人を契約社員化してグルー プ内企業で広く活用してきた。

事例 5 製造⑤

1. 全労働力の活用構成

全労働力の活	5用#	大況('()9年4月1日時点	Ŕ)	労務提供の質・	量	,	舌用の 狙み
区分の呼称	務契約社員、	り、いわり 契約社員	直接・間接雇用/業 ゆる正社員、再雇用 員、パート社員、派遣 対等の該当	平均 勤続 年数	職務の内容(職種)	所定労働時間の長さ 時間外・休日労働の 有無	転居転勤	配置転換 職種変更
職員		無期正社員		9年	デザイン制作、サウンド制作、 プログラム、ハード・メカ開発、 ネットワーク管理、生産、技術 研究、国内/海外販売、モバ イルなど	(フレックスタイム 制・標準労働 7.5時間)、	主要2カ 所間で あり得る (海外勤務 等は必要に	配置転換は、職員はあり。
嘱託職員				2年		時間外・休日あり	応じ実施)	嘱託職員 等も本人
準社員	有期契	直接雇用	契約社員	3年	ゲーム開発系が大勢、一部事 務系、営業・販売系	原則として月~ 金の9:30~18: 30。参加してい るゲーム開発プロジェクトの進捗 に応じ、時間外・ 休日があり得る		と合あり 電視 で で で で で で で で で で で で で で で で で で
シニア 職員	約労働者		再雇用社員	18年	個別契約による 平均勤続年数は再雇用前の 期間を含む	基本フルタイム (フレックスタイム 制・標準労働 7.5時間)、時間 外・休日あり得る	なし	用のため 原則(職 員業系の間 発系の間
派遣社員		雇間用接	派遣会社社員 (ゲーム開発系は専 門26業務、事務系 は自由化業務)	ゲーム開発系は専 門26業務、事務系 2年 ゲーム開発系:事務系=6:		フルタイム (フレックスタイム 制・標準労働7. 5時間)、時間 外・休日あり得る		では実 施)
外注	業務単位の 委託契約			家庭・携帯用ゲームコンテン ツの作成(ソフトウェアの多様 なラインナップを確保するた め、内製では間に合わないよ うなときに外部労働力を活用)				

2. 有期契約労働者に任せている職務と、有期労働契約にしている事由

		職者	务			
区分の呼称	主な業務内容	業 恒常的か /臨時・ 短期的か	務の性質 同じような業務に就 いている正社員の 有無	責任•権限	正社員と比較した客観的な職務タイプ分類	有期労働契約にしている事由
嘱託職員	デザイン制作、サウンド制作、プログラム、ハード・メカカ開発、ネットワーク開発、本産、技術外研究、生肉/海ながが、サームの部系系、大半、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	恒常的	有 (ソフトウェア 開発ジェクトが 決裁されるかを 関わず、私番 間わず、極能 を 職なを 持ろ 有 経 かなを 持つ 行 を は たっした の たっした を で を の たっした を の たっした を の たっした を の たっした を の たっした を の たっした を の たっした を の たっした を り たっした を り たっした を り たっした を り を を たっした を り を を を を を を を を を を を を を を を を を	職員に準じる	同様職務型 が多い	職員登用にふさわしいか(長期的な人材保有・育成に足る能力・資質を備えている人材か)、人物資質や職場への適応状況等の見極め期間として活用するため(職種別採用であり、新卒採用は結果として相応の専門学部を中心とした大学・院卒がほとんどとなっている。嘱託職員は職員とほぼ同様の職務・働き方である。3年程度で業務遂行能力レベルの成長を見極め、職員登用か雇止めかを判断することにしている)ただ、優秀な嘱託職員で職員を希望しない(拘束を嫌う等)場合は、個別に反復更新し、勤続が長くなっているケースもある。その場合は、契約更新を個別の待遇交渉機会として活用している
準社員	嘱託職員に同じ ゲーム開発系が大 勢、一部事務系、営 業・販売系等		個人が必要人 数招集される。 ゲーム開発は 基本的に 集団的協働 作業であり、	職位に 就かせる ことはない	製品開発は ほぼ同様職務型 〜軽易職務型ま で個別のレベル に応じてさまざま	補助的な役割を担う他に、嘱託職員への登用に向けた技能修 得・養成期間としても位置付けられる場合もある。一定の業務 遂行能力レベルに到達し、所属長・事業部門推薦を受けた段 階で嘱託職員等へ移行させるため ゲーム開発の場合、実際に作らせてみないと実力が分からない ことも多いため、こうした手法を用いている
シニア職員	デーム開発系、営 具 業・販売系等個別 4		具体的な業務 は各現場で 個人の技能		同様職務型	定年退職後、再雇用者の経験・知識を引き続き活用するため
派遣社員	ゲーム開発系: 事務系=6:4	臨時・ 短期的	レベルに応じ て割り振られる		同様職務型 (一部人材は 高度技能活用型)	即戦力を緊急補充する(社内で一定の業務遂行能力レベル人 材が不足している場合に効率よく人材調達する)ため

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

		契約のあり方			契約約	終了のあり方
区分の呼称	契約 期間	更新回数・勤続年数の 上限設定	契約締結時の 書面明示	更新のあり方	予告・手続き	雇止め トラブル経験・ 対応方策
嘱託職員 (本社契約)		とくに上限は設けていないが、正社員志望の嘱託社員は慣行として、~3年程度で、充分な業務遂行能力レベルに到達できないと雇止めされ得る。ただ、優秀な嘱託社員で正社員を志望しない場合は、個別に反復更新し勤続が長くなることもある	契新業す就暇では、 対のの場で、業休で、大い。 で、またい。 で、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、	毎年3月末に新たな処遇・労働条件等を示した労働条件 毎年3月まを手変。嘱託社員は能力行動評価制きがりたの面接評価で、次回時点で、次回更新	契次し」を を で を で の で の に 新記 し、 を でい を で の の の の の の の の の の の の の	期間満了退職の際は合理的理由が当然に問われることから、能力評価による職務遂行能力の向上不足や、勤恵評価による働きぶりの悪さ等、客観的に納得させる
準社員 (事業部門 毎契約)	原則 として 1年契約・ 更新	とくに上限は設けていないが、正社員志望の準社員は ~3年程度で、嘱託社員に 登用する充分な業務遂行能 力レベルまで到達できない と雇止めされ得る。社員志望 でない場合や、単純定型業 務で短時間勤務等の場合 は、個別に反復更新し、勤 続が長くなることもある	無期雇き金当生練険個が軽減を開発を受ける。 支職・手賃手衛訓保での利用のでは、大きないの利用のでは、大きないの利用を受ける。 またい かんしょう はいい はいい はい は	の有無を 知する。 新の有無を 判断が 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	場以原い時では大大なの間というでは、応人の間というでは、応人の間というでは、応人の間というでは、応人の間というでは、応人のは、応人のは、応人のは、応人のは、応人のは、たいのは、からのは、からのは、からのは、からのは、からのは、からのは、からのは、から	に足資料として話を 理由を、根 整本として話を 期間は、現本 の所属長かららうの が原属してもらが原則し本うな場合 には人者面託社 たこお、現職一時令 のみ、現職一時令を
シニア職員		法定通り引き上げ	より明示	している	得ている	配備している
派遣社員	3ヶ月/ 6ヶ月					

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

- ・ 同社の有期契約労働者は、準社員は残業が比較的限られているのに対し、嘱託職員は業務遂行能力レベルが高く、働き方・拘束性も職員と同様となっている。このため、入社 7年目程度(係長昇進前)までのゲーム開発系の嘱託職員が、均衡待遇対象の類似正社員に該当する。嘱託社員についてはかねてより、職員の評価体系(嘱託社員は能力行動評価のみ、正社員は目標管理による業績評価も行う違いはある)を準用して、業務遂行能力レベルの実質的な格付け(正社員の等級に相当する"みなし等級"を設定し評価基準としている)を行っている。これに連動して、正社員は職務職能給等、嘱託社員は基準賃金一本の月給水準に関しては、同じ格付けの両者間で整合性が図られている(2000年代初期、職員の賃金から年功要素を完全に排除し、理論上は入社直後から、キャリアバンドの変更や役割の任免等がない限り同一成果であれば同一賃金に収束する仕組みへ改定した)ことから、結果的にはすでに均衡待遇が確保されていると考えている。
- ・ 一方、職員と嘱託職員で大きく異なるのは賞与の算定方式である。職員は営業利益の一定割合を原資とし、事業部門、プロジェクト、個人の業績評価結果ポイントに応じて配分する業績連動方式なのに対し、嘱託職員には嘱託契約をする段階で基本的に月給の数ヶ月分を保障している。そのため、企業業績が芳しくないような年次には、職員の賞与水準を嘱託職員が上回る逆転現象も発生し得る。

				処遇状況						正社員	
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	月給	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就業規則	均衡待遇 対象	転換対象	労組 加入
嘱託職員	日給給制	基準賃金一本 (階層ランク別に正社員と 同水準の設定)	役通時深休技調 職勤間夜日能整 手手外手手手手 当当当当当	有 月給の数ヶ月 分+α (とりわけ優秀なついせ は、繋が個別では、 がし+α でが 幅加算もあり)	退職一金有	正社員と全く同じ 各種社会保険、健康診断・ 相談(年齢別、メンタルへ ルス)、財産形成・融資 制度(財形貯蓄、積立年 金、持株会、財形住宅融 資)、生活支援(慶弔見舞 金、社宅・家賃補助、2,7 00種のサービスを受けら れる福利厚生倶楽部)	雇保厚年介保労保用険生金護険災険	社就規嘱取基員業則託扱準	対象としてでいるというないでは、他にしているとのでは、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他に	制度績も	
準社員	時給制	ゲーム開発系等は時給 1,500円程度から、バグ 取り作業等は時給1,200 円程度から。会社の業績 及び本人の能力・働きぶ り等(現場長の評価重視) に応じ、昇給(時給にして ~1.5倍程度)があり得る	通勤手当 時間外手当 深作手当 休日手当 技能手当	有 (個別決定)	無	各種社会保険、健康診断・ 相談(年齢別、メンタルへ ルス)	雇保厚年介保労保用険生金護険災険	準社員 就業 規則		有	労組なし
シニア職員	個別設定	会社支給分により公的 給付が減額されない範囲 での支給を基本とする が、業務内容・役割を含 め個別決定	通時間 事 事 事 事 事 事 等 事 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	無	,	正社員と全く同じ(同上)	雇保厚年介保労保用険生金護険災険	社就規ン職取基員業則ア員扱準			

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

- ・ 定期採用は職種別採用であり、結果として相応の専門学部を中心とした大学・院卒がほとんどとなっている。高卒・専門学校卒等以下でアルバイトから入社する職員や、業界経験者でも実力が社員レベルに達していないが鍛えれば可能性があると判断したときには、準社員→嘱託職員→職員のステップを経たうえで、業務遂行能力レベルや職場への適応状況等を1年毎に見極めつつ、徐々にコア人材に登用され得る。とはいえ、この仕組みは制度として定期的に実施しているわけではなく、あくまで中途採用の枠組みを活用し、運用しているものである。また、最近は嘱託職員に据え置かれる層が厚みを増してきた。これに対し、職場秩序の問題意識や技能レベル・組織適応の観点等から、「そろそろ職員へ登用してあげて欲しい」といった要望が現場から寄せられてきたことを受け、嘱託職員のうち勤続が一定年数を超えていた50人程度を、選考を行った上、09年4月に職員へ登用した経緯がある。登用基準は、社員に登用された場合に位置づけられる"みなし等級"の業務遂行能力があるのは当然のこととして、ゲーム開発も協働作業であり、心身の健康に加えて周囲との協調性といった人物資質も長期的に保有・育成する人材に足るか否かの見極めが登用の大きなポイントになる。
- ・ 選考の具体的な手順は、まず現場から推薦書をもらい(人選は現場に委ねる)、人事部で職員に登用された場合に位置づけられる"みなし等級"に応じた昇格試験及び面接試験を行い、勤怠状況など日頃の働きぶりも加味して決定する。派遣社員から職員への登用実績もあるが、多いわけではない。技能レベルが高い優秀者の中には自営・請負の合間等に、登録派遣で働いているケースもあり、職員採用を希望しない場合もある。

事例6 小売①

1. 全労働力の活用構成

	全党	動力	りの活	5用状況('09年	年4月1日時	点)			労務提供の質・	量	人材活用の	の仕組み
	区分の呼称	/業 員、i パー	務契約 再雇用	朋、直接・間接雇用 り、いわゆる正社 社員、契約社員、 、派遣社員、委託 送当	人数	男女比	年齢構成	平均 勤続 年数	職務の内容(職種)	所定労働 時間の長さ 時間外・休日 労働の有無	転居転勤	配置転換職種変更
	ナショナル 社員群				5, 673人	9:1			総合販売職(本部約800人 (SMD・GM約80人、マネ ジャー約180人ほか、バイ ヤー・ディストリビューター・ト レーナー、スタッフ)及び店		海外含め 国内約180 店舗で 全国転居 転勤あり	
	エリア社員群		無 朝	正社員 (60歳定年)		平均40歳	18. 5	舗運営約9,000人(店長約 190人ほか副店長、担当マネジャー、担当者)) ナショナル社員群は、参事、副参事、主事・副主事、リー ダー職、担当職ー一の6資格各3等級 エリア社員群はシニア、レ ギュラー、ジュニア、担当ー の4資格各3等級	1日実働8時間の週40時間・交替制 勤務(7:30 ~16:30、 9:30~18: 30、14:00 ~23:00等)	関東、東の3広域一の3広域一の電子で選出では、東海の3広域上のでのでは、東海の3広域をは、東京の3広域をは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京のでは、東京の第一位では、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東	人事権 としてどちら もあり得る	
	嘱託社員			再雇用社員 (1年契約毎 更新・ 65歳上限)	345人	8:2			原則として販売職 正社員の60歳定年後の再 雇用受け皿(一部専門職として60歳未満含む)	完全週休2日 制(年間休日 120日の休日 シフト制)		
	エキスパート 社員			契約社員	756人	1:9	平均 40~45 歳	8~10	販売職 リーゲーパートナー社員から の登用者(約250人)と、旧・ 狭域エリア社員(正社員か・ の転換)で構成。担当職とエ ルダー職に分かれ、ほぼ半 数ずつ			
ストア社員群	パートナー 社員	有期契約労働者	直接雇用	パート社員	3万 7, 199人	1:9	平均42歳 (就労調整層 1/2 中高年主婦 層が大半を 占めるが、年フ リーター傾向で 1、30代まで が3割となっ ている)	5~6	販売職売場 売場における接客・販売業務、店舗運営業務を担う中 核労働力(リーダー約1,650人(うち役職者は担当マネジャー、サービスカウンターチーフ、レジチェッカーマスクー、シスター等約20人、計・オ・サブ的2,400人、残り大多数がレギュラー)。このほか、本部勤務の事務パート、パートナー社員の6の歳定年後継続雇用、別処通体系(だが呼称に同一)の薬剤師等も含まれている	1日実働3~ 7時間・週2~ 5日人都週2で、 5日人都週間・時 10で電単 位間で整 10 10では 10では 10では 10では 10では 10では 10では 1	異動なし (原則、採用店舗でのみ勤務)	配置転換あり職種変更なし
	ヘルパー 社員			アルバイト	7, 754人	4:6			販売職 高校・大学生等限定のアル バイト	1日実働7時 間・週30時間 未満		
	派遣社員		間接雇用	派遣会社 社員 (登録型)	500人前 後	3:7	7		販売職 新規開店時に伴う臨時対応 要員(販売職)のほか、夕方 以降のレジ要員等で限定的 に活用なお、事務系派遣は 活用経験ほとんどなし	臨時対応要 員は1日実働 8時間・週40 時間未満 レジ要員等は 必要に応じる		
	マネキン社員		マネキン契約 (60歳定年 日給月給制)		308人	6:4			販売職 マネキン紹介会社から接客 販売専門者を受入れ	1日実働7時 間・週5日 勤務		
	シルバー人材				3, 453人	9:1			用務職 シルバー人材センターに、 店舗周辺業務(駐輪場の管 理等)を委託			

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

		職	務	正社員と	
区分の呼称	中核的 恒常的か /臨時·短 期的か	業務の性 同じような 業務に就い ている正社 員の有無	責任·権限	比較した 客観的な 職務タイプ 分類	有期労働契約にしている事由
嘱託社員			再雇用者は 原則として 職位を外れる 一部専門職は 職位あり	同様	原則として、正社員の60歳定年後の再雇用受け皿 (一部専門職として60歳未満含む)であり、1年毎に 本人の就労希望や健康状態、対応する契約内容等 を見直すため
エキスパート社員	業務自体はに存在した。		エルダー職として エリア社員の レギュラー資格 相当の役職位まで は就くことができる		同社としては、正社員として雇用する要件を、フルタイムのシフト勤務が可能で転居転勤にも応じられ、責任ある職務・役割までを担うことができる、長期雇用するに足る人材という基準に置いているため
パートナー社員	するが、帯 による 繁大きい	有	リーダーバート ナーとしてエリア社 員のジュニア 資格相当の役職 位までは就くことが できる	職務型 そのいては 別職務・ 同水準費型 軽易職務型	店舗のスクラップ・アンド・ビルドに伴い、契約終了の可能性があり得るため。あくまで職種特化型の現業労働力として業務内容が限定されていても、能力向上を反映した処遇改定や契約更新の機会を設けることで緊張感を持たせ、モチベーションを喪失させないため。職種特化型の現業労働力で短時間勤務等(1日の中における、夕方・日中ピーク時の繁閑調整要員)については、無期労働契約にする必要性までは感じないため(有期労働契約でも充分、労働力が調達できるため)。また、新規雇入れに関しては、接客に向かない等で1年未満の人材の入れ代わりも激しいため
ヘルパー社員					中元・歳暮、ボーナス時期、年末年始等、季節周期 的な繁閑調整のため、またパートナー社員の帰宅後 17時以降から等、時間帯による繁閑調整のため、学 生アルバイトを期間限定で活用するため
派遣社員	臨時· 短期的	無	職位に 就かせる ことはない	別職務・ 同水準型	同社では、労働力活用は直接雇用を原則としている。そのため、事務系派遣については、過去20年を振り返っても、新業態のスタートに当たり集中的に、大量の商品情報をPC登録してもらった一回限り、必要な期間のみと、極めて臨時・一時的な活用に限定している。このほか、販売職やレジ職についても、新規開店時や人手不足の緊急時等、やむを得ない場合の限定的な活用にとどめている

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

E/\ oEff	契約の	のあり方	契約締結時	まぜのと 10十	実際の 更新状況		契約終了のあり方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	の書面明示	更新のめり万	要新水況 個別の最長 動総年数 子告: 雇止め・トラブル経 個別の最長 動総年数 子告: 屋上め・トラブル経 電上め・トラブル経 で変 要 から、 と で 表 で 表 の上で 同時点を通過すると、 店 における人を 後 は 合 かっ で ま 準 は と さ を き と た に と さ と と さ と と さ と と と さ と と と と と と と	雇止め・トラブル経験、対応方策	
エキスパート 社員	1年契約 毎更新	60歳定年	契約期間、 更新の有無・ 判断基準、	た等入社直後の離職が激しいた	37年	事情で	反復更新により労働者の中で雇用継続の期待感が(一方的に)膨らむ経営リスクは充分認識しているが、「試用期間からの切換え時点と、初回契約更新時点における人物資質の見極めが、契約終了し得る唯一の機会」と捉え、同時点の更新に関しては厳格な見極めを行うよう。店舗責任者への啓蒙を強化している。
パートナー 社員	新規雇入 相関 和明間 として 3ヶ月 契約		休日、賃金 (支払い定 式、算に で、昇給の 有無)・支払	月契約(雇用保険の加入要件に合せるため)の反復更新としている。更新基準は、契約書上に「契約満門時の取扱い」として、契約期間中の就業状態が良好で引き続き雇用を必要とする場合に更新する。30日前までに決定し本人に通知する」とした上で、「①勤	36年	世得場必前約時回ざな合ずの更に更のであり、は直契改で新	ている。その上で同時点を通過すると、店舗閉鎖等やむを得ないケースを除けば基本的に(更新しないことをもって)雇止めすることはほとんどなく、年間2~3%にとどまる。人材の新陳代謝はもっぱら夫の転勤、親の介護、子の進学で家事専念、身体不良、他社への正社員転職等、本人都合に依っている。そのため、トラブル経験もほとんどないが、母集団が大きいため、例えば①本人通知が30日前を切っていた(その場合、同社側の過失が大きいと判断すれば2ヶ月程度契約を延長する)②ハローワークへの失業保険申請時点で離職理由を一身上の都合ではなく会社都合にできないかと願い出てきた(その場合、ハローワークにも本人に指導してもらい適切に対処する)―といった具合に皆無ではない。本人との契約にまつわるやり取りは原則、採用店舗で対
	後は、 6ヶ月契約 毎更新	学生アルバ 小のため 事実上 最長4年等	解雇事由・ 手続き、臨時	②仕事ぶり等が職務遂行上支障がある場合(具体的には、1~5段階の契約期間毎最終評価で5を取得あるいは4,5を連続取得した場合等)④人員調整の必要がある場合――等については更新しない場合がある」と記載している		明記し、 期間満 了退職 を徹底し	古に音無ではない。本人との突ゃにまずのつぐり取りは外別、採用店舗で対 応することになるが、トラブルが発生した時点で本社人事部が引き取り、(退職 した後も顧客であるため大切に取り扱うことを前提に)本人が納得するまで充 分に話し合うなど、円満解決に努めている。しかしながら過去、懲戒相当の商 品持ち出しがあり、本人面談のうえ次回更新なしで決着したはずの事案が、結 果として訴訟に発展し、雇用継続(身分保障)要求に対し、賃金数ヶ月分の金 銭解決を余儀なくされた経験もあることから、未然のトラブル回避に向け、独 自の対応マニュアルも作成・配備するなどしている
派遣社員	2ヶ月~ 6ヶ月契約						

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

- ・ 接客重視の同社では、正社員でも9割は店舗運営に配置されるため、正社員と有期契約 労働者の職域は、業務範囲の限定あるいは役職への登用の有無で線引きする、いわゆる分 離型の人材活用戦略を志向してきた。正社員はキャリア期待による転居転勤リスクや職種変更・配置転換リスク、労働時間の拘束性(フルタイム交替制・休日シフト制、突発的な 残業への対応等)、売場の数値目標に対する責任性――等を負うのに対し、有期契約労働 者は採用店舗でのみ、職種限定で1日3時間~個人都合重視で勤務でき、数値目標は課されない――等の点でその職務・人材活用は大きく異なっている。こうした違いを踏まえ、同社労使は、「両区分には基本的に均衡待遇の必要性はない」という考え方を整理・確認してきた経緯がある。
- ・ しかし、主婦感覚を経営に活かしつつ、優秀な有期契約労働者のモチベーションアップを図る観点から、入社2年目以上のパートナー社員に対しても、希望する店長以下の全管理職に立候補できる制度⁶を 02 年以降、適用するなどして徐々にその基幹化を進展させた(その結果、05年にはパートナー社員の役職者が誕生する)。さらに 07年からは、パートナー社員であっても1人で複数職務をこなす多能工を目指す正社員類似の人材活用型戦略へと転換した。
- ・ こうした流れのなかで、パートナー社員の働く意欲を引き出しつつ、その働きぶりを適切に評価し、期待する成果を上げた場合には、より納得性の高い処遇反映を行うため、主体的に働き方を選択できる「ステップアップ選択制度」ではじめ、正社員同様の目標管理制度「セルフチェック制度」や8成果がより反映され得る評価・賃金体系、さらには最長

⁶ パートナー社員が意思表示し、立候補した中から、人事部が適任候補者を抜擢し、最終的に役員審査で登用者 を決定する。

⁷ パートナー社員を、職場での役割や業務内容、必要な技術・技能等に基づき、レギュラー、キャリア、リーダーの3つに区分し、本人が希望すれば次のステップにチャレンジできる(価値観に合わせてステップアップしないことも選択できる)仕組み。入社後は、レギュラーに位置づけられ、販売員としての基本姿勢を身に付け、売場での基本的な業務を自らの判断で遂行できるよう職務経験を重ねていく。その上で、年2回の認定時点(3・9月)に勤続満2年以上、社内ライセンス資格あるいは社内生鮮技術判定で一定レベル以上を取得し、直近の評価でも日頃の優秀な働きぶりが認められて店舗からの推薦もあれば、キャリアに登用される。キャリアでは、役職者の方針や計画に沿い、与えられた業務に関して責任を持って成し遂げることができ、秀でた商品知識と熟達した接客技能を発揮し、売上・粗利の拡大等販売実績を上げられるような人材レベルを目指す。その上で、セルフチェック評価で優秀さが認められ、リーダーパートナー試験をクリアし、本人の強い意思と上長の推薦、周りからの信頼感等がある場合にリーダーへ登用される。リーダーでは、役職者の方針や計画に沿い、職場の全体業務の流れを把握し、メンバーに必要な指示、アドバイスや教育を実践できる人材を目指す。なお、こうしたステップアップには、本人が希望した場合や、必要な要件が満たせなくなった場合等には、解除される(ステップダウンする)こともある。

⁸ 正社員同様の仕組み(1976 年から導入)を適用する。具体的には年 2 回、セルフチェックシートを基に、社員自ら職場で果たすべき役割や必要な知識・技能の習得度、守るべきルールの実践等からなる基本項目(プロセス評価)と、年初に設定する目標の達成度等からなる各自項目(業績評価)を、自己採点(○×△または 1~5段階)させる。これを一次上長(担当マネジャー)及び二次上長が査定・得点化した上で、一次上長からフィードバック面接を受け、評価ギャップから改善点を洗い出し、今後の課題設定等の育成・指導に活用する。3月評価は時給改定と夏の賞与水準、9月評価は冬の賞与水準、年間を通じた最終評価(半期結果のマトリクスに基づき A~Cの5段階で決定)は契約更改に反映される。

65歳まで働き続けられる「シニアパートナー制度」。などの職場環境の整備を行ってきた。

・ そうした中で、リーダーまでステップアップすれば、パートナー社員のまま担当マネジャーやチーフ・チェッカーマスター/シスター等の正社員同様の役職にも就かせる仕組みや、正社員とパートナー社員のいわば中間区分に相当するエキスパート社員へ登用する仕組み¹⁰も導入した。役職付きのパートナー社員に対しては、①正社員の役職者に付く職責手当(担当マネジャーで約5万円等)を、163時間換算で割り戻して時間比例で支給する②賞与として正社員の役職者と同様の職責定額(担当マネジャーで年間30万円等)を加算する。また、エキスパート社員に対しても、①正社員と同様の賃金項目で構成する②賞与は担当職で2ヶ月、エルダー職で2.2ヶ月等を確保するなど、正社員との均衡待遇の確保に努めている。

	1	処 遇状況										
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	月例賃金	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会保険	適用 される 就業規 訓	教育体系	均衡 待遇 対象	正社員 転換 対象	労組 加入
エキス パート社員	月給制	月給は、職務職能給(担当職・エルダー職の2資格各1~3等級の格付けに基づく)+地域本人給(30歳までは年齢に準ず)+職責手当+ 資格手当+職責手当で構成される	通勤手当 時間外• 休日深夜 勤務手当	有 (担当2ヶ月 〜エルダー 職 2.2ヶ月)		正社員と ほぼ同 様、	健康 雇保 厚災		同社では、社員群によらず毎日の仕事から自ら学び、考えることを重視している。そのため、教育体系では日常業務を通じたOJTを中心に、研修カリキュラムを効果的に組み合わせて、メニッとは、野の大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	対象と して 認識置 ている	制度化検討中	
パートナー 社員	時給制	時給は、全員が対象の賃金項目(基礎時給(店舗毎に働、曜日・時間帯別に設定※1)+評価本人給(①評価反映分※2 ②動態反映分※3 で加減される。ただし積上げ総額としてゼニラー50円、キャリア200 リ、リーダー400円が上限)と、ステップアップ者が対象の賃金項目(ステップアップ者:キャリアで50円、リーダー100円)+技術認定者や役職者が対象の賃金項目(技術技能給(技術設定ルベルに応じ加給が誘くる※4)+職責給相当Mgで220円、チープ・CH0円)・特殊手件がある場合の加給(本人特別給(特殊技能や公的資格等)+調整給)ー で構成される※1:基礎時給は、例で30円、9~16時で750円、16~24時で850円、日祭の回順で950円、850円、950円等。なお、賃金テーブルでもっとも低い金額(この場合750円)を最低基準的と呼吸がよ、ステップアップ区分と年間評価のマトリクスにより決定する。リーダーパートナーでA+3%、AB+2%、B+1、5%、BC+0、5%、Cサーブルでは、25・アグア・グラック・10、一様、Cを表して、25・アグア・グラック・パートナーでA・3%、AB+2%、B+1、5%、BC+0、5%、Cサーブルでは、25・アグア・グラック・パーク・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・10・	通畸目等·休勤 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年	有契約20 有契約20 有利10 前間以上本 前間以上本 前間の者前17月 (算変月 次月 次月 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	無	総団保や員割度食的補別を登りを受ける。 こうしょう おうしょう はいり	勤雇険保加週間の用間務的上用務用・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ストア社員群共通の就業規則	いる。 AF 社員群の教育も育成シートに基づくのJTを基本に、入社時2日間程度の研修の ほか、OJTを基本に、入社時2日間程度の研修の ほか、OJTを補完する技術研修を希望に応じ 実施している。ただ賞業時間が延長されてき た近年、担当マネジャー主体のOJTだけで は、とくにハートナー・ヘルパー社員の増加に 追いつかなくなってきている。また、勤務時間も 軽視できない。そこでDVD等を活用した。目 で見てすぐ業務を把握できるツールの開発 や、近隣で入日を集中させて行う集合研修等 の工夫も進めている。また、同社ではパートナー・社員にも接客レベルの向上を求めている。そこでBVの自由を研修等 の工夫も進めている。また、同社ではパートナー・社員にも接客レベルの向上を表めている。そで、「同社ではパートナーとはる現場教育を行っているほか、04年からは会社が指定 する15種資格にタイリングコーディネーター、シューズアドバイザー、家電フレンメメイト等) の、ランク1・2に認定(研修一検定(筆記、実 技、ロールブレイング)のプロセスを経て、売壊 核、接客応対を修得したか否かを認定。2年 毎に更新試験を実施されれば人事データに で必要とされる実践的な店出知識、取扱・アレンス制度・フレンズメイトを導入。さらに05年 からは年一回、精肉、鮮魚、寿司・建め菜担当 のパートナー社員を対象にした。「生態が、一トナー 十一社員技術コンクール」を開催してなどしている。	基に要とてがパナーの	エキスト 社員で	一052月、社会とは、1000円のパナーのでは、1000円のパナーのでは、1000円のでは、1
ヘルパー 社員		資格等級なし。基礎時給(曜日(平日・土日)・時間帯別(早朝・昼間・ 夜間))+加算給--で構成		無		社員食堂 (実質的な 食事補助) 等	無					

⁹ パートナー社員は原則、有期労働契約の反復更新である。とはいえ、06 年度から満 60 歳到達日の翌月1日以降も契約を継続して満 65 歳の誕生日まで、6ヶ月契約の更新制で勤務できる「シニアパートナー制度」を導入している。再雇用要件は、①パートナー社員自身が継続勤務を希望し、②過去2年のセルフチェック評価において一定以下の評価の継続がなく③過去1年間に健康上の不就業が2週間以上継続して発生しておらず④会社が提示する職務・勤務日数・時間等の労働条件や賃金等処遇面に応じられること(ただし著しく協調性に欠ける等、職場の秩序を乱す恐れのある場合には、雇用契約しない場合がある)——となっている。賃金は原則60歳未満のパートナー社員当時に準じるが、処遇は一律レギュラーと同等とするためステップアップ給は消失し、賞与も支給されなくなる。

¹⁰ ①リーダーパートナーであり、②本人の登用意思があり、③会社が指定した事業所でシフト勤務が可能で、④ 仕事ぶり、チームワーク、勤怠、健康等に問題がなく、⑤直近一年間(2回)のリーダーパートナーとしての評価がAB以上で、⑥ストアマネジャーの推薦もあること——を要件に面接・筆記試験を実施する。その結果を総合的に判断し、登用可否を決定する。

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

同社のパートナー社員からの登用はエキスパート社員までであり、正社員¹¹への登用ルートは現在のところ、設けられていない。数年前までは、中途採用を経由するなどして実質的な登用実績があったが、①出店抑制に伴い正社員の採用数が絞られてきた②バブル崩壊以降、新卒でも優秀者が採用しやすくなったため、あえてパートナー社員等を対象にするニーズが薄れた③正社員比率が比較的高かったため、パートナー社員等についてはむしろ職務の分離化戦略を進めていた――こと等から停止した経緯がある。しかしながら、改正パート法の趣旨を踏まえ、パートナー社員等にも正社員同様、多能工として広く活躍する機会を提供する観点から、モチベーションアップを図る必要があること、また、社員の年齢構成上 35 歳以下が薄くなっており、将来の管理職候補人材を豊富化する必要があること等を理由に、今後、パートナー社員・エキスパート社員から正社員への登用制度を整備したい方針である。その際、登用に当たっては筆記・面接試験、レポート審査を行い、年間採用枠(正社員は中期的な出店・人員計画に基づき 06 年度は新卒 294 人、中途を 36 人の採用実績)の2割を上限に、現場の販売職からの唯一の正社員・中途採用ルートとして機能させていきたいと考えている。

-

¹¹ 同社は 1986 年より、生活設計や価値観に合わせ、勤務地域を選択できる社員群制度(ナショナル・エリア・ストア)を導入している。ナショナル社員群からエリア社員群への転換は、入社後 2 年目から可能で、育児、介護等の事情で申請があれば随時、認めている。また、エリア社員群からナショナル社員群への転換も、入社 4 年目以降に本人が希望し、会社が求める資質が認められれば可能である。一方、ストア社員群からエリア、ナショナル社員群への転換制度は現在のところ設けられていない。

事例7 小売②

1. 全労働力の活用構成

3	全労働力	の活用状況('09:	年4月1日	時点)			労	務提供の質・量		人材活用	目の仕組み
区分の呼称	業務契約、 用社員、身	期、直接・間接雇用/ いわゆる正社員、再雇 収約社員、パート社員、 、委託契約等の該当	人数	男女比	年齢構成	平均 勤続 年数	職務の内容 (職種)	所定労働時 時間外•休日労		転居転勤	配置転換職種変更
A社員1	無期	正社員 (60歳定年)	79人	1:9	平均 46. 7歳	平均 23. 0年	幹部候補 本社勤務の管理職 (非時間管理者) 本社勤務の専門職			全国転居 転勤あり (本社採用)	人事権と
A社員2			120人	4:6	平均 39. 0歳		店舗勤務の管理職・ 管理職補助	166. 1時間/月 変形労働時間制 (1日標準7時間40	·//\		してどちら もあり
B社員1			4人	2:8	平均 30.3歳		幹部候補 本社勤務の専門職	休日シフト制 月間休日8日+半	日休日		
B社員2		契約社員	500人	1:9	平均 30.0歳		店舗勤務の管理職・ 管理職補助 店舗における販売職 (スタッフ)	(上期5日・下期4日 の年間計105日	1)	原則として 通勤範囲 (100分	部門内配置 転換があり 得るが、 職種変更 は原則なし
スタッフ1	有期契約労働 直接雇用	パート社員	670人	1:9	平均 27. 0歳	平均 3.0年	店舗における販売職 (スタッフ) 本社勤務の事務職 (スタッフ)	未満/月②130	フルタイム	移動) 内 (地方) 採用) 採新規, 店時, 鎖 時,	原則採用
スタッフ2	**************************************	アルバイト	15人	0:10	平均 22. 1歳	平均 1.1年	店舗における販売職 (スタッフ)	平日16時以降~ ラストまで及び土 日祝勤務併せて9 割以上①86時間 未満/月②130 時間未満/月	130時間未 満/月、平日 16:00以降 〜ラスト・土日 祝勤務合が 9割以上	等は相談の上、異動あり	時の部門 限定で、 置転換もあり得るが、 職種変更 は原則なし
スタッフ3		7700011		1:9	平均 21. 8歳	平均 1.0年	店舗における販売職 (スタッフ)	1日3~4時間/ 週2~3日勤務か ら①86時間未満 /月②130時間 未満/月	130時間 未満/月 時間帯に 依らず		

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

	月	厳務			正社員と比					
区分の呼称	主な業務内容	業務の 恒常的か/ 臨時・短期的か	つ性質 同じような業務 に就いている 正社員の有無	責任•権限	較した客観 的な 職 務タイプ分 類	有期労働契約にしている事由				
B社員1	幹部候補、本社勤務の管理職(マネジャー、エリアマネジャー、マーチャンダイザー、ブロック長(10~20店舗程度統括))、本社勤務の専門職(バイヤー、ブアッションコーディネーター)等			役職上限なし 本社勤務の 管理職(非時間管理者)可 正社員同様 幹部候補も	同様職務型	B社員制度は、経営悪化に伴う早期希望退職で予想外の減員を経験し、店長不足に陥ったことから、99年より退職者等を再活用し始めたのが契機である。そのため、有期にしているのは、固定化要員をあまり増やせないという				
B社員2	店舗勤務の管理職(店長、店長代理、トレーニー(バイヤー補助)、ブロック長アシスタント、小規模(5人程度)店店長)、管理職補助	恒常的	有	店長(店舗勤務の管理職、 ただし非時間管理者ではない)まで可	轍務空	制約に依るところが大きい。その上で、契約更新を、業務 遂行能力の向上に見合った処遇・労働条件へ改定する 実務機会として活用している				
スタッフ1	販売職スタッフ (130時間 7~8割 以上/月中心、フルタイ ム2割弱) 本社勤務の事務スタッフ 主婦			販売職スタッ フリーダー まで就くことが ある		・・ 現機(5人程度) 店を中心に出 連信が激しく、店舗の頻繁なスクラップ・アンド・ビータップ・アンド・アンド・ファン・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アン				
スタッフ2	販売職スタッフ(130時間 未満/月、平日 16:00以降〜ラスト・土日 祝勤務合が9割以上) 掛持ち	業務としては恒 常的だが、季節 循環(2・8月繁 忙期の6~7割		職位に就く	軽易 職務型	ルドに伴い、雇止 季節周期的な繁閑調整(中元・歳暮、ボーナス ている かの可能性があ) 時期、年末年始等)のため、新規雇入れ後、接 者につ 得るため(契約期) 客業が向いていなかった等で自主退職するケー 間を残して中途 ス、学生の卒業や夫の転勤等年次単位で就労 解約せざるを得な 環境が変化するケースも多く、また、無断欠勤が 制度と				
スタッフ3	販売職スタッフ (130時間未満/月、時間帯問わず 本人都合最優先)	等)及び時間帯 による変動は臨 時・短期的に発 生		ことはない		〈なった場合に は、残余長に応じて転職支援金 村の入機わかが半常に高近いため、東勢更重務を、 所属長との重要な面接機会(定期的な教育指導)、26側面もある)に位置付けているため。販売商品 はならないため) (側面もある)に位置付けているため。販売商品 で対象年齢に配慮し、人材の(若年定年制的) 新陳代謝が必要なため				

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止めについて

	契約の	あり方			契約終了	りあり方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	更新のあり方		予告・手続き	雇止め・トラブル経験 対応方策
B社員1	1年契約毎 更新	上限なし	更新毎に、労働者の署名・押印を求める「雇用契約書」を手交している。更新書」を手交している。更新の有無・判断について	店舗閉鎖 等が判明 した直後	いる。2ヶ月以上の契約期間 を残して中途解約せざるを 得なくなり、近隣店舗を含め	特段支障のない限り、反復更新する スタンスにあるため、労働者の更新 期待感も高まることは承知している が、①店舗開鎖等に致し方ない理
B社員2	(4/21~ 翌4/20)	等、特段 支障のない 限りは、60 歳定年まで	人れ時に質問された場合 に限り、口頭で「接客・職場トラブル等特段問題を 起こさない限りは更新す	の更新における雇用契約書	ない場合は、残余長に応じ 転職支援金を支給(2ヶ月の 場合、基本給1ヶ月分相当)	由として労働者の理解も得られやすく、トラブルになった経験がない②スタッフには学生が多く平均1年前後で離職しやすい③B社員であれ他社で正社員あるいは厚遇で転職が
スタッフ1	0 1 = 11 (4)	(継続雇	る」等と説明する程度。実際にも五弦に	了とし、次 回以降の	0、日初始左軍がのとは	決まった等の理由で3年を目安に自己都合退職するケースが多い―― こと等からあまり警戒はしていない。
スタッフ2	2ヶ月契約 毎(偶数月) 更新	針)	前を原則としているが、実際には7~10日前になることが多い)がない限りは	契約を行 わない」と 記述	30日前の予告を遵守し、契約満了退職を徹底している	なお、トラブル対応方策としては、店 長・ブロック長等に、予告遵守ほか、 指導記録の保存等を徹底するよう
スタッフ3			更新している			求めている

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

一同社で、正社員との均衡待遇配慮が必要になると思われる類似対象としては、スタッフ1のフルタイムと、B社員1が考えられる。そこで、改正パート法の施行に伴い08年4月、フルタイム勤務(残業含む月間総労働時間が175時間等の正社員と全く同様の勤務)の販売職スタッフ(スタッフ1)約200人のうち、繁忙期の臨機応変な出勤要請にも応じられる希望者全員(約半数)をB社員2へ転換した。その上で、スタッフ1~3は勤務シフトの融通性も本人都合を優先する代わりに、一切役職に就かせることはないといった点で、両者の職務・働き方の差異を明確にする雇用区分の整理・適正化を行った。しかしながら、その処遇については区分転換制度(後述)でスムーズに乗入れできるよう、スタッフ1でフルタイムの場合の基礎時給と、B社員2の基本賃金(=地域資格給(販売職で9~11.5万円)+役割給(最低4.5万円))の間で、時間当たりで換算(÷166時間)した時給の差が、5ランク段階でそれぞれ100円程度に収まるように制度設計している。こうしたことから、同社ではすでに一定の均衡待遇が図られていると考えている。

また、07 年 8 月に役割給を一本化した経緯から、B 社員 1 の専門職(B Y、F C等)の基本賃金(資格給は 4 等級で 12.8 万円 + グレードは基本的に 7 以上へ格付けられるため役割給は 18 万円以上)は、いわゆる A 社員 2 の店長職の基本賃金(資格給は 2 等級で 13 万円 + グレードは基本的に $3\sim5$ へ格付けられ、役割給は $9.3\sim18$ 万円)を上回るケースもみられる(5 人中 2 人)。結果として、無期・有期に依らず、現に行っている職務・役割の重要性に対応した公平・公正な処遇が確保されることにもなっている。

		処遇状況										14-M-		
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	月給	手当	評価	賞与	退職金	福利馬	生生	社会保険	適用 される 就業 規則	教育訓練·能力 開発	均衡 待遇 対象	正社員転換 対象	労組加入
A社員1		資格給(グレード1~7まで。店長職はグレード4~5、バイヤーはグレード7以上)+役割給(ランク	家族手当 地域手当 単身赴任手当 深夜時間勤務手当 寮・社宅手当(1.2万円)			有 勤続 1ポイント 1万円					幹部候補研修等			
A社員2	日給月	1~11まで。大卒販売職7万円 、店長職9.5~18万円、バイヤー18万円)十調整給 (時間管理者はグレード3・ランク 6まで、グレード制導入時点から 年功要素は排除。若年でもグ レードが上がらない限りは 結果として昇給しないことがあり 得る)	家族手当 地域身赴任手当 規处特算手当 兼任日出對手手当 (一部疾棄見合手当) 大數控降陸除 深數學學學學學等 (一部疾事的 (一部疾事的 (一部疾事的 (一部疾事的 (一部疾事的 (一部疾事的 (一部疾事的 (一部疾事的 (一部疾事的 (一部疾事的) (一部疾事的 (一部疾事的) (一种) (一种) (一种) (一种) (一种) (一种) (一种) (一种	MBO評価 →賞与に反 映、総合考課 (MBO+コ ンピテン シー)→給与 改定に反映、	(資格給 + 粉+給 + 整標数 月数	1~4年 4ポイント 5~8年 6ポイント 支給は 3年以上 (定已都時0. 5)	通勤円のでは、 動力のででは、 を報かれている。 を報かれている。 を表するでは、 を表するでは、 を表するでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		労雇 健保厚 集 等 集		スタックを通過では 同様に 店長研修等でに 信をエース でに でで能 で可能			0
B社員1	2 給制	地域資格給(グレード1~7まで。 店長職はグレード3~4、ファッ ションコーディネーターはグレー ド7以上) + 役割給(ランク1~11 まで。大を販売職7万円~、高	家族手当 単身赴任手当 深夜時間勤務手当 原則転居転勤なしだが必 要に応じ寮・社宅手当 (1.9万円)	コンピテン シー(行動) 評価→昇降 格(役割ラン クの改定)に 反映	(地域 資格給 +		割引、 財形貯蓄、 レクリエー ション補助、 共済加入、休 暇(有給)、	3年勤務 以上でほ ぼ共通 (金額に	年金 加方税 給 天 引		職務毎に共 通したOJT 均60点 以上、 がブロック 長及びアシ スタント、版 均90点	対象	B社員のとりわけ 2については、 もっと大きな仕事 がしたい(大規模 店長にチャレンジ したい、職域を拡	現在は管理職扱い だが、労組としては 管理職ではない (専門職であり部下 がいない等)と判断 し組織化要求中
B社員2		卒・専門学校販売職4、5万円 〜店長職9、3〜18万円)+ 調整給 (時間管理者はグレード3・ランク 6まで、グレード制導入時点から 年功要素は排除。若年でも グレードが上がらない限別は 結果として昇給しないことがある)	規休精算手当 兼任手当 株任日勤事手当 時間外割増手当 (一部残棄見合手当) 欠勤控除 達複を時間勤務手当 原則転居転勤なしだが必 要に応じ寮・社宅手当 (1.9万円)		役割給 + 調整A社 員の準 月数掛		連続休暇 制度(半期 に一度7連休 まで取得可)	多あ結金祝病金見死を休のといれる。といれば、、というないのでは、ないのでは、これでは、これでは、、これでは、、これでは、、これでは、、これでは、、これでは、、これでは、、これでは、、これでは、、これでは、		02年に 一本化	売シスターに より四半期に 一度実施さ れている(例	認せ置しい	げ幹部になって 活躍したい等)。 より良い処遇・労 働条件を得たい (同じ販売職の資格 給は16万円、島 給は16万円、島 村員は12.8万 円の格差がある) といったニーズが 強いという	0
スタッフ 1	時	店舗時間給+能力 時間給+調整時間 給+時間帯加給 [※店舗勤務地)に より異なる]		コンピテン シー(行動) 評価(項目は 対40~50あ り、6段階で 評価)→能力 円毎、最高2 00円増)に月) 映(5・11月)		無	通円を共報表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	用事、特別)も適 用	①労険の労 保み災・展 所入 の労 展験③		たというでは、 大生を対する。 大生を対する。 大生を対する。 大生を対する。 大生を対して、 大生を、 大生を 大生を 大生を 大生を 大生を 大生を 大生を 大生を 大生を			月間87時間以上 (7割) だついて 組織化要求中
スタッフ 2	給制	店舗時間給+能力 時間給+調整時間 給+時間帯加給 [※店舗(勤務地) により異なる]	時間外割增手当 深夜時間勤務手当	無(時給改定も	無		通勤費3.5万 円/月まで定 期代支給、 報奨金、 社員割引		労雇健険生加地 災用康厚金 税1		③ピールス トーク④販売 ロールプレイ ング⑤レジ・ FRでの接客 対応			
スタッフ 3		により異なる] 古舗時間給+能力 時間給+調整時間 総+時間帯加給 ※店舗(勤務地) により異なる]		原則なし)	持給改定も		通勤費支給 無、 報奨金、 社員割引		個人払					

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

- ・ B社員1・2からA社員1・2への転換については、その制度化に向けて労使で検討を重ね、制度骨子案(BYやMGR相当の実力が養成された時点で、筆記試験・レポート、面接等を通じ選別する内容)の策定に漕ぎ着けた。しかし、07・08年度が二期連続の赤字決算となったため、結果として経営状況が反転するまでの間、見送られることとなった。
- ・ A社員1・2からB社員1・2への転換は既に制度化済みで、例えば結婚・出産、夫の転勤等本人都合による申請に基づき随時、承認(申請許可制)している。また、スタッフ1~3からB社員2への転換は、①契約期間(所定労働時間)②店舗繁忙時期(土日祝、正月・御中元等)の勤務の確約③勤務シフト計画に柔軟に協力する④店長育成プログラムを終了している――という一連の要件のほかに、①業務理解度(指導できる~業務に支障)②顧客サービスレベル(模範~不足)③意欲(非常に高い~低い)④体力(全く問題ない~不安)――等のレベルをみて適性をチェックする(全社員共通・自己啓発用の通信講座で、販売士やカラーコーディネーター等の資格を取得している点も考慮する)。その上で、B社員2の現有人員、定員、欠員数(発生時期・理由)、採用申請数(採用方法は区分変更か新規採用か(補充の優先順位はスタッフからの転換))をブロック長に申請させ、エ

リアマネジャー→店舗運営マネジャー→人事マネジャーの順で決裁する。

・ 要員計画は、労使協定しているわけではないが、概ね正社員比率は約1割、契約社員比率は約3割(店長及び店長代行ポストの5~6割)を目安としている。A社員は06年度以降、年間5人程度(幹部候補の一世代分)、B社員は08年度から年間20人程度を採用している。B社員からA社員への転換が制度化されれば、こうした要員計画を踏まえつつ、主に退職者の補充手段として活用する意向である。

事例8 小売③

1. 全労働力の活用構成

全労	働力の)活用状況('0	9年4月1	日時点	()		労務提供0	の質・量	人材活用 仕組み	
区分の呼称	雇用/ る正社員 約社員	有期、直接・間接 業務契約、いわゆ 員、再雇用社員、契 、パート社員、派遣 委託契約等の該当	人数 (概数)	男女比	年齢構成	平均 勤続 年数	職務の内容(職種)	所定労働 時間の長さ 時間外・休日労働の有無	転居 転勤	配換 転種 変更
社員①			約1万人			不明	総合職(売場・店舗の	1カ月単位の変形 労働時間制(年間 所定1920時間・月	海外含め全国 転居転勤あり	
社員②	無期	正社員			できる。 (ただ し、正社 し、正社 員の退 職率は に ない は ない こうしょ こうしゅう しゃく こうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう		主にマネジメント、本社 スタッフ・管理職等) 正社員は一定期間必	間所定160時間、 1日4~10時間の 節囲で設定) (週休	全国を4つの ブロックに分け た各エリアカで 転居転勤あり。 一部転居転勤 しない人もいる	人事権 として どちらも あり得る
有期社員①	有期契 直接雇用	契約社員/	日給 月給制 約 4,000 人	約 1:9	平 47の就整の残り一条なり 歳トは調望はアキャ	个店類店がめ。率給制明の出鎖た職日給正	やマネジャー(代行)、 (副)店長など一定資 格まで昇進可能(ただ	日給月給制は正社 員に同じ。担当者 は、1日8時間上 限・週40時間上限 の個別契約でフル タイム/パートタイ ム、時間外・休日あ り得る	転居転勤なし	配換種更り
有期社員	A 約 労働者		時間給 制 約9万 8,000 人	約 1:9	農家、失 来中の つなぎ、時間 産用、自 質業の 17% 収入補 程度) 項(収入補 投等)		販売職 (売場・店舗の 主にマネジメント) ①59 歳時点で以降の働き方として 転居転勤なしを選択した場合 の再雇用社員②正社員で育 児中の一定期間、親元等希望 する勤務地を選択できる制度 を適用された者——で構成	フルタイム/ パートタイム	(原則として 採用店舗で のみ勤務)	配置 転換が 職変 あり
派遣	間接雇用	派遣会社 社員	100人程度				専門技術職(通訳等専門分野、高い技術販売職等)、活用は極めて限定。事務職派遣は殆どいない			

| W V | タネiといない | | ※マーケティング・戦略等についてはコンサルティングの業務委託契約等としているほか、財務・法務の専門家等については、あくまで正社員の中のスペシャリスト(年俸制)として処遇している

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

		職務			
	中核的業	終の性質		正社員と比較	
区分の呼称	恒常的か /臨時・ 短期的か	同じような 業務に就い ている正社 員の有無	責任•権限	した客観的な 職務タイプ分類	有期労働契約にしている事由
有期社員 ①	恒常的 が中心	有	売場マネ		基本的には長期継続雇用を期待しながら、あえて有期労働契約を反復更新している事由は、新規出店・閉鎖が激しく事業所自体が消失(契約終了)や縮小する可能性や、契約内容(職場配置、具体的業務)の更改等があり得るため、同社として保障可能な最低限の雇用期間単位として6ヶ月契約毎更新としている。また、業務内容が限定されていても、働きぶりや能力の向上等を反映した処遇改定・職種転換等を設けることで緊張感を持たせ、モチベーションを喪失させないようにする狙いもある
派遣	臨時・ 短期的		職位に 就かせる ことはない		必要な期間のみ効率よく当該労働力を調達するため

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約のあり	方	契約		契約約	冬了のあり方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	締結時の 書面明示	更新のあり方	予告・手続き	雇止め・トラブル経験 対応方策
有期社員①	雇用契約は、入社直後は店舗(事業所)との間で締結され、2ヶ月の試用期間を経た後、6ヶ月の計算契約毎更新への後、一次ではでするといる。との後、一次では一般制も選択できるようになり、1年契約毎更新となる	更知限と設いない。 要数限にていない。 (65歳)	新断場べ業休文式磯無時解続の基所・業間・人工で、外の基所・業間・人工で、外の場所・業間・人工で、大力を、外の場所・大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、大力を、	労働关州青を芋交(者名・捺印)している。店舗における業務量等の大幅な変化、遅刻欠勤が多過ぎて職場のモラールダウンにつながる、病気等でまったく出社できなましい祭の根会は、却約更	してもらわなければ次 回更新は行えない旨 の本人確認・合意を取 り、2~6ヶ月程度の観 察期間(家計への影 響や就職活動等の心	店舗閉鎖が決定した場合は、閉店日まで2~3ヶ月の必要期間分を最終契約として設度(「今回限りの契約とし次期更新は行わない)旨を明示した上で、期間満了退職することになるが、事業所都合の雇い止めに相当するため、特別退職慰労金や有給休暇残の買上は実施している。また、契約の締結・更新から終了までに至る注意点を手引書として、各店長に配布し啓発を強化している

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

・ 同社は 04 年以降、従業員区分を転居転勤可能か否かという客観的な基準に据えた。これ に伴い、職能年功型から能力・成果に基づく職務職能型へと改定してきた正社員の人事処 遇体系をコミュニティ社員にも適用することとし¹²、能力・意欲さえあれば正社員同様の 職務・役割に登用され、その成果・貢献に応じた均衡待遇や教育機会が得られる仕組みを 導入した。

¹² 当時、同社は、非正社員比率が上昇し、基幹的な職務・役割が任せられるようになっていた時期であった。その一方で非正社員は比較的入れ換わりが激しく、教育投資ロスも軽視できないことから、その人材の定着を促進しつつ能力・経験の蓄積を推奨し、加えて正社員の職務・役割のありようと比較して一定の合理性・納得性が得られるような処遇制度改定を行うこととした。

- ・ 同人事処遇体系¹³によって確保された、正社員―有期契約労働者間の均衡待遇の具体的な内容は、正社員同様の年間所定労働時間のフルタイム・変形労働時間制・休日シフト制勤務(日給月給制)になる、一定資格以上の有期社員を対象に、月例賃金の決め方・決まり方両面で配慮するといったものである。月例賃金を、正社員と同じ項目立ての資格給+地域手当で構成し、その上で、月例賃金の水準ベースでも同一資格・職位にある転居転勤する社員の80~90%(格差分は転居転勤リスクプレミアムに相当)が確保されるようにした。
- ・ 賞与の算定基準も、正社員と同じ基準部分+業績変動部分で構成して転居転勤する社員の75%以上(同)を確保した。他方、①手当関係(有期社員は通勤手当のみ)②退職年金の有無(有期社員にはない)③福利厚生の適用(有期社員も従業員買物割引は適用になるが、共済、財形貯蓄や社内預金等は適用されない)④契約期間の定め(正社員が無期なのに対し、有期社員は有期反復更新)——といった点で、当初は差異を残していた。
- ・ その後、有期社員を組織化した労組との協議¹⁴等を通じ、有期社員層の処遇改善を図っている。具体的には、05年から従業員買物割引制度を全社員同率化、06年には日給月給制有期社員に子女教育手当(いわゆる家族手当)を導入、07年には契約終了年限を65歳へ引き上げ、08年には日給月給制有期社員に対し①通勤手当の全額支給化②時間外割増率の正社員同率への引き上げ③財形貯蓄(一般、住宅、年金)への加入④退職金制度(企業年金(確定給付・確定拠出))の適用——といった具合に、均衡・均等待遇に近しい状態が整備された。

¹³ 新人事処遇体系は、店舗に配置される正社員・有期社員とも、資格に応じた役割に位置づけられるというもの。 社員区分に応じて資格・役割上限が決まっている。有期社員の役職登用は、小型店店長が存在したこともあっ たが、現状は販売ラインのマネジャー(課長レベル)までがいる。転居転勤がない分、どうしても経験の幅が 不足する点や近隣店舗で空きポストが発生しない限り登用できない点等の事情で、転居転勤する社員よりも昇 進のチャンスは限定されるのが実情である。

¹⁴ 同社の労組は、職場集会等さまざまな機会を通じ、有期社員のニーズを収集する。そのうえで、労使交渉を重ね、時給・賞与の改善にとどまらず、均等・均衡に配慮した処遇改善に取り組んできている。

			処退] 状況						均衡	正社	
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	月給	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就業 規則	教育体系	均偶 待遇 対象	員 転換 対象	労組 加入
社員① • 社員②	日給月給制	経営幹部層:職務等級制度・日給 月給制(基本職務給)、管理職層 及び一般社員層:役割(仕事)基準 の職務職能資格制度・日給月給制 (資格給(9)+能力給(1)+地域 手当+役職手当)	通知 手動 動場 手動 動場 手動 動場 手動 動の ほう 家 関当 家 家 関当 が ま で 手 が 成が ある	業績動賞与	有	年間休日120~125日(うち20 日は長期休暇として取得) 年次有給休暇、慶弔休暇等特 別休暇、健康保険・厚生年金・ 雇用保険・労災保険、社宅制 度、総合共済会、健康保険組 合、企業年金基金、団体生命保 険、社員持株会、財形貯蓄、従 業員買物割引制度、制服貸与 食事補助、育児勤務・休業制 度、介護勤務・休業制度	健厚雇労康年保災	別	有の現の基店スリ職研受別等に 期別場では 無なのをに 一が別等ける があるける。 がある。			0
有期社員		売場長以上の一定レベル層:役割 (仕事)基準の職務職能資格制度・ 日給月給制(資格給(7)+職位給 (2)+能力給(1)+地域手当) 栗剤師等専門職は、毎年の契約 時に市場価値、勤務実績、技能レ ベル等を勘案し個別に決定	通勤手当、 超過勤務 手当のほ か、家族 関連の 手当がある	業績動賞与	当)	年間休日100~105日、長期 休日20日、年次有給休暇、慶 弔休暇等特別休暇、企業年金 基金、団体生命保険、社員持株 会、財形貯蓄(日給月給制適用 者は対象)、従業員買物割引制 度、制服貸与		建て	ほか、一定 資格以上 Off-JTも 受講で 自己啓発	待遇	制度 ・ 実績 あり	〇 (一定 要件
(I)	時給制	一般の販売職層等:スキル基準の 職能資格制度・時給制(売り場等 毎の部門給+地域給+資格給+ 職位給+半年ごとの評価で時給に 反映する評価能力給+時間帯加 給+曜日加給)	超過勤務手当	固定月数	無	年間休日は個人毎に設定、慶 弔休暇等特別休暇、社員持株 会、財形貯蓄(日給月給制適用 者が対象)、従業員買物割引制 度、制服貸与	月120 時間 以上 社 の 用あり		に対する 補助金も 有期無期 の別なく 受けられる	均を慮しい	なし	安計 あり)

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

- ・ 同社では、正社員⇔有期社員間の相互転換が可能である。有期社員でマネジャー職層に 登用され、転居転勤要件が満たせれば年1回の面接試験を通じ正社員になることができる。 ただし、該当者には正社員になること自体がゴールではなく、さらに昇格・昇進を目指し てもらいたいとの観点から、転換後の転居転勤はある。
- ・ 希望者は年間平均20~30人だが、制度の創設以来、この間の転換実績は約150人にのぼっている。とはいえ、一定資格以上のフルタイムなら日給月給制も選択できるし、マネジャー職以上は正社員との均衡・均等に配慮した処遇も確保されていることから、こちらを選択する場合が多い。若年フリーター層や子育て後の再チャレンジなど潜在的な正社員予備軍はあるものの、いわゆる中高齢主婦パート等からの転換ニーズは多くない。

事例 9 小売④

1. 全労働力の活用構成

			全労働力の活用状	況('09年4月1日	寺点)			労務提供の貿	[•量	人材活用の値	土組み
区分の呼称	約、い約社員	わゆる	直接·間接雇用/業務契正社員、再雇用社員、契 	人数	男女比	年齢構成	平均勤続 年数	職務の内容(職種)	所定労働時間 の長さ 時間外・休日労働 の有無	転居転勤	配置転換職種変更
正社員	無期		正社員 (本社ペースの 定期採用) (60歳定年後は、嘱託とし て再雇用(お・企業のた め10人程度しかおらず制 度化はされていない)	1, 0174人	 大 7:3 34歳程度 担当は 27歳程度 (上頭性を担 を		入社後は、営業職(主に家庭電化製品、OA機器等の店内接客販売業務)を経験後、本人希望と適性を勘案し、各店舗の管理職(小物・金の管理業務)や、本社の事務職(約200人のみ。商品管理、情報システム、管財・総等各本部)へ配置される。担当者レベル(コーナー長まで)約7,000人、管理職(フロア長=課長以上)約3,000人	9:30、12:15~21:15。土日 は10:15~19:15、12:15~2 1:15の1日8時間・週5日朝(休 日シフト制、年間休日109日) ※ただし店舗毎の営業時間、 季節により変更あり		人事権 として どちらも あり	
契約社員			契約社員 (地域ベースの 不定期・中間採用)	5, 612人	7:3	平均27歳	2年	営業職	正社員に同じ(ただし年間 休日110日)	できる限り自宅から通 勤可能な範囲で勤務 地を決定するが、全国 転居転勤もあり得る	配置転換は あり得るが、 職種は限定
営業補助	有期契	直接雇		2, 586人	1:9	不明 (主婦フルタイム パートをメインに 男性フリーターも 含まれている)			10:30~21:00の間で、1日7 時間45分上限(勤務時間帯・ 休日とも個人都合重視で設定 し、シフト組込み) 契約外出勤は原則なし		店舗内の 売場異動
アルバイト	イト 者		パート社員	8,033人 (雇用契約を締結 しており、現時点 で稼働可能な登 録人数として)	4:6	不明 (就労調整 主婦や、学生ア ルバ小をメイン に、中高年男性も 含まれている)	(登録者と稼働者 が一致しないた め、正確に把握 のしようがない)		レジ(17:00~開店で1日4時間・週3日程度)、CD・DVDコーナー(開店・門店で1日5~6時間・週3日程度)、生活雑貨(開店~14:00で1日4~6時間・週3日程度)、薬剤師・登録販売者(開店~明店で1日4~6時間・週3日程度) 契約外出勤は原則なし	原則として 採用店舗 でのみ勤務	等はあり得るが、職種は定
派遣	間接 派遣会社 3,588人 3:7 屋雇用 登録型社員 3,588人 3:7 売等は物流・配送センター(正社員管理職会2~3人出向配置)で対応、店舗には各ブースの			事務職	21 owith the laboration is a	(* A					

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

	職務					
区分の呼称	主な業務内容	中核的 恒常的か / 臨時・ 短期的か	業務の性質 同じような業務 に就いている 正社員の有無	責任・ 権限	正社員と比 較した客観 的な職務タイ プ分類	有期労働契約にしている事由
契約社員	営業職 主に家庭電化製品、OA機器等の店内 接客販売業務 ①正社員登用候補者(不定期の新店 オープンに伴い採用された中間入社 者)②地方孤立店等で地域採用され た正社員見合いの転居転勤なしーー の2タイプが含まれている	恒常的		昇にた管で を を を を を で で で で の 後 、 は な で で の は な に で の は に で の は に で が に に が に が に が に が に に が に に に に に に に に に に に に に	正社員と 同様 職務型	①については、不定期に行われる新規出店に伴い募集した中途採用者を、翌年4月の正式入社に揃えるまでの期間として。また、正社員にふさわしいかの適性を見極め、登用可否を判断するいわば試用的雇用期間に位置づけるため(正社員採用は大卒のみに限っており、高校・専門卒は非正社員からしか登用しないため)。②については、正社員を転居転勤させにくい(転居転勤ローテーションに組込みにくい)地方孤立店等で、正社員見合いのコア人材を確保する(転居転勤しない正社員区分が存在しない)ため
営業補助	①販売補助職②事務職③専門技術職 ①②主に店内におけるレジ・カウン ター業務(カウンター内での顧客対 応、会計、総合レジの金銭管理、伝票 管理、修理受付、家電・PC売場のレ ジ・配送手続等)、バックヤードにおけ		有		①②は、 軽易 職務型	同社は現在、出店拡大基調だが、店舗の頻繁なスクラップ・アンド・ビルドに伴い、雇止めの可能性があり得るため、有期比率を一定割合(6割程度)に維持し、雇用調整さ地を残している。また、雇用調整されやすい序列として、営業補助は6ヶ月、アルバイトは3ヶ月などと、契約更新期間に差も設けているさらに、正社員の採用要件を、フルタイム・転居転勤可の総合職のみに設定しているが、賃金水準は決して高いわけでなく、結果とし
アルバイト	る電話対応・登録業務、商品管理業務 (業者からの納品荷受け、検品、倉庫 整理、在庫確認・品出し補充等)等 ③登録販売者(医薬品2・3類の販 売、レジ・商品補充等)、薬剤師(医薬 品1~3類の販売、レジ・商品補充等)			職位に 就かせる ことはない	③は 高度技能 活用型	て常時、不足状態にある。一方で、業界はシェア争いが激化し、消耗戦に入っており、店舗の営業時間が短くなることはない。こうしたことから、とにかく売り場の日常は、有期労働力の個人都合と擦り合わせながら(基本的には、3ヶ月毎に勤務可能な曜日・時間帯等を申告してもらい、シフトを編成)、回さざるを得ないこのほか、個人の就労環党も変化しやすく、定期的な契約見直しが必須のため、季節周期的な繁閑調整(ボーナス時期、年末年始等)のためという事由もある
派遣	事務職 主に本社・店舗におけるPC入力、 電話オペレーション、レジ即戦力		無			割高だが、募集・採用事務手続きの手間が省ける上、労働力需給 逼迫下でも必要な期間、必ず即戦力が得られるため(とはいえ、派 遣に依存しなくても、労働力が調達できるような環境に戻り次第、 割安な直雇用へ切り換えるため)

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約0	つあり方			契約終了のあり方				
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	契約締結時の 書面明示	更新のあり方	予告・手続き	雇止め ・トラブル経験対応方策			
契約社員	1年契約 毎更新	・上限なし	契約期間、 更新の有無・ 判断基準、 就業場所・	更新にあたっては、契 約期間に合わせ、1ヶ 月程度前に本人希望 を聞く面接を行い、日	前に決定してい 職となるよう最終	5場合、6ヶ月以上 いれば、必ず満了退 終契約期間を短縮 とどしている。また、			
営業補助	6ヶ月 契約毎 更新	60歳定年 後、希望に 応じ65歳 まで継続雇	异心巫姬、廾和	常の働きぶりに特段の 支障(勤務態度の最低 ラインを定めたチェック シートと照合し、いわゆ る懲戒に相当するよう	突然の決定で、 雇止めとなるケ も1ヶ月前まで 月分の賃金を	、契約期間途中の ースでも、少なくと に告知するか、1ヶ 呆障するか、いずれ			
アルバイト	3ヶ月 契約毎 更新 繁忙期(ク リスマス、	用	の有無)・支払時期、退職・解雇 事由・手続き、 社会保険	な問題等)がない限り 更新される。そのため、判断基準等はとく に設けていない	旨、労使確認し	ご則った措置を行う している。こうした措 ており、特段のトラブ ことがない			
派遣	中元等) は1ヶ月の 場合も								

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

- ・ 顧客目線に立った接客サービスの充実を謳う同社では、原則として店舗における接客販売業務を正社員と契約社員に委ね、営業補助とアルバイトはレジや補充等のバックヤード業務、派遣は電話オペレーションや複雑なPC入力、レジ業務といった、職域の明確な棲み分け(職務分担)がなされている。そのため、均衡待遇の必要性があるとすれば、正社員と契約社員の関係性を問うことになる。しかし、両者に同様の社内資格等級制度¹⁵を適用し、契約社員の賃金を、正社員の賞与も含めた年間総額で月給に割戻して支払っている(入社時点がさまざまで、賞与の支給対象に加えるか等、労務管理が煩雑になるため)ことから、既に一定の配慮が図られている。
- 一方、営業補助・アルバイトについては、採用時給を交通費込みで、地域相場よりやや高めに設定しているものの、その後は一切昇給する仕組みがない。その理由は、彼ら(彼女ら)が売上げに直接、貢献する接客販売業務を担当しているわけではないことが第一義としてあるが、これに加え、時給にインセンティブを持たせないことで、コスト抑制と適度な人材代謝を狙っている側面もある。しかしながら、営業補助・アルバイトから処遇に不満があるという話は、労組の耳に入ってきたことはない。その理由としては、「①営業補助・アルバイトには、売上げに直結するような商品知識や接客販売ノウハウがない②他方、正社員・契約社員は長時間労働を余儀なくされ、週1日の休みさえ儘ならない16——等の違いを彼ら(彼女ら)自身がよく弁えていること」や、「そもそも定型的な補助業務を指示に従い淡々とこなし、家計を補助できればと考える主婦や学生、フリーター等中心

¹⁵ 資格等級レベルに連動した教育プログラムを実施し、販売の基本(商品知識や接客技術)から、発展(店舗オペレーション等)まで習得させ、コーナー長、フロア長、副店長、店長とステップアップさせてゆく制度。

¹⁶ こうした実態を労組も深刻に捉えており、土日8日間分の休日は必ず月内に消化することを原則に、遵守できない場合は会社側に否応なくすべて買い取らせるなど、対策を強化している。

に構成されていること」などが考えられるという17。

			処遇状況						均衡	正社	労
区分の呼称	年俸/月給 /時給	月給	手当	賞与	退職 金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就 規則	待遇対象	員 転換 対象	組加入
正社員	月給制 担当者は 日給	社内資格等級制度に則り昇降格あり。最上位等級に達すると昇格し、管理職コース(試験あり)と、専門職コースに別れる。初任給は大卒で19万1、500円~19万6、500円を力・専門卒で16万8、100円~17万3、100円(いずれも地域手当含む)	(担当者の	有 年2回 (7·12 月) 07年で約 間 4.8ヶ 月	有	年2回の連続 休暇(3連休) 制度、後期度、 がまが長いほか、 このほぞいない。 ではないでする。 ではないでする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	健保	正社員 規則			0
契約社員	日給月給制	正社員同様の社内資格等級制度を適用。同資格等級の正社員の賞与を含む年間総収入を12等分し、月給に割り戻して支給。新規オープン店(千葉県)の場合で初任給18万7,100円〜30万1,000円(地域手当含む)等	支給 借上げ住宅 支給(転居 転勤者の	無		慶弔休暇あり 制服貸与	院保	契社 就規則	賃金 面で等 水準保 確保	制度	×
営業補助	마는 상시 분리	東京都でレジ・カウンター業務、電話業務、商品管理とも 1,000~1,300円、千葉県	交通費は		átur.			営 補 就 規則			
アルバイト	時給制	で同850~1, 150円等 薬剤師は2, 500~4, 000 円等(前職考慮)、登録販売 者は800~1, 050円等	時給込み		無	制服貸与	無	アルバ 就親則			

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

・ 社内資格等級制度の導入(99年)に伴い、契約社員から正社員への登用制度も導入された。中間入社の場合に、契約社員として知識の吸収や働きぶりが優秀で、なおかつ全国転居転勤が可能であれば、基本的には2年程度で転換されるルートと、地方孤立店等で採用された契約社員が、そのまま資格等級を積み上げていき、管理職への登用と同時に正社員に切り換えられるルートの2通りがある。なお後者については、登用後の勤務地にも一定の配慮がなされる。同社は現在、出店拡大基調にあるため、正社員転換の実績も、昨年だけで700~800人にのぼる。同社は年功型賃金ではないこともあり、登用はあくまで経験・能力重視で年齢要件もなく、第二新卒や入社直後の離職組等20代から、業界内転職した50代まで多様な人材を受け容れている。なお、パート社員(営業補助、アルバイト)から、正社員への登用ルートは設けていない。

-

¹⁷ なお、改正パート法の施行に伴い、営業補助・アルバイトで 8 時間フルタイムになっていた契約部分については、一律 15 分(むしろ)短縮する措置も採られたという。そもそも職務が異なるため、会社側は(同視すべきパートに係る差別待遇禁止義務等の回避に向け)同じ労働時間であってはならないという勘違いで対応した模様だが、労組としては、あくまで補助的な労働力である以上、(実態としてもフルタイムにならぬよう)原則、時間外労働をさせない方向で整理された点は、契約履行面からしても評価できると考えている。

事例10 サービス① (外食)

1. 全労働力の活用構成

		全	:労働力の活	用状況('09年4月1	日時点)			労務提供の質・量	t	人材活 仕組		
区分の呼称	用/ 社員	業務契	、直接・間接雇 約、いわゆる正 用社員、契約社 :員、派遣社員、 の該当	人数(概数)	男女比 年齡構成 平均 勤続年数			職務の内容(職種)	所定労働時間の長さ 時間外・休日労働 の有無	転居転勤	配 転 換 種 変	
営業ライン 管理職 •店舗管理職 •スタッフ職	無	無期	正社員に年 60歳定完役は年 制を定をもな年ない 廃定年もな年ない 上入 東力就	た		店舗管理職(大学・院、短大、専門校本以上で新卒・中途募集・採用) ※入社後約6ヶ月間、マネジャ・・トレーニー 歳として店舗所修(店舗運管業務、クルーの 核用等、店舗管理業のと最違を習得を行い、全員を店舗管理業を上で育成、セカンド・アンスタントマネジャー(店長時に・店舗マネージメント等込を習得)を行り、イスト・アンスタントマネジャー(店長代行:店舗目標の遂行) ーストアマネンター(店舗監督者としてマネジメト経験を豊富化として、)を共通し、本レーションコッカルタント(複数店舗のマネージメント(複数店舗のマネージメント(複数店舗のマネージメント) ビジネスコンサルタント(序に店舗の経営コンサルタント) ビジネスコンサルタント(度数店舗のマネージメント) ビジネスコンサルタント(度数店舗のマネージメント) ビジネスコンサルタント(序に店舗の経営コンサルタント)	標準8時間1週40時間別下の変形労働時間別下の変形労働時間制 所制が休日ンプト制 富業プイン管理職も含めて時間外勤務付与	店舗職 営ラン管理全 を 転勤あり	キャリラとてちあり			
オフィス ライン管理職 ・スタッフ職	ため 上師 実力 京 可		可能)	約500人)		~33歳10% ~40歳18% ~45歳17% ~50歳25% 50歳~20%		総合職・総合管理職(大学・院卒以上で募集・採用) で募集・採用) ※マーケティング、財務、人事、IT、メニュー 開発、経営戦略、法務等さまざまな分野で、 ビジネス全体の成長を支える	原則9~18時の 8時間労働 フレックスタイム制あり 時間外・休日あり			
個別契約職			契約社員	年間1~2人程 度				専門職	個別契約			
クルー	有期契約	直接雇用	店舗勤務の パート・ アルバイト 社員	約17万人 (直営店 約9万人 FC店 約8万人	4:6	大・専門学校生約2 約42%		製造、サービス現業職 ※店舗当たり平均:クルー約40人、 トレーナー及びスウィングマネジャー 各8~10人で構成	週1日・1日2時間 から勤務可能 ※(繁忙期や要員不 足等に伴い実施として、フルタイム勤務と なる者は一部いるが) 起時間勤務契約のみ 変形労働時間制・	原則ない	職種変更	
	労働	/14		,		8%、その他(サラ リーマン副業、高齢 者等)約22%) 1年以上 約52%		リーマン副業、高齢 約52% ロスケロウ		休日シフト制	,40	はあり
パート タイマー	者		本社勤務の パート社員	約20人	全員女性 データなし		irl	定常的な事務職	原則9~18時の 8時間労働 (短時間・隔日勤務あ り)			
派遣社員 ※このほか、長期にわたり恒常的		雇用	本社勤務の 派遣社員	約40人			一部専門性を必要とする事務職	時間外・休日原則 なし				

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

	職務				正社員と	
区分の呼称	主な業務内容	中核的第 恒常的か / 臨時・ 短期的か	養務の性質 同じような 業務に就い ている正社 員の有無	責任・ 権限	比較した 客観的な 職務タイプ 分類	有期労働契約にしている事由
個別契約職	豊富な経験と幅広い知識を要する、高度専門・プロジェクト業務(マーケティンノ戦略、店舗開発、商品開発分野等)に関連して、随時採用(事業部毎のライン人事(事業部長以上)に権限移譲、契約期間も1年契約を基本に個別に決定)	臨時• 短期的	無	正社員と 同様の 職位ライ	高度技能 活用型	社内に蓄積のない専門知識・技能を持つ人材を、1~2年のプロジェクト期間単位で効率よく調達するため。正社員の処遇体系では対応し切れず個別契約もしくは派遣で対応する
クルー	クルー(商品製造、接客・販売サービスの提供)→クルー・トレーナー(新人クルーに日常業務に係る指導・トレーニングプランの実施や、先輩として模範的な接客・行動で質の高い商品・サービスを提供)→スウィング・マネジャー(正社員のセカンド・アシスタント・マネジャーから一部権限(店舗マネージメント、人材マネージメント等の実務権限(決裁権限なし))を移譲)	恒常的	無 (あって も新社後 6ヶ月 程度)	いるない専職るルレナ はは、でのあり、	軽易 職務型	正社員は、マネジメントを任せられるコミュニケーションカ・リーダーシップ性を有する人材として育成するため、長期継続雇用を前提にしているが、非正社員に任せるのは、大半は現業スタッフのクルー。あってもクルーの日常的な指導に当たるトレーナーや、セカンドアシスタントマネジャー(正社員・店長補佐)から一部権限移譲されるスウィングマネージャーまでと、あくまで正社員の指示、管理・監督の下、現場業務を着実に遂行する人材に位置づけ、職務や人材活用のあり方を明確に切り分けているため、相応の雇用のありようとして有期労働契約にしている。また、学生や就労調整内、副業バイト等など労働者側の就労環境の変化に対応しやすく人材の入替わりも多い。
夜間清掃員	店舗内の夜間清掃			スウィン グマネ		カ側有側の私力集現の変化に対応してすべたがの人音がも多いとと等から、実態としても6ヶ月契約毎更新が合致していると考えている
パート タイマー	事務処理、コールセンター、秘書等		無	ジャー までに 限定	軽易 職務型	単純事務作業でフルタイム、短時間、隔日等不規則勤務も発生する ことにより、1ヶ月間単位で勤務スケジュールを決定するため。本人都 合とも擦り合わせた契約内容の見直しを適宜、行うため
派遣社員	フルタイム勤務だが、一部専門性を持っ た事務職や短期の事務					仕事内容によりパートタイマーと派遣社員を使い分ける。

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約の	あり方			実際の更	新状況	契約	的終了のあり方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	契約締結時の書面明示	更新のあり方	勤続①1年未満 ②1年以上3年 未満③3年以上 5年未満④5年 以上の割合	個別の最長 勤続年数	予告・ 手続き	雇止め ・トラブル経験 対応方策
クルー(夜間清掃員事務パートも共通)	6 契 更 (た ク の 高 は 休 1 み あ あ か 約 新 だ ル う	更新・ 勤続とも なし	人の署名・捺印で確認)しており、雇用期 、	との軋轢で職場環境を悪化させる、接 客に向かない等、「クルーパフォーマ	人材のター ンオーバで 年間5割 スウィジャー で年間 25%程度	雇がた別(中のはがで年るており、一般では、地域のの中集困、は超考のの世界をはいる。 はおきる はいん	年するルーマースの「1を場フク行の深方で(た年舗1人否す「クオレビ中ニ取合イをい理め法いた間にいるで、不得はドロッとで、不得はドロッとでで、ででででででである。 相をいたが、 手をくっているという。 またい	就業規則の制裁規定に抵生という。 に抵した場合ない。 をでき、係はあるが、そうことはからであり、 をでき、をしたという。 をできなり、契約を行うなり、契約を行うなり、契約を行うなり、契約を行うなり、契約をラブルルバールである。 をのためにはとんどな・アルバイルである。しか、任社社会のにはあり、とない、保証のはあり、とないであいた。 をは、社社会のには、 をでは、というのはない。 をでは、というのはない。 をでは、というのはない。 をでは、というのはない。 をでは、というのはない。 をでは、というのはない。 をできないというのはない。 では、というのはない。 では、というのはない。 では、といり、して、というのはないとが、というのはないとが、というのはない。 では、というのはない。 では、というの

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

- ・ 正社員は、入社後 6 ヶ月間の研修後は基本的にセカンドアシスタントマネジャーとして の役職付きとなる。その一方で、有期契約労働者はいかに長く勤続を重ねてもその下の役 職であるスウィングマネジャーまでしか就かせていない。また明確に職務内容と決裁権限 を区分しており、人材育成の観点での転居転勤等もない点からも、その職務・人材活用方 針には明らかな差異があり、基本的に均衡待遇の必要性はないと考えている¹⁸。
- ・ そのため、クルー等有期契約労働者の処遇は、繁忙期やシフト編成等に応じた結果として月間 171 時間上限のフルタイム勤務が発生することがあっても、原則、時給制(募集時給(最賃厳守の上、店舗裁量で決定)である。時給については、募集時に近隣同業他社の状況をおよび最低賃金を厳守したうえで、店舗の裁量で決めており、その後はパフォーマンス・レビュー¹⁹による昇給を加える形をとる。パフォーマンス・レビューは3ヶ月に一回、アシスタントマネジャーもしくはスウィングマネジャーを一次評価者として実施される。レビュー結果は、各店舗の全アシスタントマネジャーと全スウィングマネジャー(8~10人)で構成する合議体に持ち寄られ、基準・評価の擦り合わせが行われた上で、最終

¹⁸ 改正パート法施行に伴い措置したことも、同様の理由で特段なく、雇用契約書中で賞与、退職金なしを明示した程度である。

¹⁹ 顧客満足度の向上(常にカスタマーファーストを心掛けている、最大限働けるスケジュールを提出している等)、手順・基準の遵守(いつも清潔なユニフォームを着用している、過去3ヶ月以内に遅刻・欠勤がない等)、チームワーク(他クルーと協力し合っている、ミーティングには積極的に参加、発言している等)、主体性の発揮(常に模範となる行動・態度を示している、急なピークにも柔軟に対応している等)――という4つの観点から計27項目を設定し、それぞれ5(完璧)~1(不可)の5段階で年4回、本人と上長に評価させるものである。

的には二次評価者の店長が確定する(クルーからトレーナーやスウィングマネジャーに昇進するプロセスも同様の手順でなされる)。そして、レビュー2回単位(ウェッジレビューとしてS~Cの4段階評定)毎に、時給アップに反映する。時給の上げ幅に関しては、ガイドラインとして「総合S評価で20円、A10円、B5円、Cなし」といった目安もあるが、基本的には店長が各店舗の年間人件費計画に基づいて決定する権限を持つ。結果として、スウィングマネジャーでは時給が1,800円に達するケースもみられる。

- 一方で同社は、クルー・パフォーマンスの向上に向け、①クルーの雇入れ時点でいかに優 秀な良い人材を採用するかに焦点を当ててきた(クォリティー・ハイアリング20)②他社 との時給引き上げ競争に巻き込まれないよう、クルーの価値観に訴えるベネフィットの提 供に注力してきた。人材育成面を強化し、単にオペレーションの向上と言うだけではなく 社会人として必要なスキル等の向上に傾注した人材育成を行っている。また①クルー専用 イントラネットのサポート(モチベーションの向上や効果的なコミュニケーションおよび 最新情報、特典情報の収集)②毎年、調理技術や接客サービスを競い合う全国規模のコン テスト (2009 年は全国で 17 万人のクルーが参加し、店舗単位、地区単位での優秀者が全 国大会で競い合い、最終的に8名の優勝者を決定)③2年に一回の世界中のクルーが参加 する歌唱力コンテスト(2009年は日本で約1万4,000人の応募があり、優勝者が4月の世 界大会に。夢を実現するチャンスを多くの若者に提供し、優勝者はプロデビュー・CDデ ビュー等の支援)、④プロフェッショナルクルー資格を確立(スウィングマネジャー以上 のモチベーションアップを狙いに、スキル(QSCV)/態度・行動両面から審査。就職 に役立ち、履歴書にも書ける資格として上・1・2級を認定)⑤外食で初めてYESプログ ――するなど、若年労働力を高度活用する先進企業として、夢の実現につながるような多 様なインセンティブの提供をはじめ、パート・アルバイト社員経験の資格化等、各種制度 の整備を進めてきている。こうした工夫の結果、2~3年前には6~7割と高かった人材の 新陳代謝率が、ここ数年は5割以下の水準で安定的に推移しているという21。
- ・同社では毎年、全クルーに対し、仕事への満足度調査を行っている。その内容は、トレーニングに関するものから、報酬、社員や他のメンバーとのコミュニケーションなど、40項目を5段階で尋ねる。回答率は9割強で、調査結果を基に店舗毎や会社全体で改善策を実行してクルーの満足度向上に努めている。2009年度の満足度指数は90%近くに達したという。

²⁰ 客が商品をほとんど食べてから、美味しくなかったので返金して欲しいと言ってきた時、あるいは子どもがおまけのおもちゃを開封してから気に入らないので換えてと言ってきた時等にどうするか等の状況について、11 項目・45 の質問に 2 択で回答させ、顧客指向性、イニシアチブ、徹底性、チームワーク――の 4 つのコンピテンシーについて、5:転換行動、4:創造行動、3:判断行動、2:能動行動、1:受動行動、0:問題行動を、認定(全項目でレベル 2 以上なら採用)するもの。

²¹ あまり引き下げるのも、人件費の高騰や職場の雰囲気の悪化につながってしまい望ましくないため、この程度が適切な水準とのことである。

					処	遇状況				1 <i>-1/4</i>	工 44.目	労
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	月例賃金	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就業規 則	教育訓練	均衡 待遇 対象	正社員 転換 対象	組 加 入
クルー (夜間清掃員 事務パートも 共通)	時給制	募集時給(都内標準店で900円等)+レビュー評価結果を反映した昇給(年間4回、パフォーを支施。うち2回をウエッジレビューをして映)	判交費給事 動通支食	無	無	だ賃金を携帯電話で確認でき、日給感覚の分割で引き出し可能) あり に対に トルチ 車 神 助制	2ヶ月連続 で120時間 関務合用 (険は85円 (険は85円 (険間) 適用)	パート タマ 就 規 則		基本 的 必要	制度・もの事履はしている。	0

・ 同社には、有期契約労働者から正社員への登用制度というものは特別ない。しかし登用を希望する者は少なくないが、あくまで新卒・中途採用に関しての入口・要件は全て同じ募集である。新卒・中途採用は、数学・英語の教養試験後、独自の適性検査を行うほか、グループと個人の2種類の面接を通じて選別する。中途採用に関してのみ店長の推薦書がついてくることもあるが、若干配慮する程度で効力はほとんどない。一般、クルー出身者関係なく優秀な人材を採用していくと言う考えで、むしろ年齢・経験等で差別することなく、広く機会を提供することが望ましいとの判断によるものである。とはいえ、クルーからの応募は年間2,000~3,000人にも登るが、クルーとして店舗で種々の経験そして育成をされている人材面での優位性が現れており、実際にはこれまでの新卒採用の5~6割、中途採用の7~8割がクルー経験者で占められているなど、有期契約労働者にも公平・公正な機会が開かれている。

事例11 サービス② (介護)

1. (ヘルスケア事業分野における) 全労働力の活用構成

3	全労働力の活用状況(*09年4月1日時点) 無期/有期、直接・間接雇用							労務提供の質・」	量	人材活用の仕組		
区分の呼称	/業 員、科 パー	務契約、 再雇用社	いわゆる正社 員、契約社員、 派遣社員、委託			所定労働時間の長さ 時間 外・休日労働の 有 無	転居転勤	配換種変更				
正社員 総合職		浦	正社員 (60歳の誕 生日の属す	管理職(ピンタード、ケ)マスター、専門職マネジャー) ※発足当時の正社員待遇者以外は全員、契約社員からの登用者で構成		週40時間制 (月間平均164時間) 時間外・休日あり得る	全転がにより、 全国動がによりには、 主には、 主には、 主には、 ないのでは、 またいのでは、 またいのでは、 またいのは、	ども事とあり				
正社員専門職		無期	る営業年度 最終日ま で、再雇用 あり)	3, 198人	22:78	平均 42.6 歳	平均 4.6年	専門職(管理職、有資格・サービス現業職)支店の下に存在する具体的なサービス提供拠点(全国900カ所)における、事業運営上必要な管理職(人材調達・シフト管理、精汞・申請等)ほか、有資格者(サービス提供責任者、ケアマネジャー(訪問介護)、生活支援相談員(生活援助)、看護師等)、契約社員からの登用者及び新卒定期採用者(事実上専門学校卒か・福祉大学卒、年間30人程度)で構成	管理職は週40時間制 (月間平均164時間) それ以外は1ヶ月単位 の変形労働時間制 (月間平均170時間) 4週6休以上 時間外・休日あり得る	限定地域内 (通勤圏 (最大2時間)内)で 転勤可能	原なたい務の要則しだ業上必に	
ケアスタッフ 月給者	H			1, 559人	9:91	平均 41.2 歳	平均 3.5年	サービス現業職(サービス提供のリー ダー的役割) 拠点の事務職・営業職	1ヶ月単位の変形労働 時間制(月間平均170 時間)4週6休以上 時間外・休日あり得る		を 応場・ 職種を	
ケアスタッフ 時給者 (登録・稼動計)	有期契約労働者	直接雇用	契約社員	2万409人	4:96	平均 46.7 歳		サービス現業職(業務運営の主戦力) 拠点の事務職	月1回・訪問介護1時間~を最低として 年間業務量(勤務時間 数) 見込みで契約する 1ヶ月単位の変形労働 時間制4週6休以上 (6割以上は雇用保険 適用に達しない) 時間外・休日あり得る	無	を更るもる)	
派遣社員		間接 雇用	派遣会社 社員			I	I					

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

	職	務			구선 무기		
区分の呼称	主な業務内容	中核的対 恒常的か / 臨時・ 短期的か	終の性質 同じような 業務に就い ている正社 員の有無	責任• 権限	正社員と 比較した 客観的な 職務タイプ分類		有期労働契約にしている事由
ケアスタッフ 月給者	介護の現業スタッフ(有 資格者:サービス提供責 任者、ケアマネジャー、 看護師)、拠点の事務 員・営業員(福祉用具専 門相談員)等	恒常的		役職	様職務型も含まれているが、基本的には別職	利用者(エン ドユーザー) の諸事情(顧	業務運営上、サービス提供のリーダー的存在であり、ゆくゆくは正社員専門職へ登用する対象者のため。また、正社員専門職への移行を提起したが、本人があえて契約社員月給者にとどまることを希望したため
ケアスタッフ時給者	介護の現業スタッフ、 拠点の事務員等	旦帝の	有	に就 かせ ること	別職務・ 同水準型、入 職~3年め程度	定段階の変化、死亡等) や、取引先の意向・入よ の意果等により、受注業務 量が大きく変	業務運営の主戦力であり、本人の働き方ニーズ等と柔軟に擦り合わせることで、人件費を抑制しつつ、サービスの多様性が確保できるため。家事の合間や扶養範囲内での就業希望等、ライフ・スタイルやライフ・サイクルに合せて働き方を選択するニーズが確実にあるため(そうした事情を1年毎に聴取し、今後の働き方や処遇との対応関係等を見直すため)
派遣社員	入札結果や顧客事情等 により業務変動する部 分の介護の現業スタッ フ、拠点の事務員等	臨時・ 短期的 中心			別職務• 同水準型	動する以上、 雇用調整を 行わざるを得 ないため	あくまで自社スタッフの不足が発生した場合に、これ を補完するために投入する労働力

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約	のあり方			実際の更新		契約終了@	つあり方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	契約締結時 の書面明示	更新のあり方	勤続①1年未満 ②1年以上3年未満 ③3年以上5年未満 ④5年以上の割合		予告・手続き	雇止め ・トラブル経験 対応方策
ケアスタッフ 月給者			判断基準、 就業場所・従 事すべき業	次年度の契約内容・意思確認は1ヶ月前までに書面で行うことになっているが、雇止めの場合を除き実態として、直前になることも少なくない。また、賃金交渉が遅れた場合は、前年度の加盟・労働を供のませた。更多	①24% ②27% ③6% ④29%	25年	事部から対象者リスト(多 い時で年間10人程度)	か、センター長の采
ケアスタッフ時給者	原とし 年位 1年 第 新	年度末 まで	間・休暇休 日、賃金式、 払い方式、昇 絵の有無)・ 支払い時期、	度の処遇・労働条件のまま仮契約書の締結(本人意思の確認)を行っておき、その上で改めて正式な4/1付け雇用契約書を手交することもある。更新の有無・判断基準については、就業規則及び雇用契約書の中で、「①契約期間満了時の会社の業務金の選等が減・態度③業務遂行能力④会社の経営状況⑤徒事している業務の進捗状況⑥会社の指揮命令に対しての遵守状況⑦雇用契約時の年齢(雇用の上限)⑧ 就業規則及び各規程の遵守状況一一により更新しない場合がある」と記述している	①24% ②27% ③14%	21年	の上で、会社側に過失があると判断した場合は 和解金(基本給1ヶ月 分、同社組合員平均で つ万円程度)を求めた り、あるいは上長の責任 を追及し、戒告や異動	配のまずさによる余 剰集がの発生業ゆえ 負別の発生業ゆえ り長とある。人その際た め、雇入れの際情 がある。なのたけのない。 を高度すらにできる をはするよのがまたにできる をはずいるようがです。 でする。 できる。 でする。 できる。 でする。 できる。 、 できる。 、 できる。 できる。 、 できる。 、 できる。 できる。 できる。 できる。 、 、 、 できる。 できる。 できる。 、 できる。 、 できる。 、 できる。 、 できる。 、

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

・ 同社における 4 つの直雇用区分は、その職務と人材活用面において明確な違いが存在する。正社員総合職は「事業運営上必要な管理者・有資格者のため安定雇用が不可欠で、経営幹部のため育成の観点からも原則、全国転居転勤あり」、正社員専門職は「事業運営上必要な管理者・有資格者のため安定雇用が不可欠だが、主にサービス拠点における経営幹部等のため限定地域内(通勤圏内)で転勤があり得る」、契約社員月給者は「サービス拠点における業務運営のリーダー的存在で、将来の正社員登用対象者だが勤務地限定」、契約社員時給者は「業務運営の主戦力だが、本人の働き方ニーズを優先し勤務地限定」――といった具合である。そのため、均衡配慮の必要性はないと考えられており、処遇のあり方も下表の通り、区分毎に異なっている。とはいえ、事業運営の継続性や収益貢献性等の観点から、同社ではいずれの雇用区分も貴重な戦力である点に代わりはないと考えていることから、正社員総合職と専門職(=契約社員月給者)、及び契約社員時給者の間で、基本賃金の時間換算における水準バランスの均衡には、一定程度配慮しているという²²。

-

²² むしろ、同社が処遇上の課題として受け止めてきたのは、介護報酬改定の据置きに伴いここ数年、正社員・契約社員を問わず、賃上げが凍結されてきたことである。労組によれば、「勤続・経験を積み生産性が向上しているにも係わらず、賃金が据え置かれては労働価値が低下したことになる。会社側は自分たちのことを評価していないのではないか・本当に必要とされているのか」などといった不満・不安が募り、結果として離職も相次いだという。こうしたなか、09年4月の介護報酬改定(3%増)をめぐっては、労組側が春闘要求で、勤続や経験(能力・知識の蓄積)を踏まえた個別賃金の底上げを求めたのに対し、会社側は経営統合等を通じ多様な賃金を包含していることから、基準となる賃金体系(テーブル)を再設定し、そこに大半を載せるような是正措置を施すことを提起した。議論は7月初旬まで続いたが、結果として介護報酬改定のうち2.6%(原資の78%)を、人件費原資(組合員平均で1.5万円)増に充てることで合意した。個別の内訳でみると、新賃金体系適用の対象者で月給者については①管理職(センター長、ケアマスター、専門職マネジャー)で平均7,620円増②福祉用具専門相談員で9,990円増③看護師(正・准とも)で1万4,050円増④その他職種で6,010円増一となった。一方で(新たに定める基準賃金水準より、既に2万円以上の賃金格差がある)対象者外の月給者については①勤続2年未満で一律1,000円増②同2年以上3年未満で1,400円増③3年以上で1,800円増、また対象者の時給者については正・准看護師で平均91円増、対象外の時給者については一律5円増一一などとなり、いずれも「処遇改善手当・処遇改善時給」(ただし調整給のように消失する可能性はない)という新たな

			処遇状況						LE-Str	正社	
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	基本賃金	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就業規則	均衡 待遇 対象	員 転換 対象	労組 加入
正社員総合職		管理職評価制度(目標管理要素強く、業績(売上高・利益率等)評価 あり)に基づく管理職賃金体系、定期昇給あり	住宅手当 家族手当 休業手当	有 年2回	有	特別休暇(結婚連続7 日以内、出産連続3日 以内、忌引1親等連続3 7日以内・2親等連続3 日以内、夏季3日)、半 日有給休暇制度あり、 慶弔見舞金		正社員			
正社員専門職	月給制	管理職については正社員総合職に同じ それ以外については人事考課制度 (業績評価もあるが、勤務態度等 人事考課要素が強いいに述づく資金体系で、実質的には契約社員 月給者と同様である(ただし賃金表自体は別建て)、定期昇給あり 正社員専門職と契約社員月給者の月給水準は推定3万円程度 正社員専門職が上回る影け。正社員専門職は、時間外含めた役職 相当部分の最低基準額として職務給をつけるため)になっている	サービス別手 当資格手当 (ケアマネ、看 護師等)一部 扶養手当	(6·12月) 基本給× 月数+業 續評価 付加部分	管理職のみ 有 基本給×無期 化時点からの 勤続年数に応 じた支給比率	特別休暇(結婚連続3 日以內、出産無、忌引 1親等連続7日以內・2 親等連続3日以內、夏 季3日)、半日有給休	雇健 厚 労 災	就業規則			
ケアスタッフ 月給者		基本給+手当関係(5) 人事考課制度、定期昇給あり	時間外手当 休日出勤手当			暇制度あり、慶弔見舞 金は本人死亡時のみ					
ケアスタッフ時給者	時給制	訪問介護(巡回型)、訪問介護(滞在型)身体介護の時給 = 支店基礎時給 + 地域特別加算 + サービス別加算 + サ時間帯別加算 + キャリアアップのステップ加算 訪問介護(滞在型)生活援助の時給 = 支店基本時給 + 地域特別加算 + キャリアアップのステップ加算 新聞介護(滞在型)生活援助の時給 = 支店基本時給 + 地域特別加算 キ専門加算 家事代行サービスの時給 = 支店基本時給 + サービス別加算 + 時間帯別加算 家事代行サービスの時給 = 支店基本時給 + サービス別加算 + 時間帯別加算 藤宮香祉サービスの時給 = 身体介護 通院介助(身体件)、行動援護については訪問介護(滞在型)身体介護の時給合計に準じる。また家事援助、通院介助(身体件)ない、重度訪問介護(地域生活支援)については訪問介護(滞在型)身体介護の時給合計に準じる。また家事援助、通院介助(身体件)がない、重度訪問介護、地域生活支援)については訪問介護(滞在型)身体介護の時給合計に準じる。また家事援助、通院介助(身体件)ない、重度訪問所養、地域生活支援)については対しの時総合計に準じる。また家事援助、通院介助(身を清土の時間、身体、5時間、生活型問手等がある。サービス提供加算には、利用者をの一回の訪問につき移動時間貧金見合い190円 + 十一年に対しまませる場合がは当日の日間の自動を対した場合に支給する無効は手事もの日、海底空域を引車するへかいに同日中に登場上に場合に支給する無力が再半等50円、あんスタンプの入土直接の前回サービスを引申すり、との基準十人場たり支持。またりますが、大きからの場合が、大きが表しまり、では、大きが表しまり、大きないまり、大	は交月5万実及移野性ののをる。	無	<u>##</u>	特別休暇(結婚連続7 日以内、出産連続3 以内、忌引親等連続3 日以内・2親等連続3 日以内・2親等連続3 日以内・(無給)、夏季3 日、無給)、半日春 休暇制度なし、慶弔見 舞金は本人死亡時の み	雇月時上入保は10周 日勤で加社月時かつ以加社月時かつ以加社月時かつ以第30回 11間15日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日	契 社 就 規 給 規 心 月 者 時 者 約 員 業 則 与 則 で 給 ・ 給 用	基的は必なとえい本には要い考てる	制化しおり転実もい度化てお、換績多い	○ ユニオン ショップ

・ 契約社員(とりわけ月給者)から、正社員総合職へは04年、正社員専門職(新設区分²³)へは09年に、登用制度を整備した。正社員総合職へはセンター長とケアマスターに就いて1年以上経過した中から、人事考課評価で平均点を上回っている人を対象に、登用の可能性について案内する。そして、希望者にはコンプライアンスに対する考え方などについての簡単な小論文を提出させてエリア毎の本部長クラスによる面談を行い、適性を審査し

付加手当の扱いながら、労働者の納得性向上を目指し、一定の処遇改善が図られることとなった(なお引き続き、評価制度や定昇制度の整備等に向け、協議を継続する方針も確認されている)。

²³ サービス拠点には、管理職としてそれぞれ訪問介護、通所居宅等サービス毎のケアマスター (課長クラス)と、その上位に当たるセンター長 (部長クラス)のほか、業務運営を行う以上は法令基準に則った有資格者として、訪問介護特有のサービス提供責任者、デイケア特有の生活支援相談員等を置かなければならない。これまでは、管理職部分のみ正社員待遇 (総合職)としてきたが、08年中頃には3K報道による風評被害もあり、今後の事業維持・拡大をも左右しかねないほどの人手不足に見舞われたため、有資格者部分についても正社員待遇で、一斉に囲い込もうとの方針に転換した。拡大戦略を採っている同社では、拠点は増える一方のため、サービス数やヘルパー数等に応じ、一定数の設置が義務づけられている有資格者の囲い込みは、雇用保障リスクより収益拡大に寄与するメリットの方が大きいとの判断によるものである。とはいえ、働き方等を変えるわけではないため、対応する処遇は現状のまま、有期労働契約から単純に無期労働契約へ切り換えることとした。この措置に対し、契約社員月給者の大半からは好意的に受け入れられた一方、極めて少数(数十人)ながら、「仕事は好きだが一生、この会社で働いていこう・幹部を目指そうとは思っていない」「正社員になる以上は拘束性、責任性が強化されるのだろう」といった反応も寄せられた。そこで同社は、あくまで転換制度として確立し、正社員専門職になるのか、もしくは契約社員月給者でいたいのかについて本人の志向で選択してもらうことにした。

て登用する。正社員総合職への、この間の登用実績は115人である(対希望者合格率は77%程度)。なお、同区分は発足当時からの正社員待遇者を除く全員が契約社員からの登用で構成されている。一方、正社員専門職へは、初回の登用実績は約3,120人であり、希望者ほぼ全員が移行した形である。介護業界では、ヘルパーを3年経験すれば介護福祉士資格にチャレンジでき、5年経験すればケアマネジャーにもトライできる。1年未満の離職率の高い業界特性から鑑みると、勤続を重ねるにつれて仕事に順応できている証拠と見ることができるし、事実、勤続年数に応じて中核的業務を担う生産性の高い人材に成長している。こうしたことから、同社では有期契約労働者より徐々に正社員へ転換させる(コア層へ固定化する)制度が有効な人材活用戦略になると考えている。

事例12 サービス③ (介護)

1. 全労働力の活用構成

		4	全労働力の活用状況('09年4月1日時点) /有期、直接・間接雇						労務提供の	質•量	人材活用	目の仕組み
区分の呼称	用/ 正社 社員	業務員、単	期、直接・間接雇 契約、いわゆる 5雇用社員、契約 -ト社員、派遣 E契約等の該当	人	人数 男女 比		年齢構成	平均 勤続年数	職務の内容(職種)	所定労働時間 の長さ 時間外・休日労働 の有無	転居転勤	配置転換職種変更
社員	無期	無用			3人	4. 5: 5. 5	平均 34.5歳	約3年 1ヶ月	一般管理(シフト作成、事務経理処理、入出金含)、及び現業管理(チームリーダー) 内訳:人的サービス部(入治(看護師含)31人、訪問4人、ケアマネ(サービス 提供責任者)2人)、販売部(営業含)29人、総務経理部2人	働時間制(8:30~1	5年間隔	人材育成 のため、 人事権と してどちら もあり
嘱託			契約社員	3	人	2:1	平均 63歳	約1年 6ヶ月	専門職(中小企業診断 士、保育士、車いす取扱 技能者)	パート(1日5.5時間 で週2日、月110時 間等)、時間外・休 日原則なし		
					60人	2:8	約30歳	約2年		フルタイム(1ヶ月単 位の変形労働時間 制)、あるいはパート タイム(週2日以上・		
	ート 有期契約		常用		5人	0:10	約45歳		訪問介護関連: サービス現業職	1日2時間~) いずれも所定契約		
パート			契約・パート 社員	71人	2人	5:5	平均 29歳		福祉用具販売関連: 営業職、窓口事務職	時間外あり得るが、 日曜は原則休み ※なお、週40時間	無	原則なし (本人が 希望する
	 別労働者				4人	10:0	平均 66歳	約3年 9 _ケ 月	福祉用具メンテナンス関 連:サービス現業職	のフルタイムパート は25人、週35時間 以上の社会保険適 用者は67人中38人	***	場合のみ配慮)
₹ 25 ₹ 3.			非常用 契約・パート 57人		7 1	0:10	約50歳	約5年	訪問介護関連: サービス現業職	週1日~		
登録			契約・ハート 社員	0:10 約30歳		入浴介助関連: 専門職、サービス現業職						
派遣	•	間接雇用	派遣会社 社員	5社 1日計	派遣を 併用 †10人 活用	0:10		3年上限 に達する 人が多い	入浴介助関連: 専門職(看護師)	必要に応じ1日単位		

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

	職務				正社員		
区分の呼称	主な業務内容	中核的業務 恒常的か / 臨時・ 短期的か	同じよう	責任・ 権限			有期労働契約にしている事由
	専門職(経理のプロ(銀行OBの中小企業診断士)、保育士(この8月からの保育園事業立上げ専門)、車いす取扱い技能者)	臨時• 短期的	無	役職 ありも 可	技能	労働者自 身も、1年	社内に蓄積のない専門知識・技能を持つ定年退職者の能力を、就労可能な期間の み、正社員よりやや高めの特別処遇で有効活用するため
パート	看護師(入浴時のバイタル チェック等)、介護支援専門員、 入浴〜ルパー(入浴介助等)、 入浴イルレーター(入浴車両の 運転等)、訪問介護ヘルパー、 福祉用具営業販売・窓口事務、 福祉用具メンテナンス	恒常的	有	役に就せとない	別職務 ・同水 準型	程気情わた約をば分遇条見互度境がて、更い用や労等しいで・変を変勢がでいまい用を労等したので、変が、を受けるのでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(介護報酬単価に依存する限度事業だけに)会社の経営状態や先行きを見据え、雇止めせざるを得ない状況になった場合の雇用保障リスクを回避するため。また、正社員にふさわしいかの適性を見極め、登用可否を判断する、いわば試行的雇用期間としての機能も持たせているため(とりわけ営業に関しては、本人のやる気、能力次第で業績が大きく左右される上、慣れてくると競合他社へ転職してしまう(離職率が高い)傾向もあり、その正社員採用に当たっては人物資質等を慎重に見極める、試行的雇用期間が不可欠なため)。結果的にフルタイムパートも含まれているが、日常業務は優秀でも、ケアマネジャーやサービス提供責任者が策定した通りに動けば良い現業(しかもユーザーの事情等で業務量が変動しやすい)にしか適性がない人、管理業務を任せる能力には劣る人までを、正社員として処遇する必要性を感じない(有期でも充分調達できる)ため、福祉用具メンテナンスに関しては、就労可能な期間のみ、社会保険料負担等を軽減しつつ、定年退職者の能力を有効活用したいため等
	訪問介護ヘルパー、看護師、 入浴ヘルパー			74V '		示・合意 する重要 な機会に 位置づけ ている	会社にとっては需給調整の手段、本人にとっても好きな時に好きなだけ(勤務日、始業・終業時刻は1週間前までに通知すれば良い、就労調整もしやすい等)、訪問先(介護対象者の好き嫌い等)も選びながら勤務できる契約形態として、双方にメリットがあるから。正社員にしたいほどの技能・資格を持つ人もいるが、本業の合間(牧師等)に福祉マインドを満たすため副業的に働きたい、あるいは旅行が好きでその費用を調達する間だけ働きたいといった本人希望があるため。訪問入浴時の要員基準である3人は、1人常用であれば他は人数が揃っていれば問題ないため
	看護師(入浴時のバイタル チェック等)						正社員を募集しても確保できない看護師不足のため。割高だが、直雇用看護師の都 合がつかない場合に適宜、来てもらうため

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約の	かり方				実際の更新			契約終了のあり方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	契約締結時の書面明示	更	新のあり方	勤続①1年未満②1 年以上3年未満③3 年以上5年未満④5 年以上の割合	個別の最長 勤続年数	予告・ 手続き	雇止め・トラブル経験 対応方策
嘱託パート		63歳 定年制 (これまで は本人	「雇用契約書兼労働条件通知書」の中で、雇用期間、更新時の中で、雇用期間、更新時の判断基準、賃金(基本給額、支給される手当、時間外・休坊手当の取扱い、支払日)、勤務形的時間以内等、始業・休郊憩時間、所定外労働の有無)、勤務所、従事する業務内容(秘密保持義務)、休日・大時、有給、特別休暇(休日シフト制、有給、特別休暇(無給つり等)、社会保険加入の有無、分の他(組合加入と組合費控除、昇	前)に	通し、法令の変 更、会社の経営 状況と被用者の 実績、健康状態	①1人②1人 ③1人 1年未満の 入退職(理由 は介事といって いない、で任事 を行う労働集 約型関係が うまくいかない、 うまくいかない、	約10年	年を契で更をたと製での要がある。	常用パート社員(ほぼ同一業務型)の雇止めをめぐっては、今年4月に初めてちょっとしたトラブルを経験した。社会保険労務士から、3年以上継続勤務させた時点で、無期雇用とみなされる判例が出たらしいと聞き慌てて、販売部で勤続6年に及び、慣れから接客態度が横柄になり、正社員の指示も見下すようになってきた。契約期間満了に伴い雇止めした。結果、会社都合による解雇とみなされ(契約期間中
登録	原則とし て1年更新 (本の業)に (本の業)に	申し出が 反復更新 してきた (更新率9 割じ上)	給あり、賞与・退職金なし、就業規則の解雇適用) - 一等を明記 「登録確認書」の中で、登録期間、登録無効・解約要件、賃金(基本給、支給される手当、時間外手当の取扱い、支払 日、勤時務形態(勤務及び妨業終業終業時刻は1週間前までに通知し、本人が受諾したうえで業務に入る。1ヶ月毎の所定労働日数は定めない、勤務場所(登録営業所(ただし勤務場所は会社が都度、指定する家庭))、従事する業務内容(秘密保持義務)、労災加入一一等を明記	ス志を契(嘴パは契兼条知登パは確を)確行約編用一「約労件書録ー「認手」を認う、とい書・ 一根書働通」、 日本のでは、「最大のでは、「最大のでは、「ない」を表しています。	断」と記述 「(質場別書す」と記述 「(新新合は登取り、) 「の新合は登取り、「3かでは、「3かでは、「3かでは、「3かでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	上がらない等) が多い パート ①23人②28人 ③5人④15人 登録 ①9人②22人 ③8人④22人	15年 (ただし、介護 開に登 明に登 要 の (大変更) (大変更) (大変更) (大変更)	左記の通り	の中途解約ではなかったが、前 回更新時点で予告していなかっ たため、労働者の更新期待が発 生していため解釈され)、ハロー ワークから受けていた助成金が止 められる事態に遭遇した。トレー ニング期間中の賃金が賄えるいが ヘルパー資格を持たない2人を 新規に雇い入したのたが、 シいうことで、人物資質は良人が ヘルパー資格を持たない2人を 新規に雇い入れていたのだが、 シにうで、というでは、 を新規に雇いるが、 の後どうやら、契約前満り時 点で改めて次回更新なしを明めて 点で改めて次回更新なしを形け、 個者の継続期待を喪失させた にて4月末に雇止めすれば問題な かったようだと聞かされた。こうし たトラブルを回避するため、当た かったようだと聞かされた。こうし たトラブルを回避するため、当た 入せ、子め契約更新2回まで・勤 続3年上限とする)旨の一文を付 け加える方針である
派遣	日々								

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

- ・ 社員は管理業務を担い、利益目標達成の責任感等が求められ、事業所間の転勤や職種変更を含む部門間の異動がある。これに対し、有期契約労働者は現業のみで良く、原則として転勤や職種変更はない。つまり、両者の職務及び人材活用は明確に異なるため、基本的に均衡配慮の必要はないと考えている。そのため、例えば訪問介護へルパーの社員と、(たとえフルタイム勤務であっても)パート労働者の基本賃金の決め方や手当支給等は、下表の通りまったく異なる。とはいえ、現業部分の職務内容に限れば同等であることへの配慮及び昨今の労働力需給の逼迫性から、有期契約労働者の時給水準(訪問介護へルパーで時給1,060円~1,410円)は、結果的に正社員の基本賃金の時間換算(訪問介護へルパーで月給18.1万円(160時間割戻時給換算で1,131円)~22.7万円(同1,419円)等)にかなり近づいている。また、基本的に管理職(労働時間管理外)として扱われる社員とは違い、有期契約労働者はパート社員なら週40時間、登録パートであれば1日8時間を超過した労働給付部分に時間外手当を支給している。この点でも、両者に対する雇用管理手法は明らかに異なっており、有期契約労働者から処遇に対する不満が寄せられたことはない。
- ・ 同社が悩ましいと指摘するのは、むしろ社員の処遇の方である。介護報酬単価(定額)が主な収入源である介護業界では、顧客先が集約されている都心に比べ、同社のように顧客が離れて点在し、回転効率の悪い地方の企業ほど経営が難しい。他の産業に比べて社員の賃金カーブが右肩上がりになりにくい特殊事情を抱え、年齢を重ねた社員ほど、家族を形成して子を養育するのに必要な処遇を受けられないのが実情である。結果として、25歳程度までの若年層は他業界より高めの(初任)賃金水準を確保しているものの、その後の昇給は年間2千円ずつにとどまり、管理職(目安として6~7年目で主任クラス)に就いた頃には他業界との乖離が大きくなってしまう。このため、自主退職・転職に歯止めがかからず、(体力とモチベーションのある)35歳程度までの労働力の使い切りになってしまう。同社は、中高齢層が厚みを増すにつれ、事業拡大(多店舗展開)や、暖簾分け(独立開業の促進)等を行う必要があるとの問題意識を持っている。だが、少なくとも現況は、やる気があり他業界よりまだ処遇水準の高い若年層と、子も独立し基本的には生計に不自由していない高齢主婦、退職後で余裕があり社会参加等のため働いていたい高齢男性等の労働力に依存する経営構造となっている。

			処遇*	犬況						均衡	正社	
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給		基本賃金	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就業規則	待遇対象	員 転換 対象	労組 加入
社員	給	はに基専(16.2万円の 16.2万円の	歳・高卒初任を1級1号(15.2万円)として、20歳・ 卒は1級3号(15.6万円)、23歳・大卒は1級6号 引、26歳及び30歳中途採用最低保障は1級9号 り等。号俸幅は1級では2千円(2級以上は1千円〜 大だが、27→28歳だけ家族を持つ年齢に配慮して で、30歳の1級13号(17.7万円)までは年功(1年 つ)だが、以降は年齢考慮せず。最高額でも5級33	住宅手当1万円 借家プラス5千円 皆動手当 家族手当 (妻5千円、子一人につき 5千円) 交通費全額支給	有間 (年間~ 3.2~ 3.4 ヶ月 程度)	勤3以か適続年上ら用	制服貨件級不完全的工作。	雇健保年災	社員 就業則		中採 (員4登者) (員4登者) (員4登者)	ショ ップ (正社 員員
嘱託			・個別契約(基本給のみ) 55,000円(なお常勤換算では32万8,000円)等	交通費全額支給	有 (年間 2ヶ月)		有給休暇あり	労災 のみ			ニーズ なし	
パート	時給	基礎時給 (本人の能 力・資格等 を勘案して + α するこ	看護師(要正・准看護師免許): 時給1,600~1,700円、入浴ヘルパー(不問・介護資格取得者優遇): 時給1,010円、入浴オペレーター(要普免): 時給1,250円、介護支援相談員: 時給1,260円、訪問介護スタッフ(要ヘルパー2級以上): 基本時給850円へ、福祉用具営業・販売窓口、メンテナンス(時給950円から勤続・年齢、能力に応じ1,100円)	介護手当※ 時間外手当(1ヶ月単位で週平 均40時間を超えて労働した部 分に対して支給) 依日勤務手当 その他手当(現業実績件数に 応じた報奨金制度等) 交通費全額支給	原則無応渉支場出際である。以上に対しては、大学であり。公本ののでは、大学であり、公本ののでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	無	制服貸与動務日数により有給休暇あり	勤日に応雇に加務数にじ保も入	パート業則	基本に配	対象と 意識 実績も 有	ト(定
登録	制	- try 50 とがある) + 昇給(組 合交渉に 応じる)	看護師(要正・准看護師免許): 時給1,600~1,700円、入浴ヘルパー(不問・介護資格取得者優遇): 時給1,010円、入浴オペレーター(要普免): 時給1,250円、訪問介護スタッフ(要ヘルパー2級以上): 基本時給1,060円~	身体介護手当250円~300円 時間外手当(1日5時間を超え 万労働した部分に対して支給) その他手当(現業実績件数に 応じた報奨金制度等) 値行直帰可。訪問先間に空白 時間を生じた場合は、自宅へ 戻ること等を認め、そのために 必要な交通費も全額支給)	無		勤務日数に 依らず有給休 暇なし	労災のみ		慮せず	ニーズ なしと 理解	プン ショ
派遣			交通費込み1人当たり1日2.3万円程度	※介護手当は、現業部分への手 210円を支給するもの、書類整理					上活支援で		対象と 意識	

同社は、最近は、「働いてみたら思っていたより体力が必要で疲れる」「フルタイムで時間外あり・休日シフト制という勤務形態が馴染まない」等の理由で簡単に離職してしまうケースも少なくないなど、初めから社員として新規採用するのはリスクが大きいという。とはいえ、有期契約のまま、長期雇用の期待を持たせて引き留めていては本人にとっても良いことではないので、会社側で明確に判断して、その考えを伝える責任があるとも考えている。そこで、社員希望者であってもまずは有期労働契約(試行的雇用期間)で採用して、半年~1年程度で登用するか、現状のままで良ければ継続か、あるいは契約終了かを判断し、本人に提示することにしている。具体的には、部課長の推薦があった段階で本部が改めて面接し、社員に求める人物要件——①管理業務を任せられるだけの資質(財務面での計画的管理、収益計算・金銭取扱い、経営的なものの考え方等)はあるか②売上高や利益率等貢献目標の達成に向けた責任感が期待できるか③人材育成の観点からも柔軟な働き方(事業所間転勤、部門間異動あり、変形労働時間制・休日シフト制等)に応じられるか——等に照らし、長期的な雇用に耐えうる人材か否かを見極める。ただし、判断基準

は明確には定めているわけではなく、人事担当者と取締役陣で見定めている。現在いる社員の約4割が、有期契約からの登用者である。

事例13 金融・保険①

1. 全労働力の活用構成

	全	主労働ス	カの活用状況('09	年4月1日時点)				労務提供の	質·量	人材活用の仕組み										
区分の呼称	務孝社員	契約、いた 員、契約を	、直接・間接雇用/業 のゆる正社員、再雇用 士員、パート社員、派遣 契約等の該当	人数	男女比	年齢構成	平均 勤続 年数	職務の内容 (職種)	所定労働時間 の長さ 時間外・休日 労働の有無	転居転勤	配置転換職種変更									
営業職員			正社員 (65歳定年)	4万2, 708人	1:9	平均 45歳	約9年	営業職	7時間 時間外みなし 休日出勤有	原則なし (一部(拠点 長等)全国転 居転勤あり)	原則なし (一部(拠点長 等)配置転換、 職種変更あり)									
基幹職掌職員		無期	正社員 (60歳定年)			平均 39.5 歳	約16年	基幹職 業務全般にわたる企 画立案・折衝調整、 営業、事務指導・管 理等(「業務の都合により 国内外の勤務地を問わず 転動を行なうグローバル職 員」と「業務の都合により転 動を作なうが、住居の移動 を作すを動な行なうないエリ ア職員」に分類される)	7時間 時間外有 休日出勤あり	グローバル あり エリア職員は居転動 はなし はなし	あり									
有期雇用社員 (I)		期契約労働 旦接雇用	明一点	期 垃	期 垃	期 垃	期 垃	期 垃		1, 465人		平均 39.5 歳		事務職	7時間 時間外あり					
有期雇用社員 (Ⅱ)	有期初								期 垃	期接	期接	期接	期 垃	期 垃	期接	接接	按	draw to to Eq.	518人	
有期雇用社員 (Ⅲ)	約労働		契約社員	646人	全員 女性	平均 45.5 歳	へ移行 した ばかり	事務職(正職員の指導の下に、補	週4日 •1日5時間 時間外不可	/sU	が共写さ									
有期雇用社員 (IV)	者		_	1,061人		平均 44.5 歳		(正城員の指導の下に、補助的な業務に従事)	週5日 •1日5時間 時間外不可											
派遣社員			派遣会社社員 (登録型)	約350人				一部、本社の専門的 業務で限定活用	7時間 時間外あり	_	-									

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

区分の呼称	恒常的か	美務の性質 同じような 業務に就い ている正社 員の有無		正社員と 比較した 客観的な 職務タイプ 分類	有期労働契約 にしている事由
有期雇用社員 (I)~(Ⅳ)	恒常的		<i>4</i> \1		2009年4月に有期雇用社員制度を創設し、ほぼ全ての派遣社員を直接雇用化。業務内容は正職員の指導の下に行う事務であり、業務内容や責任権限から勘案し、有期労働契約が適当と考えている
派遣社員	恒常的 一部 臨時· 短期的		なし	職務型	業務内容を勘案し、派遣社員での採用が適当と考 えている

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約の	あり方			契約	終了のあり方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	契約締結時の書面明示	更新のあり方	予告・手続き	雇止め ・トラブル経験 対応方策
有期雇用社員 (I)及び(Ⅱ)	1年契約 毎更新		判断基準、		法定ルに則り、契約の	雇止めを行わざるを得ない状況になった場合は、所属長が必ず有期雇用社
有期雇用社員 (Ⅲ)及び(Ⅳ)	6ヶ月契約 毎更新	D65歳まで 再雇用可)	払い方式、算定基礎、昇 給の有無)・支払い時 期、退職・解雇事由・手 続き、臨時賃金、退職手 当、社会保険	に規定されている条件(総合評定結果が所定の結果以下だった場合や健康状態に問題がある場合等)に該当しなければ契約を更新することがあるとしている	連知す	員本人と面談を 行い、納得感の ある雇止めとな るようルールを 設定している
派遣社員	3ヶ月/ 6ヶ月毎 契約更新					

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

- ・ 同社は 09 年 4 月、派遣社員約 3,200 人を直雇用に切り換え、「有期雇用社員(仮称)」として契約社員約 800 人と一本化した。有期雇用社員は、旧来の派遣社員および契約社員の働き方や処遇のあり方等を引き継ぐこととし、 I (7 時間勤務×週 5 日の月給制)、II (6 時間勤務×週 5 日の月給制)、III (5 時間勤務×週 4 日の時給制)、IV (5 時間勤務×週 5 日の時給制) ——の 4 タイプで構成することとした。なお、派遣社員からの切換えに当たっては、派遣元企業からの承諾を取り付けたうえで、約 10 ヶ月間かけて、紹介予定派遣への切換え、個別に説明・新たな処遇・労働条件の合意等の必要な手続きを行った。
- ・ その上で、同社はさらに女性職員の職域拡大による生産性向上を目指し、正規職員における旧一般職区分を廃止して基幹職掌職員区分に統合した。これに伴い、有期雇用社員に対しても、今後は旧・一般職層が果たしていた職務・役割の担い手とする方針を決めた。 勤続期間の制限については、旧・契約社員にて定めていた5年間の通算勤続上限を取り払い、最長65歳までの継続雇用を可能とする制度とした。
- ・ 併せて、モチベーションを維持してもらうための教育訓練・能力開発制度等の人材育成策も豊富に取り入れた。OJT のみならず、「e-learning」の利用や事務取扱いの習得状況等を確認する「実務診断知識テスト」等、ルーティンワークのプロとして育成できる体制を整えている。
- ・ 同社は、正規職員と有期雇用社員では、その職務や人材活用等が異なる(よう差別化を図った)ため、均衡処遇の必要性はないと考えている。ただし、モチベーションアップの観点から評価制度は適用しており、とりわけフルタイム勤務で自律的に職務を遂行できる人材を目指してもらう有期雇用社員 I・IIの区分については、評価結果に応じ、基本給の昇給に反映することにした。また、旧・派遣社員から移行する層に対しては、通勤交通費や臨給を新たに支給することとし、福利厚生も一部正職員と同様の水準を適用するなどの処遇改善を行った。対象者に、直雇用化されたメリットを実感してもらえるよう配慮を込めた措置である。

			処〕	遇状	況				1.6-24-	正社	労
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	基本賃金	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 道用 される 就業 規則		均衡 待遇 対象	員 転換 対象	組加入
有期雇用社員 (Ⅰ)及び(Ⅱ)	月給制	基本給 (地域別)+ 評価結果を 反映した 次年度昇降給	通勤交通費 募集人登録 手当	有		有給休暇 初年度18日、 2年目以降20日 特別休暇2日	健厚 屋 災	有期	必要な		
有期雇用社員 (Ⅲ)及び(Ⅳ)	時給制	基本時給(地域別)	通勤交通費 募集人登録 手当	無	無	有給休暇: (Ⅲ)は初年度7 日、(Ⅳ)は10日 2年目以降、 (Ⅲ)は8~15日、 (Ⅳ)は11~20日 特別休暇2日	雇保労災	雇用員業 規則	と考てる	対象 と考え ている	無

- ・ これまでも、旧・契約社員から基幹職掌への登用については、①定年まで10年以上残余 している②正社員に足る能力・資質を有している——ことを主要件に、年間平均約10人 ずつの実績があった。
- ・ これに対し、有期雇用社員制度の創設とともに整備した新たな正規職員への登用制度(有期雇用社員就業規則に規定)は、I・II・III・III・IVすべてのタイプを、基幹職掌エリアコースに登用する人材として、より積極的に位置づけるようになった。有期雇用社員の創設自体が09年4月のため、正社員登用制度が実際に機能してくるのはこれからのことになるが、「2期連続でS評価を習得」し、「勤怠が良好」な優秀人材で、「正社員としての働き方要件(フルタイム・時間外あり等)を満たせる」希望者に対して面接を行い(筆記試験等は予定していない)、その可否を判断していく方針である。

事例14 金融・保険②

1. 全労働力の活用構成

全乡	労働力0	D活用状況('os	9年4月1日時点)				労務提供の質・量		人材活用の仕組み		
区分の呼称	用/業務 社員、再 員、パー	期、直接・間接雇 対対、いわゆる正 雇用社員、契約社 ト社員、派遣社 契約等の該当	人数	男女比	年齢構成	平均 勤続 年数	職務の内容(職種)	所定労働 時間の長さ 時間外・休 日	転居転勤	配置転換職種変更	
社員	無期	正社員(60歳定年)	8,868人 (他に出向者 を含めると 約9,800 人)	6:4			総合職・事務職(銀行業務全般) 自己選択型のキャリアフィールド制度※を導入 ※個人ソリューション系、法人ソリューション系、管理・ サービス系、企画スタッフ系から各個人がキャリア形成 トのよきれた向性を強限	8:40~17:25 (変形労働時	本拠エリア制度※を導入 ※社員の勤務本拠地を関東 エリア・関西エリアから選択 業務上必要な場合は隔地 問異動もあり得るが、原則的 には選択エリア内での異動	有(原則とし て各人の選 択したキャリ アフィールド を考慮)	
庶務社員	791	(60歳足平)	86人	10:0	平均 53歳	平均 18年	用務職 (庶務・運転・ロビー等)	間制、実働7時 間45分) 時間外・休日	転居を伴わない範囲で、 定期的に転勤があり得る	無	
受入出向者			305人	8:2		平均 5年	主に総合職(銀行業務全般)	労働があり得る			
嘱託		契約社員	110人	2:1	平均 51歳	平均 4年	主に総合職(銀行業務全般)(技能や障害等特殊事情により社員で雇用できないケース等に対応)		転居を伴わない範囲で、 定期的に転勤があり得る	無	
直雇用 パートナー 社員	有期契約 直接雇用	契約社員/パート社員	5, 381人	1:9	平均 47歳	平均 4年	事務職(銀行業務全般)及び一部、営業職 (営業店・本部の事務スタッフとしての活用を中心に、一 部個人渉外業務(約1,000人)にも活用)	9:00~17:00 等(5~7時間 程度の範囲で 個別契約。 パートナー社 員について は、半数が9~ 17時(開店中	同意前提かつ転居を	同意前提で、	
マスター社員	労働	再雇用社員	67人	3:1	平均 61歳	平均 1年	主に事務職(銀行業務全般)(社員及びパートナー社員の60歳定年後の再雇用区分)	のみ)×全営 業日のフルタイ ム、残る半数が 6あるいは6.5	伴わない範囲で、 定期的に転勤があり得る (不祥事故防止のため)	配置転換・ 職種変更が あり得る	
派遣 パートナー社員	者間接	派遣会社 (子会社) 登録型社員	179人	0. 5: 9. 5	平均 42歳	平均 1年	事務職(銀行業務全般)(原則として直雇用パートナー社員にするための6カ月契約の紹介予定派遣期間に相当)	時間×月間13 日の就労調整 パート) 時間外・休日			
外部派遣 社員	雇用	Net Nation A All	929人	4:6	不明	平均 4年	事務職(銀行業務全般)及び営業職(直雇用 パートナー社員の採用が困難な場合に、活用(約500 人)しているほか、資金運用コンサルタントとして活用 (約400人)	労働にも制約 あり(フルタイム を除く)			

| ※総合職・一般職の区分は同社では廃止済み。一般的な区分として利用する前提で記載している。 | ※このほか、労働力の活用形態としては、例えば店頭から回収したさまざまな事務・契約作業等のセンター集約型業務委託(ビジネスサービス子会社(約3,000人・有期契約社員比率85%程度))等がある。

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

区分の呼称	中核的 恒常的か /臨時・ 短期的か	職務 業務の性質 同じような 業務に就いて いる正社員 の有無	責任· 権限	正社員と 比較した 客観的な 職務タイプ 分類	有期労働契約にしている事由
嘱託	恒常的		職位 あり	高度技能 活用型等	技能や障害等で正社員の処遇体系では対応し切れず、定期的に本人の就労意志 や健康状態等を確認し、契約内容を適宜、成果等に応じて個別交渉で見直すため
直雇用パートナー社員	恒常的	有	職の実者と)		関連派遣会社からの紹介予定派遣という形でのみ採用し、6カ月の期間経過後は原則的に、全員を直接雇用へ切り換えている。60歳定年までの継続雇用を想定しており、著しくパフォーマンスが劣る場合やトラブル等を除いて契約更新することが多い。また、パートナー社員には子どもの教育や住宅ローンの負担軽減のため一定期間、家計補助的に働きたい就労調整層が半数超を占め(それゆえ平均年齢も47歳と高い)、60歳まで勤務可能とはいえ実態としては50歳を過ぎると自然退職が圧倒的に増える傾向があることから、本人の就労ニーズに照らした選択権を保障する意味合いからも、有期労働契約の反復更新が適当だと考えている
マスター社員					再雇用者であり、定期的に本人の就労意志や健康状態等を確認し契約内容も見直 すため

3. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

- ・ 同社で「パートタイマー(その後パートナー社員へ改称)」と呼ぶ派遣社員の活用が本格 化したのは、母体となる銀行が合併・統合に伴う大規模リストラを行い、深刻な人手不足 に見舞われた 2003 年前後のことである。当初、派遣社員の職務は補助・周辺業務が中心 だったが、その後の次世代型店舗²⁴の導入の推進等で、①システム化や業務の簡素化・マニュアル化が図られ、徐々に基幹化が進み、店舗要員の半数を占めるまでに増えた②顧客サービスの充実に向けて窓口営業時間が(月~木曜は17時、金曜は19時までに)延長され、勤務時間(日数・時間帯)の弾力化も求められるようになった――ことから、その方針を転換させることとした。結果、関連派遣会社からの紹介予定派遣という形で採用した派遣社員については、05年1月からは6ヶ月の見極め期間経過後、原則的に全員を直接雇用(「パートナー社員」)に切り換えることとした。
- ・ 08年7月には取り巻く環境の変化を受けて、正社員の人事処遇体系を抜本的に改定した²⁵。 これに伴い、正社員とは別体系ながら、その増大とともに年功重視から各人のスキルレベル・実績等を反映する処遇の確保等への制度拡充を図ってきていたパートナー社員に対しても、正社員の新体系を同様に適用することを決め、職務グレード(職務等級)・評価処遇・育成研修等を基本的に一本化した。
- ・ 具体的には、正社員・パートナー社員とも毎年、スキルレベルの判定(担当業務・役割に応じて求められるスキルズバロメーターの習得状況のチェック)²⁶を行い、受講必須研修や社内試験、資格取得、業績評価やバリュー評価(コンピテンシー評価)の結果等、各要件とも照合しつつ職務グレード(職務等級)を認定する。その上で、基本賃金については、職務グレードに連動する職務給(同一グレード内でもバリュー評価結果に応じ、若干の昇降給がある)を設定し、同一グレードの正社員・パートナー社員の時間換算ベースでは、同水準²⁷となるよう対応する賃金表を整備した。現在は、パートナー社員の大半は職

²⁴ 「銀行業もサービス業である」との考え方で顧客目線に立ち、待ち時間ゼロ/伝票・印鑑レス/後方事務レスを指向する店舗として 04 年から導入を進めているもの。店頭にモジュールボックス(総合受付で要件を聞き、手続きに応じて細分化されたコーナーへ振り分ける)を設置し、現金管理については取引をATMに集約化して顧客自身による操作をパートナー社員等が補助する。後方事務も地域毎のセンターに集約するなどして、事務スペース・人員・コストとも大幅な効率化(従来型店舗の 1/2)を目指している。

²⁵ 従来は、エリアフリーをエリア限定より重視し、所属長等の管理職へ育成・優先処遇する人事運営だった。新体系では、旧・総合職/一般職の運用を継承する勤務エリア制度を廃止し、代わりに本拠エリア制度及び自己選択型キャリアフィールド(CF)制度を導入。勤務地と、キャリア形成(分野別プロ人材)の方向性(中長期的な人材育成・配置)を、全員が希望に応じて選択できる体系とした。併せて、55 歳到達時に役職者以上はラインを外れ、事務管理や後進指導に回る役職定年制(エキスパート職)も廃止した。その代わりに、求められるスキルレベルや知識・資格、評価等の維持・向上を職務グレードと役割等級で認定し、原則5年毎に免許という形で更新していく「グレード免許制度」を導入して、意欲・能力・実績に応じ定年まで、現場の第一線へ個別に配置・登用され得る風土へと変革した。

²⁶ このほか、評価体系には業績評価(成果・プロセス)もあり、正社員と一部パートナー社員(渉外担当等)に ついてはその結果を業績インセンティブ(一時金)に反映させている。一方、そうした反映はないが、大勢の パートナー社員に対しても、業務の動機づけ(MBO)として業績評価を実施している。

²⁷ただし、運用上の理由等から、新入社員に対応する職務グレード①は実質的に別建てとしている。また職務グレード②以上でも、社員と同水準となるのはフルタイム勤務の場合であり、パートナー社員の労働時間が短い

務グレード①~③に分布しており、最高では職務グレード⑤(時給¥1,870、主任レベル)まで在籍者²⁸がいる。なお、正社員と異なり、パートナー社員(渉外パートナー社員等の一部を除く)には、賞与や退職金はなく、福利厚生(住宅関連補助等)も対象外となっている。

				5	処遇状	:況				均衡	正社	労
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	基本賃金	手当	賞与	退職 金	福利厚生	教育体系	社会 保険	適用 される 就業規則	待遇	員 転換 対象	組加入
社員	月給制	月例給与(スキルやポスト等により決定する職務グレードに対応した職務給一本。同一グレード内における若干の昇降給は、バリュー評価(コンピテンシー評価)結果を反映する)		有 (会社業績・ 個人業績 評価に 基づき業績 インセンティ ブを支給)	有	年間休日122日、 有給休暇、出産休暇 他、各種社会保険、 企業年金制度。 財形、住宅資金融 資、育児休業・健時 間勤務制度、介護 休業制度他、社宅、 福利厚生クラブ等	資格取得報奨金、社外派遣研修、ビジネススタール(職略スキル、ボートフォリオ理論、法人ソリューション、手話講座、JAL接遇マナー講座、等、キャリア形成支援(FA制度(高楽韻等・定要件を満たす場合に子体を付与)、ボストナンシ河側度(社内公寮)、キャリアエントリー制度(社内外の研修や将来経験したい業務を選択エントリー可)他)	健康年展災	社員 就業 規則			0
直雇用 パートナー 社員	時給制	時給は、正社員の職務給を時間換算単価に割り戻し、同一の職務グレードの両者は同水準で支給。同一の職務グレード内でも、バリュー評価結果に応じ、若干の昇降給がある	交通費全額支給 時間外・休日勤務手当	無 ※渉外パー トナー社員 等の一部を 除く	無※	有給休暇、育児 休業 短時間勤務 削度、介護休業制度 他	パートナー社員の育成は、関連派遣会社と連携した導入時研修と、現場に配属されてからのOJTを通じ行っている。所修は、未経験者にお成じためのOJTを通じ行っている。所修は、未経験者にお成じためのの研修、 本任を実施を実施、入社中に第一次(銀行の概要、出入金の機機機性、商品知識、基本広対マナー等各業務の基礎を4-0日で習得)、入社1〜2 月後に第二次(フォローデップ研修で職種に対けた第3次(最終確認で1日ほか、コングライアンス、ホスピタリティー、企業プランドに係る研修等)、このほか、1〜2 日程度の募集研修(乗務別端末機作、預金・為替・破資等事務知識、投資商品事務、セールススキルデリンド・リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	健厚雇労(フィム)	パートナー員業則	対と識し置てる	制化しお転実も多	

4. 有期契約労働者から正社員への転換状況

- ・ 同社では、パートナー社員のモチベーション向上策として、05年2月から正社員登用制度を導入(就業規則上の記載はなく内規として運用)している。①有期・無期で区別していては日々の業務運営が成り立たないことに加え、そもそも有期契約社員が貴重な戦力であるとの認識が強かった②組織風土改革の一環として 04 年後半から、他の業種・業態を経験した多様な人材を取り入れるキャリア採用を積極化した――こと等の流れのなかで、パートナー社員も自ずと対象に含められた格好だった。しかし、こうした考え方は、新卒一括採用を中心とする慣行が色濃い金融業界においては、大きなインパクトを持って受け止められることになる。正社員を目指してパートナー社員に応募してくるケースや、目常業務のモチベーションが高まるケースが増大するなどの反響が見られたという。
- ・ 同制度は毎年 12 月頃、グループ内企業を含め金融業界で通算 3 年以上の勤務経験を持つパートナー社員を対象に募集することから始まる。正社員と同じ働き方²⁹に応じられるとして本人が強く希望し、なおかつ所属長等職場責任者の推薦があることを要件に、適性検査と、日常求められる業務知識や手続きに係る試験および面接を実施する。まずは本人が自主的に手を挙げることが必要で、例え不合格になっても、回数制限なく何度でも応募で

場合は8割程度となる。

²⁸ 賃金表自体は、パートナー社員についても管理職である職務グレード⑥以上も用意しているが、実在者はまだいないという。

²⁹ パートナー社員当時の転居転勤なしから、関東・関西本拠エリア内で転居転勤ありへ、また、フルタイムとはいえ9~17 時の開店時のみの7時間勤務から、早出・遅番含め7.75時間の変形労働時間制勤務へ等。

きる仕組みである。

- ・ 単に現行業務の担い手であると考えれば、あえてパートナー社員から登用するメリットは薄い。このため面接段階では、ゆくゆくはライン管理職まで到達できる(職務グレード⑥レベルの水準感を持つ)人材や、正社員と同等の貢献が期待できる営業人材等の潜在的な資質を重視した見極めを行うようにしている。結果、対応募者合格率は 4~5 割程度となっている。この間の登用実績は、子育てを終えた中高年主婦等を中心に 05 年度 44 人、06 年度 18 人 (制度導入後、希望者が一巡したため減少した)、07 年度に 46 人、08 年度に41 人――の累計 149 人にのぼる。約 320 店舗(有人のみ)の配置に換算すると、近隣の店舗に誰かしら登用者がいる感覚であり、パートナー社員にとっては広く機会が提供されているイメージがある。登用枠はとくに設けておらず、全体の要員計画から新卒採用確定分を差し引いた約 70~80 人程度の例年の補充枠を、中途採用(約 30~40 人)とパートナー社員からの登用で充足するようにしている。
- ・他方、06年7月には正社員⇔パートナー社員間の転換制度も導入した。育児休暇からの復職時には、育児短時間勤務制度(子どもが小学3年生を終えるまで毎日最長75分短縮可能)を利用することもできるが、さらに「勤務日数・時間を減らしたい」とか「職務・責任を軽減したい」「周囲に気兼ねなく休みたい」などの理由で、いったんパートナー社員に転換した上で、子どもが小学3年生になるまでに正社員として復帰するコースも選択できるようにした。なお、同社の退職金制度は、新規入社後2年の勤務を経てから退職金の算定期間がスタートする仕組みとなっている。パートナー社員に転換する際には、退職金を精算し、労組も脱退することになるが、復帰後の退職金の積み上げは直後から始まる。
- 出産退職後パートナー社員で再入社して正社員へ登用され、現在では新卒入社(平成元年)当時の同期を凌ぐ管理職ポスト(支店の部長職)に任用されているケースもあるという。

事例 1 5 派遣30①

1. 全労働力の活用構成

			ź	全労働力の活	:用状况('0:	9年4月1日時点)				労務提	供の質・量		人	材活用の仕組	み		
	区分の呼称	/業務 員、再	製約、 雇用社 社員、	直接・間接雇用 いわゆる正社 :員、契約社員、 派遣社員、委託	契約期間	人数(概数)	男女比	年齡構成	平均勤続年数	職務の内容(職種)	正社員と 比較した 客観的な 職務タイプ分類	所定労働 時間の長さ 時間外・休日 労働の有無	転居転勤	配置転換職種変更	変更 権限		
	正社員	共	联	正社員 (総合職)		1,397人 派遣事業 約800人 教育事業 約550人 介護事業 約50人	5:5	平均 30. 4歳	平均 4.3年	幹部候補(一般派遣・エンジニ ア特定派遣・人材紹介におけ る人材コンサルティング営業、 人材コーディネーター(マッチ ング)の4割程度)		1ヶ月単位の 変形労働時間、1月を平 均して1週40 時間以内とす る(1日実働8	全国転居 転勤が あり得る (ただしエリア 内限定勤務 制度あり)	事業を 横断した 配置転換、職 種変更等が、 人事権として あり得る	役職登用あり	日給月給制 (社員)、 月給制 (管理職:課長)、 年俸制 (管理職:部長 以上)	
3 事業	契約社員				1年契約 毎更新	81人 派遣、教育 事業半々ずつ	4:6	平均 36. 6歳	平均 2.1年	一般派遣・エンジニア特定派 遣・人材紹介における人材コ ンサルティング営業	正社員 (総合職)と 同様職務型	時間)				日給月給制(社 員)、月給制(管理 職:課長以上)	
業共通	アルバイト社員	有期契約労働者	直接雇用・常用		原則1年 としたが、に を を か の り 短 の り の り を が の り の り の り の り の り の り の り の り の り の	299人 派遣事業 約100人 教育事業 約200人	1:9	平均 33. 9歳	平均 3ヶ月	・派遣登録や受講希望の受付 業務 ・労務関連事務補助業務(派庫 スタッフルための各様社会総保手級や はお手貨等)、添は今田を事務がに等 ・人材コーディネーター(マッテング)業務の病様性(ただ」主社員は 果たり月次毎年よめや会議出席だ」 ・派遣 スタッフのフォロー業務 (取引先企業助局、企業担当本への株 以、主社員業計画への報告等)	個別に 同様職務型 大半は 別職務・ 同水準型	1日 実働7時間・ 週4~5日制 時間外・休日 原則なし	無(事業所限定)		職位に 就かせ ることは ない	時給制	
介護事	介護正職員	無	無	正社員 (専門職)	1年契約 毎更新	56人	4:6	平均 37.5歳	平均 3.5年	介護業務に特化(有料老人 ホーム、デイサービス等)		1日実働8時間・週5日制 (変形労働 時間制・休日 シフト制)	全国転居 転勤があ り得る(ただ しエリア内限 定動務制度 あり)		役職 登用 あり 上限 エリア長 まで	月給制	
業	介護契約社員	労働者	直雇・	契約社員	42.70	199人	2:8	平均 39. 1歳	平均 1.7年	W 27()-19 CNH)	別職務・ 同水準型	27 (·mj)	無	職種限定、 配置転換も	職位に就かせ		
	介護ヘルパー	剛者	常用	パート社員 (登録型)		1,077人	2:8		平均1年		軽易職務型	業務単位・ 週1日~可能	限定)	各事業内限 定	ることは ない	時給制	
	常勤講師	無		正社員 (専門職)		85人	5:5	不明	平均1年	全日制学校の常勤教師		1日実働 8時間・ 週5日制	無 (事業所 限定)		職位に 就かせ る ことはな	月給制	
教育事業	モデル スチューデント	労働者 新	直雇・常用	パート社員	実習の時 期になる と都度募 集2ヶ月 契約	132人	不明	不明	平均 2 _ケ 月	日本語教師養成講座の必修 実習の生徒役	軽易職務型	実習時間のみ				時給制	
	校長		11	委託契約		1年契約 毎更新	10人	10:0	平均 63.8歳	平均1年	全日制学校の校長	高度技能 活用型	週5日	無(事業所	ŕ	校長ポスト限定	個別契約で 月給制/年俸制
	非常勤講師		安日	七癸利	1年契約 毎更新	1, 327人	3:7	不明	平均1年	全日制学校の教師 (ただしコマベースあるいは特 定のシフトでのみ勤務)	別職務・ 同水準型	コマ単位・ 週1日~可能	限定)		職位に 就かせる ことはない	コマ単位の時給制	
	顧問		委討	毛契約	1年契約 毎更新	155人	10:0	平均 64. 6歳	平均1年	企業OBが、それまで培った 人脈を活用して営業支援	別業務・ 同水準型	週1日~ 個別契約				月 給制 (週1日勤務につき10万円 ×日数分)+獲得契約数 に応じたインセンティブ	
	技術社員	共		正社員 (特定型 派遣社員)		186人	83:17	平均 32. 1歳		設計及び研究開発業務)			全国転居 転勤が あり得る	職種限定 派遣先 変更という形 での配転	役職 登用 あり 上限チーム リーダー まで	月 給制 (基本給+外勤手当(派遣 中は5万円程度を付加)	
	期間スタッフ		常用	契約社員	1年契約 毎更新	337人	36:64	平均 36.6歳		アウトソース受託業務用の 事務系及び軽作業系	別業務・ 同水準型 (比較し得る正社員なし)		無 (事業所 限定)	職種限定 職務配置の 変更はあり	職位に 就かせる ことはない	時給制	
派遣事業	派遣スタッフ	有期契約労働者	非常用(派遣期間中のみ)	契約社員 (登録型派 遺社員) (稼働中 のみ計)	3ヶ月が 6割 6ヶ月が 2割 1ヶ半 1年と も 1割 4 4 6ヶ月が 1 1 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	5, 987 \(\) 1, 411 \(\) 476 \(\) 1, 030 \(\) 654 \(\) 200 \(\) 178 \(\) 212 \(\) 254 \(\) 89 \(\) 109 \(\) 45 \(\) 1, 565 \(\)	4:96 12:88 63:37 4:96 21:79 35:65 18:82 2:98 44:56 40:60 4:96	平均32. 9歳 平均33. 9歳 平均35. 2歳 平均33. 1歳 平均30. 9歳 平均33. 8歳 平均31. 8歳 平均32. 9歳 平均34. 1歳 平均34. 1歳 平均35. 8歳 平均35. 8歳	派遣 スタッフ の7割超 は1年 以 致 務する	①事務系 ②設計/CAD系 ③製造業務系 ④医療・福祉系(医療事務、介護施設) ⑤テレオペ・テレマーケ系 ⑥営業・販売系 ①の中常門発系 ⑥少け・紫内系 ⑩砂ボート系 ②逆計・繁和宗系 ③ジオート系 ②逆離に・翻訳系 ③その他 (定額部台金関連や、選挙関 係等1-2ヶ月短期)	派遣先に応じる	派遣先に応じる	穴江典	本人の希望された あたいに 基本限で を は 選生 りに で 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、	無	時給制	

_

 $^{^{30}}$ 同社では、人材派遣事業に占める製造派遣のウェートが小さいため、契約の中途解約等はほとんどなかった。ただし、景気悪化に伴い、契約満了による終了案件が通常の倍数にのぼり、09 年 1 ~ 3 月期だけで契約全数の1 1 4 が消失したという。新規受注もこの間、例年より 2 割程度落ち込んで推移している。

2. 有期労働契約にしている事由と有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

		契約のあり方	- 契約締結時		実際の 更新状況		契約終了のあり方
区分の呼称	有期労働契約にしている事由	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	の書面明示	更新のあり方	個別の 最長 勤続年数	予告・ 手続き	雇止め・トラブル経験 対応方策
有期契約 労働者 (常用)	幹部候補(=長期雇用・育成を要する) 以外の労働力は、有期労働契約か委託 契約にしている。契約期間の長さは原 関、1年毎更新としてきたところだが、経 営の先行き見通しが悪化したことから、 新規雇入れ分については6ヶ月等徐々 に短期化させている。顕着なのはアルバ 小社員であり、派遣事業は提供できる 業務量の減少に伴い、登録者数を抑制 しており、また、教育事業も受講希望が 落ち込み、受付関連業務の必要性が低 下しているため一律3ヶ月に短縮してい え契約満了退職とするり避けられない ことから、有期労働契約としている	上限は とくに 設けて いない	契更判就従業(式礎有い退事き、約新断業事務、払算昇)・期解の基場すべりで給支、期解手職・・職・・・き金方基の払、雇続金	雇入れ時及び契約更新 のたびに書面(署名・接 印)を手交。更不寿の有無 については、「更双方が更 新」、判断基準については は、勤務成績、能力、民 をの他の経営状況及びこれらに準ずる事由を総記 地のは、判断」とそれぞれ記 述、あるいは口可説のった。 更新に当方に に、おおむね2ヶ月 面接を行っている	·	契退場退ないのは はちい はちい はちい はちい はちい はちい はちい はちい はちい はち	特段のトラブル経験はない
派遣スタッフ	雇用調整弁にするためである。しかしながら、それに伴う不満や不安等を耳にすることはない。派遣スタッフ自身、仮に派遣先が望んでも、1.5~2年程度で別の企業・いろいろな職場を経験したいと思っているケースが大半だから(07年9月に実施した意識調査によると、一つの	のが多れた。 は3年で業ないので、 一一の受制をでいれたを見いれたを見ていれたを見ていれたを見ていれたを見ていれがある。 では、間接には、関係をはいます。 は、関係をはなりなりない。 は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	従事すべき 業務、 賃金 支払い 方式・支払い 時期)	契約更新の有無・判断 基準については、以前 は派遣先企業の意向を 聴き出し、長期雇用が見 込めるようならカッと付していた が、先行き不透明感の期 特感を抱かせない)の期 信感を抱かせない)の親 しのみの記載にとどめ、原 則「更新なし」で統一して 説明している		派業可には、ケラスを ででは、ケラスを ででは、ケラスででいる。 ででいるなっている。 では、ケラスを でいるなっている。 でいるなっている。	景気悪化に伴い、3ヶ月→1ヶ月契約への切換えが相次いでいるが、派遣先企業からは恒常的に存在する業務であることに変わりがない説明を受けているため、派遣スタッフには冷静に受け止められている。また、仮に契約満了退職となる場合でも、派遣スタッフも雇用調整弁であることをよく弁えているため、とくにトラブルになった経験はない。ただ、契約更新に向けた本人とのやり取りは、(派遣先からの更新可否判断の明示に合わせ、現契約の期間・中)3ヶ月程度前から五月雨式に行わなければならないため、契約期間が短くなるほど、派遣スタッフ本人、営業担当者とも混乱しやすくなり、場合により今回で終了の告知を忘れてしまう等のトラブルも発生(年間10人程度発生)。結果、過失の大きににじるが、契約見込みの賃金保障を余儀なくされることもある

3. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

・ 同社が雇用している有期契約労働者のうち、正社員と同様職務型が存在するのは、介護、教育、人材派遣の3事業共通の分野における契約社員及びアルバイト社員の一部に限られる。しかし、人材活用方針とそれに伴う働き方(転居転勤、配置転換、職種変更等)が大きく異なることから、均衡配慮の必要はなく、下表の通り区分毎に、妥当な処遇のありようが担保されていると考えている。

				処遇状況						均衡	正社	
	区分の呼称	年俸/月給/時給	月給	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就業規則	待遇	員 転換 対象	労組 加入
	正社員	月給制 管理長) 以上俸 年俸制	半期単位の目標管理制 (拠点及び個人毎)	時間外手当 地域手当 配偶者・養育手当 交通費は 通勤定期代を 実費支給	有	有	休暇、GW、有給休暇、慶弔	健康	1	14- At-		
3事業共通	契約社員	年俸制	らないため年俸制)は年収700万 (月給換算で58万円)等で正社 員を上回る 定型業務系(正社員の職務を切り 出し処遇抑制のため年俸制)は月	営業成績に応じ 別途インセンティブ あり 交通費は5万円 まで 通勤定期代を 実費支給	年俸込み		財形貯蓄、社員教育制度、 講座受講割引、メンタルヘル スオリエンテーションプログラ ム等 年末年始、夏期休暇、GW、 有給休暇、慶弔休暇など年 間休日数125日	厚年保災	社員用 就業 規則	均配の要はい考てる 関慮必性なとえいる	対であ績	労組なし
	アルバイト 社員	時給制		交通費は 5万円まで 通勤定期代を 実費支給	無			要満せ道	時給者 就業 規則	ૃ	夫領 もあり	

- ・ 一方、派遣スタッフの時給単価については、地域毎の職種相場をベースにしつつ、事前に情報が入手できれば競合する他社よりも若干優位になるような単価を派遣先企業に提示する。雇い入れの手順については、メーカーの場合は直接の雇入れ発注者は現地資材部等であり、本社人事部はそのニーズに沿った手配を行うことが多い。現地資材部は、派遣スタッフにかかる経費を人件費というより原価としての意識を強く持っているため、結果的に引下げ圧力がかかりやすい³1。時給単価の引上げについては、契約更新の都度、交渉するようにはしているが、多くの場合、契約が1年続いた段階で、この間の実績・態度や知識・技能等の向上分を反映することが多い。こうした働きぶりをみる基礎データは、契約更新3ヶ月前を目途に、連絡担当のサポーター(同社のアルバイト社員)が巡回し、派遣スタッフ本人に自己申告で考課表に記入してもらい、各企業を担当する人材コンサル営業(正社員)に引き継いで交渉に活かしている。ただし、こうした交渉をしても、昇給するのは全対象者の4割ぐらいである。
- ・ また、同社では次回契約更新時により良い処遇・労働条件で働いてもらえるよう、グループ内の教育機関を活用した教育体系の充実(受講料割引制度やマナー・OA操作等研修制度、時代のニーズに応じた資格取得講座(例えば 08 年 2 月より金融商品取扱担当者資格を導入等)にも力を入れている。その代表的なものは、各種講座の受講料の割引制度やマナー・OA操作等の研修制度、時代のニーズに応じた資格取得講座(例えば 08 年 2 月より金融商品取扱担当者資格を導入している等のメニューを整えている。その結果、同社では派遣スタッフ全体の 7 割弱が 1~4 つの資格を所持している。さらに、対象資格を取得し、該当職種で派遣された場合には、資格手当(2,000~7,000 円32×最大 12 回)を支給する制度も導入し、モチベーションアップを狙っている。
- ・ このほか同社では、派遣スタッフに対し①業界初の安心保障福利制度(病気・ケガで 7 日以上入院した場合には最高 30 日の所得保障)②育児支援制度(相談室、研修制度のほ かベビーシッター、託児所の利用補助も)③キャリアカウンセリング(自己発見・自己開 発による自己確立)④乳がん診断保険金付女性特定疾病医療保険⑤リフレッシュサポート (旅行、施設利用、家事代行サービス等優待割引)——等を適用し、派遣スタッフとして 安心して働き続けられるよう独自のサポート体制の拡充を進めている。

・ 紹介予定派遣(年間300件程度)とは別に、事務系派遣スタッフから正社員へ登用した

³¹ なお、景気悪化に伴い、派遣スタッフの契約更新時の時給の引下げ改定も相次いでいる。職種(例えば、首都 圏事務系では平均 1,500 円程度)を問わず、3~4%(全職種平均で 30 円程度)の引下げ改定が進んでおり、 とりわけ新規受注分については引き下げられた時給が平均相場になりつつあるという。

³² 総合旅行業務取扱管理者、ウェブデザイン技能検定 2 級、CAD 利用技術者試験 1 級、インテリアコーディネーター、診療報酬請求事務能力認定試験、ホームヘルパー2 級、I Tパスポート、第二種電気工事士で 2,000円、通関士、第一種電気工事士、証券外務員一種(一種外務員資格)で 3,000円、日商簿記 1 級で 4,000円、社会保険労務士、TOEIC900点以上で 5,000円、一級建築士で 7,000円等。

いとの派遣先企業からの申し出は、昨年度だけで約290件と一定のニーズがある。平均的には1年程度勤務した時点で申し出があるケースが多いため、契約満了に伴い紹介(募集採用代行)契約や紹介予定派遣へ切り換えるようにしている。

・ こうした中で、登録型派遣社員を取り巻く環境が厳しくなっていることから、同社では 今後、正社員化を前提としたビジネスモデルを強化する必要性が高まるものとみている。 これは、人材派遣会社が正社員化に向けた導入教育のような機能までを担い、6 ヶ月~2 年程度で派遣先企業の正社員に切り換えてもらえる仕組みのことを指す。また、同社は、 「優秀な人材を常用化(特定派遣化)し、教育を施してその質を高め、いかに自社なりの カラー(差別化)を打ち出してゆくかが問われてくる」とも考えており、その際、当然に して避けられない待機リスクに対しては、「事務一括受託、営業代行、テレワーク等の拡 大しつつあるアウトソーシング事業と組み合わせた、労働力の柔軟な活用が解決の糸口に なるだろう」とみている。ただその場合でも、常用化する以上は派遣スタッフとして高度 業務を行うことができる、付加価値の高い優秀な人材を囲い込みたい反面、アウトソーシ ング事業は定型業務中心であるため、「その間の業務ギャップをどのようにして埋めるか」 がネックになると指摘する。

事例 1 6 派遣33②

1. 全労働力の活用構成

労·	働力	の活り	用状況('o9年	5月1日時点)			労務提供の質・量		人材活用の	仕組み
区分の呼称	用/ 社員 員、	業務契 、再雇月 パート社	期、直接・間接雇 契約、いわゆろ正 雇用社員、契約社 社員、派遣社員、 等の該当		職務の内容(職種)	所定労働時間の長さ 時間外・休日労働の 有無	転居 転勤	配置 転換 職種 変更		
正社員		無期	正社員 (総合職 のみ)	約3,000人	4:6 平均 33歳 やスキルチェック、仕事に係るアドバイス)、スタッフサポート(派遣スタッフの就業中の契約・労務管理等)、管理部門(人事、広報企画、IT関連、財務・経理、総務、経営企画、法務) フルタイムから、曜日・時間シフト制、月		があり得る (ただしエリア	人事権 としち も も あり		
契約社員	有	常用	契約社員	約1,000人	1:9	中年女性中心	各部署における事務職専門の正社員補助(基本的に内勤のみ)、コールセンターでの営業業務 (派遣スタッフ本人への仕事の状況確認)等	日・時間シフト制、月の指定日のみ等個人	原則とし て、採用さ れた事業 所でのみ 勤務	原則なし
常用雇用型 派遣 スタッフ	期契約労働	Ж	(常用 雇用型 派遣社員)		女性 中心		上司のスケジュール管理、来客対応、出張手配、 資料作成・サポート業務といった一連の秘書業 務。役員以上付秘書経験を5年以上で、時には TOEIC800点程度の英語力も要求されるプロ フェッショナル業務	派遣先企業の	基本的に	職種 変更は 本人 希望に
登録型派遣スタッフ			登録型派遣社員	通算勤続 1カ月以上 稼働者数計で 約3万 4,300人	事務元:9、二 で1:9ン系・4 で3:7 で3:7		クラリカル (一般事務)約53%、テクニカル (専門業務)約16%、パエンジニアリング約12%、営業・販売職約8%、その他派遣・請負約11%、派遣付随業務約0.1%等	ニーズに応じる 時間外・休日あり得る	は通勤圏 内	応じる が、 ケース 少ない

2. 有期労働契約にしている事由と、有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約	のあり方			契約終了のあ	り方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	有期労働契約 にしている事由	更新のあり方	予告・手続き	雇止め・ トラブル経験 対応方策
契約社員	3ヶ月/ 6ヶ月 契約毎 更新	5年以内	本社・事業所で勤務する契約社員は部署や事業の 改編が激しく、契約満了退職による雇用調整があり 得るため、また、ボジションにふさわしい能力・資質 を持つ人材への新陳代謝を妨げないため、有期 労働契約にしている	有無・判断基準に係る記述はある。 面接の際、聞かれた場合のみ、あくま で目安として、「組織・職務の存続、 勤怠状況等を踏まえ、必要があれば	明記。期間満了退職を 厳守しており、中途解	
常用雇用型 派遣スタッフ	1年契約 毎更新	業務によっ ては、派遣 受入れ期 間の制限を		の間で派遣契約書を、労働者との間 で雇用契約書・労働条件通知書等を 締結しているが、更新の有無及び	契約更新の有無の確認 上前には確定させなく	
 スタッフ	月(約5 割)/ 6ヶ月以 上(約5	見据え、 期間満了 退職となる 場合がある が、長期が 多いのが	あるが、目分の能力・貸貨をもっと枯かせる・晶められる派遣先・業務内容に転移していきたいケースもある。契約期間の長さは、働き始めは双方の見極め期間(本人にとっては通勤の困難や職場との適合等、顧客にとっては(事前面接・人物特定が禁止されているため)期待する能力・成果に見合うか等)として1~2ヶ月と短めに設定し、その後3ヶ月、6ヶ	プロジェクトや育児代替要員等の短期なのか、あるいは長期的な業務なのか等は口頭説明をする。派遣ス	い(※労働基準法で解) 上前に通知をしなけれ 決められているため」。 不安にならないように早 徹底している	雇は1ヶ月以 ずならないと 派遣スタッフが

_

³³ 人材派遣・請負事業約 88%、人材紹介事業約 3%、再就職支援事業約 2.5%、アウトソーシング事業約 6%、その他(教育・研修等)事業約 1%等、人と企業を結ぶフルラインサービスを展開している。同社の派遣事業はオフィスワーク分野が中心のため、とりわけ製造派遣で問題となった中途解約等の直接的な影響はなかったが、輸出型産業や金融業等の派遣先企業からの契約満了に伴う終了案件が相次いだため、人材派遣・請負業の長期受注件数は 08 年度で△約 11%、09 年度には△約 37%と大幅に減少した。一方で現在、収益の下支え材料となっているのは、大企業・官公庁を中心に、ニーズが拡大しているインソーシング・アウトソーシング(福利厚生サービス、CRMサービス、ヘルスケアサービス等)、及び景気悪化に伴い需要が堅調に推移している再就職支援事業であることから、同社では主に両事業の営業体制を強化している。

3. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

・ 同社内で勤務する有期契約労働者については、正社員と同様の目標管理制度、職務職能 給制度等を適用しており、制度に基づく評価結果を給与改定や賞与へ反映している。一方 で、派遣スタッフに対しては、①労働者が自身の能力・資質に見合い、希望する職務と適 切にマッチングさせることで、その納得性・充実感を高めること②企業と派遣スタッフの 間に立ち処遇の代理交渉すること――等に努めている。具体的には、派遣スタッフの募集 を「口コミ」を中心とすることで、人材(能力・資質や就労事情等)の粒を揃え、派遣サ ービスの質の担保や、同社への信用力増大につなげている。この取り組みにより、適正な 派遣単価の維持や求人開拓の省力化、スムーズなマッチングを図ることが可能になるとい う。また、本人の能力・資質の客観的な棚卸しや、希望する職務・派遣先の本音のニーズ を掴むための聴き取り等を重視している。具体的には、専任のキャリアカウンセラーが十 分な時間を費やしてヒアリングするなど、派遣登録者の納得性を高めているほか、ビジネ スマナーや個人情報保護、その他多様な教育メニューを通じて、人材価値の向上を図って いる。さらに、同一の派遣先に就労し続けることによる時給単価の引き上げに当たっても、 おおむね1年程度勤務すると職務領域の拡がりや高度化がみられるため、契約内容の変更 という形で積極的な交渉を行っており、専門性が高いことから派遣スタッフの時給は、正 社員等を上回っていることも少なくない。しかし、昨今の労働環境においては、正社員が 賃金据置きであることなどを理由に要望を聞きいれてもらえない等、必ずしも思惑通り運 ばないこともしばしばである。

			処ì	男状況					均衡	正社員	
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	基本賃金	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会保険	教育制度	特遇 対象	転換 対象	労組 加入
正社員	月給制	目標管理制度の評価結果(昇降 給に反映)に基づく職務職能給 ※営業の場合、営業手当(7万5, 000円)を毎月加算 ※初任給(大卒)で19万3,000円	役役割外手当当 等手等等 等等等等 等等等。 等等等等。 等等等。 等等等。 等等等。	有標制評果が		完全週休2日制、祝祭日、年末年始 休暇、夏期休暇、誕生日休暇、年間 休日121日、年次有絡休暇(初年度 11日・3年目16日)、慶弔休暇等 団体傷害・団体生命保険 カフェテリアブラン(ペーシックポイン トとして初年度でも100P(10万円相 当)、福利厚生会員サービス、持株 会、財形貯蓄、各種融資、社員寮		職能や職位信に必要な専門知識や能力を習得する研修としてProfessional Studies (職種 職能別コース)、 Management Studies (財産 職能別コース)、 (後員・グループ会社社長対象)、Excellent Career Studies (御東人財研修シース)を表 また。自律的なキャ リアの構築をサポートする連抜・外事制度として、インノ トラター制 (連載な社員が1年間、指導育成化セリン、 トキリアエクスチェンシアログラム(選抜着手社員が一定 期間、バループ内を社で発験、比内ペンチャー制度、 動能5年毎の前日に連載と週間の自己研鑽体験、キャ リアバン/制度(自らのキャリアンを直接)を集や中 管でき、その後の他り開発、乱壓転換等に活かす)、 オープンボジン出制度(公開)。			
契約社員	月給/時給制	目標管理制度の評価結果(昇降 給に反映)に基づ、職務職能給 (正社員と同様の仕組み) ※平均月収30万円程度	時間外手当通勤手当	く増減 あり)		完全週休2日制、 祝祭日、年末年始休暇、夏期休暇、 年次有給休暇、慶弔休暇、カフェテ リアブラン (福利厚生ポイント)の付 与、福利厚生会員サービスの適用	健康		職務や人 材活用は異なるが、基本的に正社 員と同様の 制度を適用	空ポストが あり、能 力・資質が 合致すれ ばあり得る	労組
常用雇用型 派遣スタッフ	月給制	バイリンガルセクレタリーの場合 で、年収換算400~450万円など	時間外手当 交通費 支給あり	無		特別有給休暇制度 福利厚生会員サービスの適用 定期交流会	労災 雇用	専用の各種セミナー、キャリアサポート 相談、キャリアアップ研修等			なし
登録型派遣スタッフ	時給制	派遣スタッフの時給水準は、職種 や業務内容によって決定する。そ の際に勘索するのは、地域別最 賃や地域の平均年収であり、職 種・職務毎に大方決まってきてしまう。平均的には、09年4Q平均 で請求単価2,058円に対し、支 払単価は1,515円。東京におけ る一般事務は1,690円程度、エ ンジニア系は1,800円程度、営 業販売系(高級ラグジュアリー店 員や化粧品売場BC等)で1,500 ~1,600円程度。	時間外手当 原則として 交通費 不支給	無	無	年次有給休暇、定期健康診断及び健康医療相談(24時間365日無料のメンタルヘルス相談等)、各種任意保険加入、専用の福利厚生会員サービス、福利厚生施設の利用、研修・倶楽部等の特別料金での利用		各種セミナー、キャリアアップ研修等		派遣先で の正社員 登用実績 は少ない があり	

- ・ 契約社員から、同社・正社員総合職への転換は、本人の能力・資質に照らして、任せたい職務内容(ポジション)に合致すれば、本人の希望(申請)と所属長からの推薦を得て、 登用試験を実施している。
- ・ 一方、派遣スタッフから派遣先企業の正社員に登用されるケースについては、いわゆる紹介予定派遣の取り扱い(勤務後、契約中途で紹介予定派遣に切り換えるケースも含む)になる。また、常用雇用型派遣スタッフという形で、登録型(派遣期間中のみの雇用契約)から常用雇用型派遣社員への登用機会も開いている。制度は、選考後、専用カリキュラムを受講して認定を受けるというもの。専用カリキュラムは登用の必須要件で、受講に際しては奨学金制度もある。同社では今後、常用雇用型派遣層の厚みを増すことが求められてくると考えているが、その場合、派遣スタッフの手待ち期間を生じるリスク等が避けられないことから、近年ニーズが高まっている経理・給与計算代行、CRM、ヘルスケア、福利厚生等サービスの受託業務事業とバランス良く組み合わせることで、労働力を融通するノウハウを構築する必要があるとみている。ただし、オフィス事務分野の派遣単価水準に比べ、内製・データ入力等のそれは低い等、仕事間のギャップの取り扱いが課題であるとも指摘する。

事例 1 7 派遣③

1. 全労働力の活用構成

全労働力	の沿	f用状:	况('09年4月1	日時点)	労務提供の質・量	Ĭ.	人材活用の	仕組み
区分の呼称	員、パート社員、派員、委託契約等の記			人数 (概数)	職務の内容 (職種)	所定労働時間 の長さ 時間外・休日 労働の有無	転居転勤	配転 職変
正社員	無期		正社員	約3, 000人	営業、コーディネーター(クライアント企業と派遣スタッフのマッチングおよびフォロー)、管理部門(人事、広報企画、IT関連、財務・経理、総務、経営企画、法務)等	原則9:00~ 17:30 時間外・休日 出勤あり得る	営業職は 全国の事 業所間で 転居転勤 があり得る	どちら も有
契約社員		常品	契約社員 (1年契約毎 更新・上限 なし)	-	主に、事務職や請負サービスの スーパーバイザー要員を補う	原則9:00~ 17:30 時間外・休日 出勤あり得る(正 社員と同様の働き方)	採用 された 事業所で 勤務	どちら も有
特定派遣	有期契	用	契約社員	派遣できない 期間は待機 状態となるリスクが 伴うため、 慎重に行っている	プログラマー、SE等のIT技術者 ※特定派遣については、「特定派遣=IT」 という業界のスタンダードがあり、それ以外 の職種、一般事務派遣などの職種では特 定派遣サービスは行っていない	派遣先に応じる		
紹介予定 派遣	約労働者	(派遣期間	派遣社会 (派遣先企就労 者)(大多数 が3ヶ月契約 毎更新、自由 化業務は1年	現在は企業が正社 員の採用を 縮小し ているため、紹介 予定派遣のニーズ も少なくなっている	本人希望と派遣先に応じる		なし	
登録型 派遣		中のみ)	化業務は1年 以上の更新 不可。専門2 6業務は期間 制限がないた め、長期間の 就業が多い)	稼働者数計 で約6万人	个人生 主じか起力に応じる		,,,,,	

2. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

- ・ 同社内で勤務する契約社員は、事務職とスーパーバイザー職が多く、正社員と同様の業務を担っている。契約社員の月例給は役割に基づく固定給で、目標管理制度の評価結果で年1回昇降する。賞与は、利益目標の達成度と各支社で掲げる売上目標の達成度で基本原資が決まり、それを振り分ける仕組みを取るなど、正社員と同様の制度に基づく評価結果を反映している。
- ・ 一方、派遣スタッフに対しては、「地域・職種に基づく時給の相場が決まっている」ことから、仮に派遣先企業の正社員と同等の仕事をしているようなケースでも、均衡待遇は難しい。派遣スタッフが企業で就業する前に、まず派遣先企業との請求額の提示交渉を行う。その際、地域・業種の相場を目安にスキル・資格・経験等を加味して時給額を調整して決めるが、あまり相場からかけ離れた時給にはならない。
- ・ 同様の理由で、派遣先企業の直雇用の有期契約労働者との均衡は、現時点では実現は難 しい。派遣スタッフには、基本的に直雇用の労働者のように交通費等の手当がなく、正 社員の待遇面と比較すると低くなるケースが多い。派遣先企業としては、直雇用の有期 契約労働者と派遣スタッフの賃金を同一条件に設定すると、派遣会社への支払額が増加 することになる。

- ・人材サービス業界全体で、雇用形態の違いによる、同一労働同一賃金の取り組みがなされる動きにはなっていない。派遣先企業の正社員・直雇用の有期契約労働者との均衡を考えることに加え、派遣スタッフ同士の均衡を考える必要もある。派遣会社から派遣先企業に同じ仕事で派遣スタッフを複数名派遣していて、そこで時給の開きがあると、「Aさんは私より〇〇円高い」という不満につながる可能性もある。そのため、スタッフの時給は相場から逸脱しない形で合わせる動きになる。すなわち、スタッフ本人のスキルや経験等を踏まえた待遇改善は、派遣先企業での就業状況のヒアリングを行っている。
- ・ こうしたなかで、スタッフのスキルアップや資格取得を奨励し、サポートする取り組みに力を入れている。派遣先の仕事には正社員の補助業務も少なくなく、数年働いても職場でのスキルアップが望めないケースも多い。職務経験が長いのにスキルが伸びない状況では、次の仕事に変わる際に不利になってしまいかねない。そこで、キャリアアドバイザーがカウンセリングを行ったり、資格講座やスキルアップ支援等の教育事業に力を入れている。教育施設は12カ所あり、登録スタッフのみならず、一般人でも利用できる。同社では、こうした制度を活用して、エンプロイアビリティ(雇われる能力)の向上を支援している。

			処遇状況					労
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	基本賃金	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会保険	組加入
正社員	月給制	目標管理制度の評価結果で年1回、昇降 給する	時間外手当通勤手当		有	完全週休2日制、祝祭日、 年末年始休暇、 夏期休暇、年次有給休暇、 慶弔休暇等 団体傷害・団体生命保険	健康	
契約社員	月給制	目標管理制度の評価結果で年1回、昇降 給する(正社員と同様の仕組み)	時間外手当通勤手当	有		完全週休2日制、祝祭日、 年末年始休暇、夏期休暇、 年次有給休暇、慶弔休暇等 団体傷害・団体生命保険	厚年 労災 雇用	
特定派遣	月給制	(秘匿扱い)				完全週休2日制、祝祭日、 年末年始休暇、夏期休暇、 年次有給休暇、慶弔休暇等 団体傷害・団体生命保険		
登録型派遣	時給制	派遣スタッフの時給水準は、地域と職種で 相場がある程度決まっている。例えば、東 京の一般事務は1,600~1,700円が相場 だが、地方に行くほど安価になり、北海道・ 四国・九州は1,000~1,200円程度となっ ている。ITや通訳は首都圏では2,000円 以上の仕事もある。また、派遣は首都圏で の需要が多く、ボリュームの多さも時給引き 上げの一因である。能力が高い、または成 果を出した派遣メタッフには時給アップな ど待遇の向上を考慮する	無	無	無	福利厚生サービス会社の サービスを利用	健厚労雇(2以業場の)	

・ 同社では契約社員から正社員に転換した事例はあるが、特段の規定は設けていない。基本的には、本人の希望に基づき、上長がスキルや経験等で優秀な社員だと判断した場合に 人事部門に推薦し、合否が決定されることになる。契約社員はその部署の専門業務ができるとの判断で採用しているため原則、職務内容は変わらない。

事例18 中小①(社会福祉法人)

1. 全労働力の活用構成

全劣	分働に	力の	活用状況('09	年4月1	日時点)			労務提供の質	· 量		材活用の 仕組み
区分の呼称	用正約	/業社員、	す期、直接・間接雇 務契約、いわゆる 、再雇用社員、契 パート社員、派遣 転託契約等の該当	人数	男女比	年齢構成	平均勤続 年数	職務の内容(職種)	所定労働時間の長さ 時間外・休日 労働の有無	転居転勤	配置 転換種 変更
理事長				1人	1:0	70歳超	35年	管理職(法人代表·統括責任者)			
施設長				1人	1:0	57歳	26年	管理職(施設代表・社会福祉主事 任用資格及び介護支援専門員資 格所持)	労働時間管理 対象外		無
介護職員				36人	18:18	平均 43歳	平均 6.9年	介護職(主任3人、副主任2人は 管理職。ほか、ユニットリーダー (行政定義上は「サブリーダー」に 相当する、主任・副主任補佐)(全 員、介護福祉土資格所持で、部 屋割担当、個別利用者担当あり)			部屋割や 個者の 制力 当置 は あり 種は る。 職限 に で し で し で し の で り り り り り り り し る り り し る り り し る り る り
看護師				4人	2:2	平均 51歳	平均 2.9年	看護職(看護師資格所持2人(主任1人、副主任1人)、准看護師資格所持2人)			
事務員		無期	正社員	2人	1:1	平均 39歳	平均 6.5年	事務職(経理担当者:中途採用・ 主任1人、庶務:新卒採用・一般ス タッフ1人)	フルタイム シフト勤務制 週40時間以内		
相談員				2人	2:0	平均 45歳	平均 13. 5年	事務職(相談室における、新規入 所希望相談への対応、家族との 連絡、行政手続き等)(社会福祉 士資格所持で主任1人、介護支援 専門員資格所持で副主任1人)	原則週休2日 時間外・休日 あり		
機能訓練 指導員				2人	1:1	平均 57歳	平均 33.5年	専門技術職(理学療法士1人、 あん摩マッサージ指圧師1人)			
調理員				5人	0:5	平均 49歳	平均 9年	給食室における専門技術職(調理 師免許所持、副主任1人)			
栄養士				2人	0:2	平均 32歳	平均 6年	栄養管理職(管理栄養士資格所 持で主任1人、栄養士資格所持で 栄養管理と一般スタッフ兼務1人)		無	
介護職員			初始礼品/	9人	1:8	平均 41歳	平均 3.4年	介護職	フルタイム・シフト 勤務制4人 /パートタイム5人		
看護師			契約社員/パート社員	2人	0:2	平均 37歳	平均 1.1年	看護職	週35時間程度の パートタイム1人 /週20時間程度の パートタイム1人		無
事務員			パート社員	3人	0:3	平均 40歳	平均 2. 5年	事務職	月〜金9〜16時の2 人交代制や、午前・ 午後のみ等パートタ イム(いずれも就労調 整内)		
診療事務	有期初	直	契約社員	1人	0:1	44歳	7. 8年		週40時間程度の フルタイム		
調理員	期契約労働	接雇用	契約社員/パート社員	2人	0:2	49歳	平均 3年	調理職	フルタイム1人 /週18~20時間の パートタイム1人		
洗濯場			パート社員	2人	0:2	平均 43歳	平均 6年	11	フルタイム1人 /1日7時間以内・週 5日以内(週34時間 程度)のパートタイム 1人		
営膳職員 (機械室)			再雇用社員	1人	1:0	61歳	33年	11	フルタイム・ 昼勤のみ		
管理宿直員			契約社員	2人	2:0	平均 42歳	平均 4年		19:00~翌日 7:00勤務		
医師			嘱託社員	1人	1:0	47歳	7年	専門技術職	1回当たり1時間程 度・週3日程度の パートタイム		
出張歯科 (月4回、訪問診療協会 からの歯科医師派遣) 清掃委託契約		業務	务委託契約								

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

	職務				正社員と	
区分の呼称	主な業務内容	中核的類似のでは、一様の	業務の性質 同じような 業務に就い ている正社 員の有無	責任• 権限	比較した 客観的な 職務タイプ 分類	有期労働契約にしている事由
介護職員	介護職(介護福祉士資格を所持しているが子が小さい等の事情で夜勤ができない5人、夜勤は可能だが介護福祉士資格を持たない4人)		有	職にくはい。	は回様職務型(後職 や部屋・利用者の担 当には就かせない が、夜勤時は介護記 録、家族訪問時はれ 記説明等も課せられ るため)。一方、短時 間勤務については、	はぼ自動更新状態にも係わらず、あえて有期にしているのは年1回、職務・職場に対する不満・不安や、処遇との対応関係(2年に一回、時給改定あり)、事情が変化し長く働けるようになっていないか等を個別に確認する、恒例の面接機会に位置付けているため。また、有期とはいえ、雇用調整弁にすることはなく(退職者非補充で充分)、強いて言えば労働時間の調整弁にすることがあるため。現行の介護報酬単価にとどまる限り、夜勤ができない(パート勤務しかできない)、あるいはフルタイム勤務できても介護福祉士資格がない場合等まで、無期に付随する処遇へ引き上げる余裕はないため。経望ましく、有期一無期に付随する処遇急差を設けることで、できるだけ正社員的な働き方や能力向上へ誘導する意味合いもあるため
看護師	看護職(正看護師資格を所持しているが、短時間勤務を希望)	恒常 的		時 帯 責 者 を	別職務• 同水準型	1年程度の離職が多く、なかなか定着しない ため等
調理員	給食室における調理職(調理師免許なし)(正社員とは異なり、副主任不在時の1日責任者等は任せない、早番シフトはなし)			寺 任 ること もな い		ほぼ自動更新状態にも係わらず、あえて有期にしているのは年1回、職務・職場に対する不満・不安や、処遇との対応関係等を個
洗濯場	洗濯業務		無		軽易職務型	別に確認する、恒例の面接機会に位置付けているため。また、有期とはいえ、雇用調
事務員	事務職補助		有			整弁にすることはないが、強いて言えば労 働時間の調整弁にすることがあり得るため
診療事務	診療補助事務(レセプト請求のみ)					
医師	診療室における希望者の診察				高度技能 活用型	週3日の定期来診以外に必要な都度、 来てもらう日々雇用・パート勤務のため
営膳職員	建物管理•機械室管理		無		軽易職務型	定年後再雇用であり、引き続き働き続けら れるか等を適宜、確認するため
管理宿直員	夜間の当直業務				+上勿4联/为/王	アルバイト的な採用のため、引き続き働き続 けられるか等を適宜、確認するため

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約の	あり方			実際の更新	f状況	契約終了の	あり方
区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	契約締結時の 書面明示	更新のあり方	勤続①1年未満②1 年以上3年未満③3 年以上5年未満④5 年以上の割合		予告・手続き	雇止め ・トラブル経験 対応方策
有期契約 労働者	すべて 1年契約毎 更新	のみ	業務内容・就業時間・所定外労働の・就業時の有無・休暇の有無・休暇の有無・休日労働の方式、原有無・資金(支払い時、資産無・支払い時期、最重は、原本・は、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を、を	毎年4月に面談し、雇用契約書を・捺辞し、雇用契約書を・捺辞退を申し出ないないといいといいます。 本人が辞し出ないないといいといいといいという。 本人がおいり、とはいいのではいたがある。 に当り、このではいいのではいない。 ないないない	①12. 5% ②20. 8% ③29. 2% ④37. 5%	看護6ヶ職 1年6ヶ職 1年6ヶ職 1年8 3年4 事 3年4 事 33年4 場 7年10 場 5年2 年 33年4 7 光 福 5年2 月 6年2 月 7 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	職等、本人都合による退職がほ	たケース以外、事業主

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

・ 同社は 05 年、経営方針を従来型の集団ケア (食事や入浴、排泄介助などのサービスを集団的に提供するもので、例えば、入浴の際は部屋から浴室に案内する人、脱衣を手伝う人、身体を洗う人が別々の分担制になるなど、介助が流れ作業的になりがちになる) から、ユニットケア (全室個室を基本に、利用者を 10 人程度の小規模生活単位に分け、個別に担当介護員が付き、入浴や食事、散歩や買い物、クラブ活動等を一貫してサポートするため、より家庭的な雰囲気が提供できる) に転換し、これに伴い介護職員の定着率向上に向けた均衡待遇化を積極的に進めてきた (下表)。結果として現在、同社の全経費に占める人件費率は7割超にのぼるものの、離職率は10%弱(結婚・妊娠を除くと6.5%) にとどまっている。また同社では、サービスの充実を目指し、利用者2人につき職員1人(運営基準の1.5 倍超)のゆとりある人員配分を確保している。介護職場は人材の流動化が激しいことで知られ、業界平均の離職率は約24%にも達している。こうしたなかにあって、同社には「恵まれた環境で利用者と向き合ったやりがいあるケアが実現できる」と、腰を落ち着ける人が多く、自己都合退職後、再び働かせて欲しいといったカムバック組も少なくない。

			処遇状況						均衡	正社員	労
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	月給	手当	賞与	退職金	福利 厚生	社会 保険	適用 される 就業規則	待遇対象	転換対象	組加入
正社員	月給制	月例給は6種類の号俸表(事務職、相談、介護職等一般職用、看護師用、PT/OT、栄養土用からなる(新卒初任で22.3万円等)。年1回1号俸ずつの定昇(4,000円程度)あり。人事考課は行っておらず(現業の評価は難しく、下手に行うと職場の雰囲気を悪化させかねないため、降給はない(病気等で休業しても、据置きとなるだけである)	特殊業務手当(介護・夜勤ありは月例給の16%、介護・夜勤な14%、利用者と直接接しない間接員10%ーーを、いわゆる調整手当として支給) 夜勤手当(1勤務当たり5,145円、原則月4回) 役職手当(近勤務当たり5,145円、副主任で0.8万円、副主任で0.8万円、副主任で0.8万円、前1全子3,000円、第3子2,00円、住宅手当(8,000円)通勤交通費の全額支給	2ヶ月、ただし有期 契約労働者は夜勤 手当を除く平均月	共職金療 温金療 温を療 として ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	利用) 被補助 (制助 なし ため実質	扶範希パで限雇: 養囲望ーなりは、	就業規則			労組なし
有期契約 労働者	時給制	基礎時給870円スタートで2年に 一回、30円の昇給あり。介護福 祉士資格所持・一定の勤続、経 験ありで1,000円程度、最高額 は介護職で960円、洗濯場で1, 100円、看護師で1,850円等	夜勤手当 通勤交通費の全額支給	支給。ただし、洗濯 場で時給が高い場 合は餅代+αで夏 実績3万円程度、 看護がで同7万円 程度に調整あり)	(扶養範囲 内希望の パート職に はない)	ユニオー 人 て 購 間 1 限 車 間 1 限 車 大 変 差 の で 実 会 か の で また こと これ で また の で また これ で また で また で また これ で また これ で さん で また で また で また これ で	健保、 厚年へ 加入	パート 就業 規則	一定の 配慮を 行って いる	対と認随転実多象でし、換も数	

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

・ 同社が有期契約区分の活用を始めたのは、2000年の介護保険制度スタート時に遡る。それ以前は、特別養護老人ホームの中でも手厚い処遇で知られていたが、同制度の施行に際し、経営コンサルタントから、このままでは経営が立ち行かなくなる懸念があることを指摘され、「それならば必ずしも資格がなくても、あるいは夜勤を含めフルタイムで働けなくても、その分の処遇を抑制して現業に就いてもらえる人材を(正社員より処遇が低い以上は有期契約区分として)活用しよう」との決断に至った。こうした経緯から、有期契約区分のうち介護職員については、入社後に介護福祉士資格(現業経験3年目から受験可能)を取得し、主任の推薦を得た人から、正社員の欠員があり次第、随時、正社員へ転換する(そうでないと申し訳ない)という雰囲気が生まれた。これは就業規則に明文化されてい

るわけではなく、内部文書という形でしか存在しないものだが、何となく慣行となっている。今いる 36 人の正社員介護職員のうち 3 人が転換者である。また、その他の職種についても、勤続年数が長くなり、主任の推薦を得た人から随時、正社員転換を検討してきている。現在、育児期間を終えてフルタイム勤務ができるようになった、診療事務 1 人の正社員転換を調整中である。

- ・ このように、同社の有期契約区分は、正社員転換(採用)までの試行的雇用期間としても位置づけられていることから、有期労働契約であっても、需給が逼迫している看護師以外は入社時に厳選するようにしている。新規採用は、応募者が履歴書を持参のうえ、2 つのユニットを統括する主任・副主任、5 人が同席し、面接及び所内見学を行う。その際、①利用者に対する考え方はどうか②接する態度・目線、気配りはどうか③一緒に働く仲間として受け入れられるかどうか――等の観点で見極め、5 人全員が了承した場合のみ採用することにしている。そのため、正社員転換に当たっては、資格取得の有無と日々の働きぶり等が把握できさえすれば後は職場の承認程度で良く、正社員転換時の明確な基準はないが、随時、転換を認めているところである。
- ・ なお同社では、労働時間を短縮したい場合等に、正社員から有期契約区分への転換も認めている。正社員と有期契約労働者の均衡待遇(退職金等も均等割りで持ち越せる等)を 前提に、本人都合重視の双方向転換で、継続勤務しやすい環境が整備されている。

事例19 中小②(食品製造)

1. 全労働力の活用構成

・ 無期労働契約を原則とする同社³⁴では、有期労働契約の活用は繁忙期(4月~GW前・7月~盆休前・11月~年末休前)における生産労務職の補助労働力(軽易職務型)としての活用のみに限定されている。そのため、有期契約労働者はアルバイトとして、年間を通じ4~5人を、1~1.5ヶ月雇用する程度である。

	全:	労働力の活用お	犬況('09:	年4月1日昨	寺点)		労務提供の質・量		人材活	用の仕組み
区分の呼称	/業務契約 員、再雇用	朝、直接・間接雇用 約、いわゆる正社 引社員、契約社員、 は、派遣社員、委託 亥当			平均勤続年数	職務の内容(職種)	所定労働時間 の長さ 時間外労働 の有無	転居転勤	配置転換職種変更	
月給制 社員			31人	22:10	平均30~ 40歳 (例年2人 程採用(大 卒のみ)を 行うためほ		管理職(部長以上)3人、一般社員層28人 幹部候補の総合職として総務・事務(8 人)、営業(7人)、研究・企画(5人)、製造 (11人)部門に配属。職務遂行に当たって は、部下の管理・監督、育成・指導を含め たマネジメント力が求められ、リーダー、副 主任、主任、課長、部長、工場長、取締役 といった役職に登用され得る	8:30~17:30 (休憩1時間)を基本に、週40時間・年間休日93日の変形労働時間制・休日シブト制時間外労働あり得る(申告制)	広本工か営とで転あり 島社場東業の転勤り得 があります。	部門をまたぐ 職種変更、 部門内での 配置転換が 人事権として あり得る
時給制 社員		正社員	1人		ぼ横ばい)	平均15~20年 程度	月給制社員の育児・介護等期間	9~17時勤務 時間外・休日労働 原則なし		務中のため 〔則なし
パート社員 ^(フルタイム)	無期		40人	3:65	平均50~ 60歳 (中高年主 婦層が主 力で、60 歳超え再	(結婚、定年、 夫の転勤等が ない限りやめな いため、30年 超が多い)	製造部門(工場)の生産労務職限定パート社員(パートタイム)が来てすぐ作業を開始できるよう事前の仕込み準備等も担う。リーダー、主任までの役職登用あり	8:15~17:00(休憩45 分)を基本に、週40時間・年間休日93日の 変形労働時間制・ 休日シフト制 時間外労働(1日1~2 時間発度)あり得る 繁忙期は早出も (4~9時で一回休憩・ 10~15時で帰宅あるい は17時まで勤務等)	無	職種は限定 製造4工程 におけるライン配置はい ちおう決めら れているが、 基本的に多
パート社員 (パートタイム)		パート社員	雇用も現在 9人含まれ ているた			製造部門(工場)の生産労務職限定 ※うち4、5時間の就労調整層は7人	9:00~13:00までの 4時間、~14時までの 5時間、~15時までの 6時間、~16時までの 7時間等、週最長35 時間まで・年間休日93 日の変形労働時間制、 時間外間の早出 ともあり得る		能工化して おり、適宜応 援を要する 繁忙期に は、柔軟に 運用	
アルバイト	有 期 製 新 者 用	アルバイト	必要に 応じるが 例年5人 程度	可能 中高	いら車通勤 な範囲の 年主婦層 'ーゲット	お中元・歳暮等 贈答用が増え る繁忙期の 1~2ヶ月程度	製造部門(工場)の生産労務職限定(正社員登用希望者については、試行的雇用期間に相当)	フルタイム/ パートタイム		

-

³⁴ 同社では創業者の先代から、長期継続雇用を前提にした大家族主義、熟練による生産性向上をメリットと感じており、①生産変動を雇用調整で吸収できない分、労働時間で柔軟に調整する(とはいえ生活もあるため、調整の優先順位は、就業調整希望のパート社員(パートタイム)→中高年主婦と再雇用者が中心のパート社員(フルタイム)からと配慮する)②全員を多能工として養成し、人員・業務配置を柔軟に融通できるようにしておく③全体の業務量に比し、慢性的な人手不足(雇い過ぎない)状態にしておく(こうしておけば、生産量が実際に落ち込んでから、自然退職非補充で入り口を狭めるだけで良く、また、人件費は安く一人当たり賃金は高くという少数精鋭主義にも寄与する)——等、無期労働契約中心でも充分、生産調整に対応し得るノウハウを培ってきている。

			処	遇状況					l	正社	労
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	基本賃金	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 保険	適用 される 就業規則	教育 体系	員転換	組 加 入
月給制社員	月給制	職能資格制度に基づく賃金テーブル(職能資格給一本)、総務・事務より営業・企画、研究、製造の方が上位資格に位置づけられる同一資格内でも、評価結果に応じ2~4%の範囲で昇給があり得る	役職手当 資格手当 (危険物取扱 い、ボイラー技 士、衛生管理 士等) 通勤手当	月給× 評価係数× 支給係数 (年間3ヶ月 程度)		資格取得時の全額費用補助 旅行会(希望者が3千円ずつ 積立て、2年毎に費用補助) ヨットシラブ、ウオーキングクラ ブ費用補助 制服(春・夏と2着ずつ)支給 原価低減、事務効率化等有効	雇健厚労原保保年災年		修了時		,
時給制社員			時間外手当 地域手当(東京 勤務の場合)	月給制社員 の時間比例 で支給	中退協 + 会社	な改善提案に対する報奨金支 給制度(参加賞として50円、ア イデア賞100円、最高の優秀 賞では1万円)	厚年 基金	一本	に費用 を全額 支給す		労
パート社員 (フルタイム)	時給	資格制度はないが、時給水準(採用時給+勤続加給)の高さはどの 業務範囲までこなせる能力を持っ ているかに連動するため、実質的	皆勤手当 (フルタイムで1 万円) 役職手当	月収(勤務時間 数に応じる)× 評価係数(出 勤率等に応じる)	独自の積立て	旅行会(同) ヨットクラブ、ウオーキングクラ ブ費用補助 作業着(同)支給	6時間 以上契 約者に ついて		る通信 教育制 度を共 通適用		労組なし
パート社員 (パートタイム)	制	には職能給。採用時給+勤続加 給+評価加給で処遇。評価結果 に応じ、10~100円の範囲で評価 加給がつくが、役職者でも1,000 円程度が上限である	(主任・リーダー までだが、社員 と同一額) 通勤手当 時間外手当	※支給係数 (結果として、パート社員フルタイム で、月給制社員の 8割水準)		原価低減、事務効率化等有効 な改善提案に対する報奨金支 給制度(参加賞として50円、ア イデア賞100円、最高の優秀 賞では1万円)					
アルバイト		採用時給(750円)								実績 あり	

2. 多様な社員間における処遇状況(均衡待遇に配慮する取り組み)

・ 同社における 4 種類の雇用区分のうち、月給制・時給制社員は総合職で、事業所間転勤・ 部門を越える異動を伴い、課長以上も含めた役職登用もある。一方でパート社員は製造部 門の生産労務職限定で、たとえフルタイムであっても主任までの登用にとどまるなど、そ の役割は明確に異なっている。そのため、両者の処遇についても下表の通りに区分けされ ている。例えば、基本賃金の決め方をみると、前者は職能資格制度(職能資格給+評価結 果に応じた昇給)に基づく月給制(時給制は月給を時間換算に割戻して比例配分で支給) だが、後者には格付けもなく、採用時給+勤続給(実態として職能給)+評価結果に応じ た加給で算出される時給制(フルタイマーでも時給制で勤務時間分を積増し)である³⁵。 しかしながら、評価制度については、雇用区分を問わず共通で適用³⁶しており、その得点 結果を、翌年の昇給加算(社員では資格内における若干の昇給幅、パート社員では評価加 給部分)、及び半期毎の賞与算定(社員・パート社員とも月収×支給係数×評価係数)へ反 映するようにしている。

_

³⁵ とはいえ製造部門に限っては、月給制社員とパート社員(フルタイム)の間で、主任までの役職を共有しているため、同役職手当については同額を支給している。また、同役職に登用されるようなパート社員(フルタイム)は、早出や残業にも柔軟に対応できるため、結果として月収水準でも9割程度が確保され、また、その賞与水準も(月収部分は当然にして勤務時間、評価係数も出勤率に左右されるが)8割程度が確保されているという。

³⁶ 評価は、「業績」「意欲」「その他」の3つの視点で行う。業績については、個人の全業務量を100とし、どういった種類・難易度の業務を、それぞれどのくらいの分量ずつ行っているかを記入。各業務をどの程度のレベルで遂行できているかを5段階で点数化し、直属上司の一次評価・上長による二次評価を経て確定する。同様に、意欲については目標達成意欲、新規業務への挑戦意欲、効率化意欲、チームワーク形成意欲、職場ルールの維持意欲、自己啓発意欲——等を点数化。その他については、委員会活動(職場の環境改善提案、製造工程の品質改善提案等)、5S(整理・整頓、清潔・清掃、しつけ)、能力開発・資格取得、勤務態度(知識・熟練、計画力、創造力、判断力、折衝力、報告・連絡、処理力、協調力、積極性、規律性、責任感)——等を点数化し、最終的な総合評定を決定する。

- ・ 無期労働契約を原則とする同社で、いわゆる正社員転換が機能するのは、アルバイトからの登用時に限られる。アルバイトとしての採用段階で、本人が社員を希望する場合や前職経験(食品製造、立ち仕事等)を踏まえて良さそうな人物を見初めた場合には、登用制度があることを本人に伝えたうえで、勤務時間が遵守できるか、出勤率は良好か、業務の習得状況はどうか、命令・指導に素直に従えるか――等の基準に照らして見極めを行うこと等を説明する(アルバイトのため、雇用契約書・労働条件通知書等は発行しておらず、登用基準もあくまで口頭説明のみである)。その上で、~1ヶ月半程度のアルバイト勤務中、現場主任やリーダーに、対象者の働きぶりや人物資質等を充分観察してもらい37、その結果を総務・事務部門で聴取。契約終了の面接で最終的な本人意思を確認し、取締役会議で登用可否を判断する。ここ数年は、団塊世代の定年等に伴い人材補充の緊要度も高かったことから、アルバイト採用した5~6人のうち、本人希望のあった2~3人を正社員へ登用している。
- ・ なお、同社では月給制社員⇔パート社員間の転換も可能である。月給制社員からパート 社員への移行に関しては、本人から転換希望の申し出があった時点で認めている。他方、 パート社員から月給制社員への移行については、同じ無期労働契約とはいえ、マネジメン トを任され部門間異動等の対象にもなるなど人材活用方針が大きく異なってくるため、部 門長の推薦等一定の要件を満たす必要がある。そのうえで、6 時間パート社員から取締役 工場長になったケースや、結婚を機に生活設計のため情意を込め登用したケース等、過去 3人(男性1女性2)の実績がある。

_

³⁷ 従前は、初めからパート社員 (無期労働契約) として募集・採用していた (高卒の新規採用も行っていた) が、考えていた業務内容と違っていた、立ち仕事が思ったよりきつかった等、1~2 ヶ月で離職してしまうケースが多く、既存社員にとっても教育の無駄や、一時的な職場の混乱・疲労感等が否めなかった。そこで現在は、必ずアルバイト経験を経てから登用する方式へ改めているが、当事者にとっても (無期労働契約で) 簡単には辞められないというプレッシャーのなか緊張して入社するより、短期職場見学のつもりでアルバイトから体験入職する方が心理的負担も軽く、結果として定着率が向上したといい、労・使双方にメリットがあるため、今後も続けたいと考えている。

事例20 中小③ (廃棄物リサイクル)

1. 全労働力の活用構成

		全労	働力	の活用状況(*	09年4月	1日時点)			労務提供の質	· 量		活用の 組み		
	区分の呼称	/業科 員、再 パート	務契約 7雇用	引、直接・間接雇用 」、いわゆる正社 社員、契約社員、 、派遣社員、委託 当	人数	男女比	年齢構成	平均 勤続 年数	職務の内容(職種)	所定労働時間 の長さ 時間外・休日労働の有無	転居転勤	配置 転換 職種 変更		
	役員	無期		正社員	7人	3:4	平均 57. 1歳 30代1人 40代1人 50代1人 60代3人 80代1人	約 22 年	代表取締役社長、取締役2人、 総務·営業担当常務、事業統括担当常務、 会長、監查役兼子会社社長	8:00~18:00等				
	顧問	労働者	直接雇用	嘱託社員	5人	男性のみ			会計士、弁護士、社会保険労務士、環境顧問(環境計量士、定年後再雇用)、顧問(大手複写機メーカーOBで廃トナーの営業担当)	短日・短時間勤務 時間外・休日なし				
本体	正社員	無期		正社員	67人	65:9	平均 45.0歳 20代9人 30代18人 40代18人 50代19人 60代10人	約 8.5 年	総務部(5人:総務、経理、マニフェスト管理・許認可申請管理)、営業部(13人:営業(圖客担当、顧客先常駐 労働者の管理含む)、契約、來客案的、WDS管理)、環境事業部工事課(15人:清掃・維持管理(清掃車、木撒き車の運転等))、同部物流課(14人:産業廃棄物の収集運搬(特殊回収車の運転等))、環境管理課(22、:汚泥等の分析、起車管理、車両整備、設備管理)、リサイクル事業部ンリューションブラザ(15人、圧縮・汚泥前処理、焼却、汚泥乾燥(各時間帯・3工程とも正社員1人は必ず配置)他)、同部部エコ・ブラザ(房長のみ1人)、同部第2エコ・ブラザ(房長のみ1人)、同部第2エコ・ブラザ(テーフ及びチーフをなり行のみ2人) 一一を配置※正社員は基本的に部長、課長代理、主任といった役職者(働航10年目以上から登用目安)に続いているか、事業運覧に不可欠た有資格者等で構成、	8:00~17:00 8:30~17:30 9:00~18:00等 実働7時間45分 リサイクル事業部に ついては6(早番)・8(中番)・12 (遅番)時出勤から最長23時ま で実働7時間45分の三交代制 物流課は、遠方収集運搬時は5 時から等不規則勤務があり得る 時間外・休日あり得る	事業所間	職更社あもを変正でて要		
	契約社員	*	有期契約労働者 直接雇用 ┃間は	有接脚 展	有 接 展	契約社員	3人				顧客先Bでの常駐(現地採用):工場内におけるゴミの巡回 収集・仕分け、収集車への連絡・引継ぎ、同業他社の参入 防止に係る情報収集等	8:00~17:00 時間外・休日あり得る	転勤は	な資格 等が まった
	パート	期契約		直 接 展 用 パート社員		4人	65:9			県の緊急雇用事業(不法投棄物撤去)を受託したため、要件に則り、失業者を期間限定で 雇入れ	フルタイムだが、 治体の指示に応じた勤務場所に現地集 合・現地解散の短日勤務 時間外・休日原則なし	はあり得る	く異なるため原則なし。同	
	派遣	働者	間接雇用	派遣会社 社員 (登録型)	2人		不明	通算 4年め	配車係(定型案件のみ)として電話応対 ・OA機器入力業務1人、第2エコ・プラザのトナー手解体等指導者1人	OA機器操作8:30~ 17:30×月18日、 解体8:00~17:00×月20日、 時間外・休日原則なし	が通勤圏	一職種 内で は、配 置転換		
	シルバー 人材		業務単位の 委託契約		3人	全員 女性	1 91		事務所(本社及び食堂)清掃、お茶の手配(2 人)、伝票整理事務(マニフェスト管理、1人)	清掃8:30~16:00の 実働6時間×月12日 事務9:00~16:00の 実働6時間×月6日	内	があり 得る		
	役員	無期		正社員	1人	女性	30代	約9年	代表取締役	8:00~18:00等				
	嘱託社員	有		契約社員	14人		平均		60歳定年後再雇用者(顧客先A常駐2人、顧客先 B常駐1人、ソリューションプラザにおける廃棄物の選別(1 6品目)、破争・粉砕3人、車両整備士1人、収集運搬2 人)、障がい者(廃棄物の選別前処理・補助5人)	フルタイム 時間外・休日あり得る				
子会社	パート	期契約労働者	直接雇用	パート社員	10人	20:5	56. 3歳 20代2人 30代2人 40代2人 50代2人 60代13人 70代3人		単純業務従事者(総務部・許認可申請1人、本社清 加1人、作業服売溜1人、工業用ミシ掛け1人)、60歳 定年後再雇用者及び新規事業(第2エコ・プラ ザ)関係の新規採用者にコ・プラザにおける魔のA機器 等から有価金属の取出 選別(特A~Cの4段階)や、ト ナー・インク分解3人、第2エコ・プラザにおける廃トナーの 手解体、トナー分離3人)	程度×週2~4日等、 短日・短時間勤務(清掃等)) ミシン掛けは週1日				
	シルバー 人材		務単位の 託契約	12人	全員 男性	67. 0歳		第2エコ・プラザにおける廃トナーの手解体 とトナー分離(リーダー1人、サブリーダー2人で業務指示、シフト管理等)	平均して一日当たり6~7時間 ×月16~18日(隔日)勤務 時間外・休日原則なし					

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

			職務		正社員と	契約	りのあり方		
	区分の呼称	中核的業 恒常的か/ 臨時・短期的か	務の性質 同じような業務 に就いている 正社員の有無	責任• 権限	比較した 客観的な 職務タイプ 分類	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	有	期労働契約にしている事由
	顧問	恒常的	無	有	高度技能 活用型	1年契約 毎更新	上限なく 自動更新状態		高度専門能力を、必要に応じて調達するた では処遇し切れないため
	契約社員	臨時•	無		別職務・ 同水準型	1年契約 毎更新	顧客先Bの都合によ る減員等なく、落札 できる限りは 更新する方針		毎年の入札結果により職務(顧客先に常駐 し廃棄物の巡回収集・選別、配車手配等) 自体が消失する恐れがあるため
本体	パート	短期的	無		軽易 職務型	6ヶ月 契約	更新なし (県の緊急雇用 事業の終了とともに 契約満了)	正社員について は、必ずしも役職 づきでない一般社	県の緊急雇用事業要員であり、職務の消失期限が明らかなため
	派遣	恒常的	有		別職務・ 同水準型	6ヶ月 契約毎 更新	3年上限だが、クーリ ング期間を挟み、手 慣れた同一人物を 継続雇用	員も多いが、いず れも職種専門性の 高い(他の人材に	正社員として適当な能力を持つ人材が 確保できない場合に活用するため(働きぶりを観察して適宜、直接雇用するため)
	シルバー 人材	但吊的		役職に	軽易 職務型	1ヶ月	単位で発注	代え難い)有資格 者(同社では専門 資格の取得を積極 的に奨励しており	正社員に行わせる必要のない定型的な 単純職務を、業務単位で委託するため
	嘱託社員	顧客先常駐は 臨時・短期的 ソリューションプ ラザにおける職 務は恒常的		就かせ ること はない	再雇用者= 正社員当時と 同様職務型 その他は 軽易職務型	1年契約 毎更新 あるいは 6ヶ月契約 毎更新	了だが、健康で就業 音分があり 柔切す	格者だけで延べ25 5人と一人平均3つ	毎年、健康状態を確認し、本人と職務・労働条件―処遇のありようを再合意するため
子会社	パート	恒常的	無		軽易 職務型	6ヶ月 契約 毎更新	上限なく	以上所持している 換算)であり、一方 でそうした役職・資 格を持たない人ま でを正社員で処遇	単純業務ゆえ、緊張感を持たせてモチベーションを維持するため(働きぶりを振り返り適宜、「反省してもらう」ため。第2エコ・プラザ(の新規採用者)に限っては新規事業であり先行き見通しが立たないため
	シルバー 人材	恒常的			別職務・ 同水準型	1ヶ月	単位で発注	する必要性は感じ ないため	繁閑(OA機器の排出には隔年、月単位でムラが大きいため)に応じた雇用調整弁にする(そのため、有価金属の選別等重要な職務はパートに任せており、一方で手解体、破砕・粉砕等代替のきく職務をシルバー人材に委ねている)ため

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

Г	Г		契約	りのあり方	d= 44 (154) = 4		実際の	契約終了	あり方
		区分の呼称	契約期間	更新回数・ 勤続年数の 上限設定	契約締結時の 書面明示	更新のあり方	更新状況 (個別の最長 勤続年数)	予告・手続き	雇止め ・トラブル経験 対応方策
7 (2	* * *	契約社員	1年 契約毎 更新	顧客先Bの都合による減員等なく、落札できる限りは更新する方針	「雇用契約書」の中で、雇用 期間、勤務場所、仕事内 容、就業時間、休憩時間、 休日・休暇、賃金支払日、 「再契約する場合は、1ヶ月 前に別途協議する」旨及び 右記・特記事項を記載し、署 名・捺印で確認させている	雇用契約書上の更新に係る記述は「1年契約とする。ただし再雇用契約する場合は1ヶ月前に別途協議する」とし、特記事項で「顧客先Bから、委託契約解除の申し出があった場合は、雇用契約は終了する。また、就業状況は著して下良で、就業に適しないと認められる場合は予告をもって終了することがある」と記述	約8年	顧客先Bからは、契約切れが判明次第 (少なくとも3ヶ月前までに子告しても らい、本人には遅く ても2ヶ月前までに 口頭告知する原則 にしている	れまでに最大5 人→2人まで縮 小したが、予め 契約書上で確 認しているた
二、会社		属託社員	契更あい6ヶ 毎 6ヶ 約 7 8	契約満了退職だが、健康で就業意望すれば個別に70歳超まで年齢制限なく雇用。現在の最	期間、勤務場所、仕事内容、就業時間、休憩時間、 休日・休暇、賃金(月給水・ 十交通費支給、あるいべ時 給850円+交通費等)、社会 分とはでする。 分とは、 分、過職金なは、 り、 り、 り、 し、 り、 し、 り、 し、 り、 し、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、	再雇用者については、60歳定年一年前に本人意思を確認し、知力、体力、気力、能力、規律態度等の選定基準に照らし、不公平感が出ないよう上長2人で評価する。基準に満たないB、C項目がある人に関しては、期間中(1年後まで)に目標を上回るよう要請するなどしてフォローアップし、結果的に不可欠な有資格者や技能伝承者(後進への技術指導など職人的な技術の持ち主)については、顧客先常駐やソリューションプラザ等で勤務させ、1年契約毎更新・月給制・社会保険加入ありとするが、基準を下回ったような希望者についてはエコプラザ、第2エコプラザ勤務とし、6ヶ月契約毎更新・時給制・社会保険加入なりとする。パートとはいえ、同社に長年尽くしてくれたため、簡単に雇止めするつもりはなが、更新に係る記述は「1年(あるいは6ヶ月)契約毎更新とする。たじ再雇用契約をする。たじたは1ヶ月前に別途協議する」と明記された。場等ごとに雇用契約をする。たらにモチャンがば働きぶりを見つめ直し、さらにモチィーションアップして頑張ってもらうための重要な機会として活用している	約10年	同社を支えてくれ た人材のため、基 本的に任せる職務 がある限りは、長弟 にあるが、仮にせざ るを得ない場合 は、少なくとも1ヶ月 前までに口なる することになる	断で重大な病 気が発覚し、治療に専念させ たケース等にと どまる。いずれ

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似する正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

同社では、正社員も原則として職種限定であり、配置転換も本人希望がある場合に認めるのみで、ほとんど行われていない。正社員は基本的に役職者か、事業運営に不可欠な有資格者で構成しているため、それらに該当しない有期契約労働者(顧客先(遠隔地)で常駐勤務のため現地採用した契約社員、定年後再雇用の嘱託社員やパート、障がい者、新規事業分野(第2エコ・プラザ)で新規採用したパート)との間で、均衡配慮の必要性はまったくないと考えている。他方で、正社員については完全年俸制としており、年功に依らずに現に行っている職務と比較して妥当な水準となっているか、職場の皆が納得できる公正さが担保されているか等、年間を通じての賞罰(昇進・降格等)をすべて公開することで、互いに確認できるようにしている。また、同社の職務の性質上、不慣れによる些細なミスが大惨事にもつながりかねないことから、原則として長期継続雇用が望ましいと考えており、ワーク・ライフ・バランスの充実や資格取得の促進、健康で希望する限りの継続雇用等、安心して働き続けられる環境整備に注力してきている。

				処進	男 状況					均衡	正社員	労
	区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	月給	手当	賞与		福利厚生		適用 される 就業規則	待遇対象	転換対象	組加入
本体	正社員	完全年俸制	職種及び個別に任されている職務、動能、役職、資格に応じた 等級一年収テーブルに基づき、年度当別に側別年収を決定。 それを14等分し、月結及で夏・冬ヶ月分十つの賞身とする。な お、月結については生活維持のため基本的に降給させることは ないが、賞与については生活・大・ケージョンアンブのため、評価結果 を直接反映し、整備、八年一学・アンブのため、評価制度としては年回、全社長に「職婦書性評価チェック表」 を自己申告させ、機のの役割や日様の理能とするとせに、部 長、課長、課長代理の3評価者で必定な評価を実施。本人の適 材画所(副本案部内での職务配置)や資格取得支援、場合に よっては他事業部への異動―といった人材育成に役立てるほ か、モチベーションを高めるため質与増減に反映している		平均的には 年間2ヶ月	有	①職場根離会(社員旅行(全額会社負担) 忘年会・新年会(回避補助)等)②親和会制度 (各種配)金、中態を等・会費月1,500円) ③水年勤続表彰制度(10年目で旅行券20万 円)(資格取得支援制度、業務と要な資 核取得・延期でよる作文制と要な資 経取得・延期である。 の福利甲生施の利用の全土員の作業服の 洗濯(汚れ物の対場かなし)等、また、3低職場 のイージを払し、清潔で信みるる職場へ、 いに前し、健康管理の充実(定期的なメタボ健 数 供養等)や、コミューケーション強化、職場 根の徹底等(本)に、取り組んで、職場 根の徹底等(本)に、取り組んで、職場	健康 厚年 程保 労災 規則		基に者資で正本役か格あ社		
	契約社員	月日給制	日給8,000円換算	時間外手当	無無無		制服貸与 休日・休暇は正社員同様			と、そうでない有期契	igsqcup	
	派遣	時給制	時給1,550円	時間外手当 交通費支給 なし					有労働 者では 人材価 値が	制度は ないが対象 実績もあり	労組なり	
	シルバー 人材	単業 位務	時給750円×人時換算							まったく 異なる ため、均 衡配慮		
子	嘱託社員	/時給制	再雇用者・月給制については、60歳定年当時 の70%水準(約23.5万円等)を支給)残り3 0%水準は雇用継続給付金を申請して補填) 再雇用者・時給制については、時給850円等	時間外手当 交通費支給	寸志として遅刻・欠勤 の有無、事故等労災 の発生状況等を重視 する評価結果に応じ 5、10、15、20、1ヶ月 満額分の範囲で支給	特	有休は法定通9付与 福利厚生は希望により親和会に 継続加入可等	月給制 は労 入 お り お わ 制 に り た お れ れ れ れ り れ り れ り し れ り し れ り し り し り し	社員就規則	の必要 はまっ たくない と考えて いる		
子会社	パート	制給	時給800~900円(更新時に上長評価に応じて 増減)	交通費支給	無	み	有休なし 年1回の健康診断あり	無			/	
	シルバー 人材	単業位務	時給800~900円×人時換算									

5. 有期契約労働者から正社員への転換状況

・ 正社員が必要な場合は、新卒・中途で採用³⁸するため、ルールとしての登用の仕組みはない。ただ、結果的に登用した実績はある。道路清掃工事の際、他社で旗振りのアルバイトをしていた女性の根性を見込み、同社の第2エコ・プラザのパートとして直雇用した上で、本人に強い正社員希望があったことから、1年後に同プラザの正社員へ登用した。同

_

³⁸ 試用期間として 2 ヶ月間の有期労働契約を締結(雇保、労災のみ加入)し、人物資質や働きぶり等をじっくり 観察、本人にもこの職場で働いていけるかを確認してもらった上で面接を行い、最終的に判断(上長評価の聴 取と本人意思の再確認)し、本採用(健保、厚年にも加入)する。

プラザのチーフ不在時の代行業務を担っている。

・ また人手不足の折、割高ながら導入した派遣社員(エコ・プラザの解体業務員 2 人)に ついても、現行の手取り水準の時給と交通費の全額支給を約束した上で、派遣会社を自主 退職してもらうことを要件に、直雇用・パートへ切り換えたこともある。

事例21 中小④ (教育機関)

1. 全労働力の活用構成

全学	労働力の活	·用状況('09年4	月1日時/	点)	労務提供の質	人材活用の 仕組み					
区分の呼称	/業務契約 再雇用社員	、直接・間接雇用 、いわゆる正社員、 、契約社員、パート 土員、委託契約等	人数	男女比	年齢構成	所定労働時間 の長さ 時間外・休日労働 の有無		転居転勤	配置転換職種変更		
理事等 (校長、教頭、 事務局長)			3人	2:1	平均 65.0 歳	管理職 (学校経営に係わるすべての業務、 教職員採用決定権者)			-		
専任教員	無期					38:34	平均 42.3 歳	教務職 (授業(教科)担当、学級担任、公務 分掌(教務) 生徒指導、入試広報、 保護(図書視聴覚、進路進学指 導、保護者対応の中から2つ)、 部活動指導、入試以外の 広報活動(説明会等)	フルタイム (月〜土の6日制(ただし 頭1日分は研修日として 特別休暇扱いのため、 実質的には5日削)で、 8:15〜16:00までの 7時間45分勤務 時間外・休日あり	無	配置転換は、 クラス換え等の 形であり得る 管理職種への 登用があり得る
専任 事務職			9人	3:6	平均 35.4 歳	事務職 (財務·経理系(学費納入管理、教職員の給与取扱い等)、人事系(教職員の雇用管理等))			配置転換なし 管理職種への 登用はあり得る		
非常勤 講師	労働者 直接雇用	契約社員	35人	13:22	平均 48.4 歳	一般的科目の教員職	パートタイム (契約した曜日・時間帯 のみ、あるいはフルタイ ムでも隔日等勤務日数		クラス担当は 持たないため、 配置転換なし		
嘱託講師	有約 用		12人	2:10		専門的科目の教員職	が限られる) 時間外・休日原則なし		職種変更なし		

2. 有期契約労働者に任せている職務と、あえて有期労働契約にしている事由

	職務				職務 正社員と		
区分の呼称	主な業務内容	中核的業務の性質 恒常的か / 臨時・ に就いている 短期的か 正社員の有無		責任・ 権限	比較した 客観的な 職務タイプ 分類	有期労働契約にしている事由	
非常勤講師	授業(教科:国語、英語、数学、 理科、社会、実技科目) の担当のみ	1年単位ではほぼ恒常	無	職位にも一切就かりラス担任等を受け持つこ	別職務・同水潍	教育は質の担保が重要のため、教員は本来的には長期雇用すなわち無期契約が望ましいと考えている。にも係わらず、教科担当教員として、授業部分に限り有期契約も活用しているのは、①当校としては専任教員になってもらいたいくらいの優秀者だが、予備校と掛け持ちしたい、複数校で経験の幅を拡げたい・さまざまな生徒と係わりたい、60歳以上(3人)のためフルタイム勤務は体力的に厳しい、といった個人的理由で本人が希望わしいかの見極めのため、試行的雇用(「見習い」)期間として有期労働契約を活用しているから(登用のタイミングも、専任教員の定年や退職(夫の転勤や本人の結婚・妊娠、病気等)に応じて随時、行われるため)③生徒数が減少した場合等に、勤務時間数等を調整し得る余地を残しておきたいから――等である	
嘱託 講師	専門的な授業(教科)担当のみ ①うち6人:高大連携科目につ き、附属大学からの招聘教授② 2人:茶道師範③2人:英語会話 用外国人④1人:衛生カウンセ ラ一⑤1人:実技科目の補完とし て体育理論講師	的に存在		かない ことはなく、	高 活 _使	嘱託職員を有期契約で活用しているのは、①附属大学等との交流授業(高・大連携科目)として、極めて専門的な人材(インテリアデザイン、ファッションデザイン等の専攻者)を必要に応じ、招聘するため(その処遇も謝礼として個別契約するため)②個人都合・ニーズで入替わりも多い、茶道の先生や英語用外国人講師等を適宜、調達するため③カウンセラー等の雇用市場は、有期労働契約が一般的なため――等である	

3. 有期契約労働者の契約・更新、雇止め状況

	契約	約のあり方				のあり方
区分の呼称	契約期間	スパー 勘結年粉の 一 一 書 町 明 示 ー		更新のあり方	予告・手続き	雇止め ・トラブル経験 対応方策
非常勤 講師	1年契	新卒教員を 正 教員望程 は3年新 は3年新上 限なし 限なし	雇入れ時の労働契約 書等は一切手交してい ない(雇入れ時に就職 承諾書を提出してもらう のみ) 労働条件通知書等も手 交していない(労働条	更新基準も特段、定めておらず、勤務態度に問題(生徒とのトラブル・クレーム等)がなく、勤務時間・労働条件等につき特段調整の必要(当校都合で勤務時間数の削減等がある場合は、前年11月末までに通知)がない限りは、いわば自動的に更新している(本人から更新辞退の申し	新で、転換 者主 大型 発生 を主 を主 を本を本 を本 をで をなる。 で、12す で、前に で、前に ででである。 でである。 でである。 でのでのである。 でのでのでのでのである。 でのである。 でのでのでのでのでのである。 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	トラブル
嘱託講師	約毎更新	基本的に上限なし	件の明示は、ホーム ページの募集要項掲 載で代用している。明 示内容は待遇につい て「東京都教職員給与 を基準に独自の給与体 系で若干厚遇」と記述 のほか、勤務地のみ)	出がない限り、契約自体は淡々と更新され、4/1付けで新たな辞令が交付される。その際、本人署名や捺印等を求めるようなことは一切行っていない)。その上で、更新後の労働条件の変更等の明示については、強いて言えば講師委嘱書(格付け・号俸を明記)を発行している		経験は一切ない

4. 有期契約労働者の処遇状況(類似正社員との均衡待遇に配慮する取り組み)

非常勤講師(有期契約労働者)も専任教員も、担当する授業(国語、社会、数学、理科、英語、実技科目の6教科目別)に限れば同様業務を行っているが、専任教員にはさらに、①学級担任や、②校務分掌のほか、③入試以外の広報活動(私学協会主催の合同説明会、整主催の説明会、当校が独自に開く説明会、入試説明会、夜間説明会、帰国生説明会、5年生以下の学校説明会、オープンスクール等)への参加の分担――等が課される。特に広報活動は、土日や平日夜間に行われることもあるうえ、少子化の進展に伴い、生徒争奪戦が激化する中で、その比重が高まる一方にあるため、繁忙感が強い。こうした点で、両者の職務は明らかに異なるため、均衡待遇の必要性はないと考えている。むしろ同校としては、各人の職務・働き方に照合して本人が納得し得る妥当な待遇となるよう、経歴や年齢等を勘案した初任格付けや、講師としての能力や適性等を反映した1年単位の昇給・微調整等に配慮している。同校では本来、専任教員・非常勤講師とも目標管理制度や能力・行動等の評価を行い、その結果を適切に処遇へ反映すべきだと考えており、現在、その仕組みを構築中である。

									均衡	正社員	
区分の呼称	年俸/ 月給/ 時給	月給	手当	賞与	退職金	福利厚生	社会 ^{適用} される 保険 _{就業規則}		待遇 対象	転換対象	労組 加入
専任教員	月給制	基本賃金(基本的には 東京都教職員給与規 定の各号俸表に準じる (当人の経歴や年齢守 を勘案し、初任格付け を行う)+当を付かけ 老干の改善を付加付 ・特別手等(教材作 成・研究等の時間外見 直し勤務として基本負 金の数%を一律上乗 せ)	役割手当(教科部長手当、学年主任手当、事務局長手当等として1.5~2.5万円。個別の働きぶり(職務の偏り・多忙度合い等)に応じて支給) 扶養手当(東京都規定に準じる)住宅手当(9千円上限) 部活動手当(学内での指導・監督等は時給当たり数百円で申請に基づき支給。学外への遠征等は出張手当を支給)入試手当として土日に①試験官や採点を行う場合の手当(年間一律定額(②入試用教材等を作成する場合の手当(任された人のみに支給)——の2種類を支給交通費全額支給	年間 4.9ヶ月 程度	有 (東京都 私学財団の 制度を適用)	私に研じて サストリン サストリン は で で り で り の り の り の り の り の り の り り り り	雇保保労災	専任教員用	ı	ı	○ (組織 室は 5割 以下)
非常勤 講師		個別設定時給(基本的 には東京都教職員給 与規定の各号俸表に 準じる)×コマ数		年間2ヶ月 程度 (ただし夏季・ 冬季休暇中、 出勤義務なく	無 (ただし勤続 年数に応じ、 若干の餞別 金(5万円上 限)を支給(と	生徒と共有の食堂		非常勤	配慮の 必要な しと考え ている	試行的雇 用期間と して活用 しており、 実績もあり	
嘱託講師	時給制	専門性等を勘案した個別設定時給×コマ数 大学からの招聘(大学の専任教員)に対して は、謝礼として支給	交通費全額支給のみ	平均月収 (通 年	はいえ一律 の規定ある重集 の情意には表 でした。他 は の情意にに会 が り り り り り り り り り り り り り り り り り り	施設利用 (実質費補助)のみ	健保労災	・嘱託講師用		そもそも 本人希望 なしと考え ている	

- ・ 教員採用(例年10月下旬)に当たっては、①翌年4月1日時点で学卒・修士了②教員専修あるいは1種免許取得・見込③健康かつ学校教育法9条に抵触しない④大学進学指導ができる――者を対象に募集し、「なぜ教師になりたいか」をテーマにした作文のほか、簡単な筆記・面接試験と模擬授業で選考を行っている。合格者は一旦、非常勤講師として採用し、専任教員にふさわしいか否かの見極め判断を充分(通常は1~3年程度)行った上で、最終的に①専任教員に登用②本人希望と合致するようなら非常勤講師のまま継続勤務③専任教員を目指すなら、(本人の今後の可能性を考えたらあまり引き留め、期待感だけ持たせても申し訳ないという思いから)他校を含めた可能性を模索するようアドバイス――のいずれかを判断するようにしている。ただし、これは運用上の慣行であり、内規等の定めはない。
- ・ 専任教員への登用基準については、募集要項の中で「実力、授業実績、勤務態度等を評価し、専任教員に昇任させる」と明記するのみで、それ以上の具体的な説明は行っていない。就業規則にも関連する事項はないが、採用時面接で質問された場合には、「校長と教頭、事務局長、教科部長等で客観的に、教え方(校長らが日頃より授業風景を見回り、適性について詳しく観察している)や人物資質をはじめ、生徒のハンドリング能力等の適性を見極める」などと口頭で説明を付け加えている。2000年からこの間、非常勤講師より専任教員への登用実績は年間3~4人程度(登用率は約7割)で、通算すると35~40人程度になっている。ただし、団塊世代の退職もあり、その入れ換えがスムーズに進んできたこ

れまでとは違い、少子化の進行で学校経営は良くて現状維持と予測される。その一方で、 学力水準やブランド力維持のためには、単純に生徒数を増やす拡大戦略も取りづらいが、 正社員転換の機会は、今後とも確保したいと考えている。

労働政策研究報告書 No. 126

有期契約労働者の契約・雇用管理に関するヒアリング調査結果 -企業における有期労働契約の活用現状と政策課題-

発行年月日 2010年9月24日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

(販売) 研究調整部成果普及課 TEL:03-5903-6263

FAX:03-5903-6115

印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2010 JILPT

*労働政策研究報告書全文はホームページで提供しております。(URL:http://www.jil.go.jp/)